

取引委員会は、市場の確定、競争阻害行為の立証に時間がかかり過ぎていたのではないかとこのような指摘もありました。

経済産業省と公正取引委員会の連名の紛争の処理ガイドラインは先ほど御答弁にありましたけれども、具体的にその実績について資源エネルギー庁長官にお聞きしたいし、また、現状をどのようにお感じになっているかについてもお聞かせ願えればと思います。

○岡本政府参考人 紛争処理ガイドラインにつきましては、平成十一年の電力の部分自由化に伴う制度改革にあわせて、十一年十二月に、公正取引委員会との間で、共同で「適正な電力取引についての指針」ということで作成し、公表いたしております。

これまで私どもも伺っておりますところでは、紛争事案あるいは相談事例等で五十六件というのが寄せられておまして、そういった事例への対応の蓄積を踏まえまして、先ほど申しました十一年十二月に作成をしましたガイドラインを昨年七月に、さらにより公正な市場環境の整備という観点から、広く各方面に意見を聞きした上で改定を行いまして、さらなる今の実態に合ったガイドラインの運用ということで、公正取引委員会ともども、私どもも対応しているところでございます。○平井委員 それで、これからどのようにされるかということもちょっとお聞きしたかったのですが、同じことを公正取引委員会にお聞きしたいと思います。

連名ガイドラインの実績、調査開始から調査終了まで時間がかかることを多くの方が指摘されておりますが、実際に案件が持ち込まれてからどのぐらいの時間で処理されているのか、また、現状のままで十分と考えておられるかどうかについてお聞かせ願えればと思います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のガイドライン、平成十一年十二月に公表されておりますが、それ以降、公正取引委員会が電気事業者に対して独占禁止法上の違反と

いう被疑事件で調査を行ったものは三件ございまして、そのうち一件について警告を行い、他の二件については審査の途中において独占禁止法上の問題が解消したもので、独占禁止法違反がその後起こらないように指導を行った上で審査を終了してございます。

これらの事件の処理に要した期間でございますが、五カ月をからなかったものもございますが、公正取引委員会の事件審査着手後においても、既存の電力会社と新規参入業者との間で部分供給や常時バックアップに係る取引条件をめぐる交渉が継続されていたなどの事情がございまして、それを見守る必要もあるなどの理由から、事件審査の着手から審査終了までに六カ月、半年を超えたものもございます。

しかしながら、迅速化ということは大事なことでございますので、公正取引委員会では、IT・公益事業分野における新規参入阻害行為等の独占禁止法違反行為に対して迅速に対処できるよう、平成十三年四月以降、IT・公益事業タスクフォースを設置しているところでございまして、本年三月二十八日の閣議決定におきます規制改革推進三カ年計画においてもこうした事業分野に対する迅速な対応が求められていることもあり、今後、タスクフォースの体制、機能の強化を通じて、より一層迅速に対処してまいりたいと考えております。

○平井委員 スピーディーな紛争処理というのは非常に重要なことだと思うのですが、大臣にお伺いしたいのですが、電気通信分野では、一昨年総務省が紛争処理委員会を設置して、スピーディーな紛争処理で実績を上げています。私もホームページでチェックさせていただいていますが、それなりの効果があるように思います。電力の紛争処理のスピードアップも当然しなきゃいけないのですが、どのような実効性のある政策をお考えになつておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘のように、紛争処理に関しては総務省が非常にスピードアップをやつてい

る、そういう事例も私どもも承知をしております。具体的な体制整備につきましては、私どもとしては、今後鋭意検討をしていかなければならないと思っております。外部有識者の積極活用等による専門性の強化を初めとした所要の組織整備等を行うことによりまして、御指摘の迅速性の確保も含めまして、行政に対する要請にやはり積極的にこたえていかなければならない、こう思っておりますので、御指摘のとおり非常に重要でございますから、これは大車輪でやらせていただきたい、このように思っています。

○平井委員 今大臣がお話しになりました、中立機関をつくって紛争処理に当たるということですが、そのメンバーとかどういう構成にするかというのには非常に重要なことだと思います。私、本来、紛争処理というものはやはり公的機関がやるべき問題だと思っております。例えば総務省の場合は、八条委員会ということであります。

今度どのような形をおつくりになるかということとを私も今十分には存じ上げませんが、最終的にはやはり国がある程度責任を持つという形じゃないと、その最低の権限というふうなものについて、問題もあらうかと思えます。その点について、大臣、何か御意見がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○平沼国務大臣 送配電等業務支援機関及び電力取引所については、具体的には今後検討を深めていくことになりまして、情報システムの設計を含めましてその具体的な業務の実施に当たっては、広く関係者の要望をよく聴取しまして、これらが公平かつ透明で、かつ安定供給を阻害しないものとなることが重要であると認識しております。

特に、電気事業法上の位置づけを与える送配電等業務支援機関は、送配電システムの公平性を担保する重要なメカニズムでもあります。このため、そのシステム設計においても、公正かつ的確な支援事業の遂行に支障を及ぼすことがないように、適切に監督をしていかなければならない、このように考えております。

電力取引所につきましても、その運営主体については、透明公正な手続、公正なルール等に基づき中立性が担保されていることが重要でありまして、このため、経済産業省といたしまして、システム設計を含めた設立準備に向けた動きを十分注視してまいりたい、このように思っているところでございます。

○平井委員 システム設計についてはこれからお聞きしようと思つていたところですが、私もこの法案には賛成の立場で、システム構築に関して留意しなければならぬ幾つかの点というのをこれから指摘させていただいて、また、お願いもさせていただきたいんです。

それでは、まず資源エネルギー庁長官に、現在の十電力会社、すなわち電気事業法上の一般事業者が構築している送電系統運用システム及び供給運用システム、また中央広域連系のための給電運用システム、すなわち中央給電連絡指令所のシステムの現状がどのようなものになっているか。差し支えがなければ、システムの契約者、契約形態、そして保守、運営のコスト等をお聞かせ願えればと思います。

○岡本政府参考人 一般電気事業者は、各供給区域のネットワーク内の電力需給を管理する中央給電指令所を各社ごとに一カ所設けておまして、そのもとに階層化されました地域給電制御所や支店給電制御所等を設けております。各社のシステムは、需要の規模、それからその分布状況、電源構成、系統の状況等に依じた独自のシステムとなつておると承知しております。

それから、電力会社から構成されます中央電力協議会の中央給電連絡指令所につきましては、一般電気事業者の間で日常的に行われております電力融通や緊急時の電力融通を含む、いわゆる広域運営に関しまして、各電力会社間の電気のやりとりを連絡調整する、そういうことで給電連絡指令システムが構築されておまして、各社の中央給電指令所のシステムと連携をしまして、広域連系の電力潮流の監視等を含めた各社間の電力融通

の監視等を行っているところでございます。

各社の系統運用システムにつきましては、大手の重電メーカー等からシステムを購入しております。その保守等のコストは各社によって異なっておりますけれども、それぞれ年間六億ないし多いところだと八億ぐらい、小さいところだと六億を少し下回るぐらいの、そういった数億円オーダーの経費がかかっていると聞いております。

それから、中央電力協議会の中央給電連絡指令システムにつきましては、これはリースでありますので、そのシステムの保守等を含めた中央給電連絡指令所の年間の運営費としまして、これまた数億円、同程度の費用がかかっているというふうに承知をしております。

○平井委員 このシステムの問題というのは、今まで余り具体的な中身がチェックされていなかったんですが、私も、e-Japan重点特命委員会、今、中央省庁の四十一のレガシーシステム、古いシステムのの中身について精査をさせていただいて、いろいろな問題が出てきたわけでありまして、先ほど長官の方から話がありましたが、具体的な中身はまだお聞きしておりませんが、大手I-Tベンダーとの随意契約を繰り返しているようなケースは中央省庁の場合にも大変多くて、それが高コストにつながるというふうな指摘もあるわけでありまして、業務の継続性を余りにも重視するが余りに、巨大なシステムが長年にわたり非競争環境に置かれてきたこと、その支出の大半がシステムの維持運営に費やされ、効率性に関する十分な検証がないまま拡充されてきたことというのは、日本のシステムの中では非常に多いことであります。

そういうことで、今回新たに創設される予定の送配電業務支援機関、電力取引所に関しても、新たな情報システムが調達されるというふうに私も聞いておりますが、その情報システム調達に関しては、セキュリティの問題は十分に考えなきゃいけません、公正性と透明性を確保することが、そういう大きいシステムの調達のリスクを低減す

ることになると思います。

今まで、いろいろな中央省庁のシステムでレガシーになってしまったものというのがたくさんあるわけですが、そういうことにならないように、これから、電力市場の公正競争の確保により活性化を図るためにも、その情報システム設計に関しては、当然、既存の電力会社、新規参入者の要望を十分に反映させなければならぬと思います。

これで、この調達の問題とか、最終的には公正な市場形成と、これも公共料金にかかわる問題でありますから、このシステム設計についての基本的な考え方、今中央省庁でやっているレガシーシステムの改革と同様に、やはりある程度指示をしていかなければならぬと考えておりますが、大臣の御意見はいかがでしようか。

○平沼国務大臣 御指摘のように、レガシーシステムというのは、過去に構築された古くて大きくなった情報システムのことでありまして、保守、管理、運用等に関し競争入札を行うことなく、大手I-Tベンダーと随意契約を繰り返している例が多い、それは御指摘のとおりだと思っております。送配電業務の支援機関及び電力取引所については、先ほど来御答弁申し上げておりますが、具体的には今後検討を深めていくことになりますが、公正な競争を確保して、安定供給を引き続き確保する観点から、情報システムの設計に関してのみならず、その制度整備に当たりましては、関係者の要望をよく聴取することが重要だと思っております。また、特定の者のみを有利に扱う等により公正かつ的確な業務の遂行に支障を及ぼすことがないように、これは注視をしていかなければならない、このようにも考えております。

さらに、当該支援機関や電力取引所のシステム調達については、電力市場関係者が集まって、民間主体で設立されるものであるために、効率的運営に努められることは当然である、このように認識しておりますが、可能な限り競争入札等を活用しつつ、適切なシステム構築がなされることを私どもとしては期待している、このようなことでござ

います。

○平井委員 競争入札を導入するというのは、私も大賛成であります。

それでは、資源エネルギー庁長官に対してもお聞きしたいんですが、送配電等業務支援機関、電力取引所で用いられる情報システムについては、電力資源の公正競争を確保する観点、先ほど指摘させていただいたレガシーシステム化を防ぐ観点から、特殊な仕様による特別な契約もしくは随意契約はできるだけ排除すべきではないか、そのように考えておられて、原則として競争入札による調達という方が私はいいと思いますが、エネルギー長官はいかがお考えでしようか。

○岡本政府参考人 ただいま大臣から御答弁申し上げましたとおり、送配電等業務支援機関、それから電力の取引所、いずれも民間の主導でこれから立ち上げ、一連のルールあるいはそれを支えるシステム、そういったものの整備が行われていくということになってまいろうかと思っております。

その際に、先ほどまさに大臣御答弁申し上げましたとおり、私どもも、効率的な運営ということと、それから、調達に当たって可能な限り競争入札等を活用しながら、いいシステムが構築されていく。先生おっしゃいますように、公正競争というものと、それから、ちよつと事柄の性格上セキュリティというところも一方で、先生からも御指摘のありましたとおり、考慮する必要がありますでしょうから、そういったことを踏まえた適切な調達となされるように私どもも期待しております、そういう目で見ればこれから相談にも乗ってまいりたいと考えております。

○平井委員 時間が来ました。

原則競争入札とすべきであるということが確認できただけでも、私は非常によかったと思います。ありがとうございます。

○村田委員長 増原義剛君。

○増原委員 自民党の増原でございます。きょうは二十分時間をいただきましたので、できますれば時間の範囲内で四点お聞きしたいと思います。

まず第一点でありますけれども、大きな自由化に向けての流れ、それに沿ったこのたびの電気事業法やガス事業法の改正といったことは、私は非常に時宜を得ているんだろうと思っております。そしてまた、急激な自由化ではなくて、とりわけこれはライフラインでありますので、慎重の上にも慎重に、よく議論を尽くしてやっていく、これも私はいいと思います。ただ、そうした中で幾つかの疑問とかあるいは問題点があるんじゃないかなというところがあるものですから、質問をさせていただきます。

第一点は、先般、昨年ですか、エネルギー政策基本法、議員立法で通しました。三本の柱、安定供給と環境配慮、そして市場競争、こういったところでございますけれども、そこにはエネルギー基本計画をつくるというふうになっておりますね。この基本計画はまだ実はできていないわけでありまして、そうした中であって、このたび自由化に向けた業法の改正ということがあります。これはどういうふうな関係になるんだろうか。

やはり私としては、基本計画をしっかりとつづけて、その中で全体像を示して、そのワンステップとしてこのたびの業法の改正というふうに来るのが順序じゃないかというふうに思いますが、その点、いかがでございましょうか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

昨年の六月に、御指摘のようにエネルギー政策基本法の制定がございました。我が国のエネルギー政策をめぐりましては、原子力発電をめぐる東電の事件がございましたし、それから米国等によるイラクの戦争、こういったものがございまして、重大な出来事が続いたわけであります。こうした事態を踏まえまして、早急に必要に対応に全力を尽くすとともに、エネルギー政策のうち緊急な対応を要する主要な事項については、他に先駆けてエネルギー政策の見直しという形で今回対応させていただいた、こういう背景がございまして、エネルギー基本計画については、これらの出来

事の持つ政策上の意味を十分に踏まえるとともに、現在、総合資源エネルギー調査会の意見をいただいている、このような段階でございまして、今後、関係行政機関からの意見聴取や地方公聴会、こういったことを開催しまして、この夏をめどに策定するように今努めているところでございいます。

これに対して、今般の電力、ガスの制度改革は、現行法の中に、御承知のように、法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとの規定に基づきまして、平成十三年十一月から関係審議会での検討を開始するなど、現行法に基づき従来から対応してきたものであります。

また、今般の電力、ガスの関連法案は、いずれも、エネルギー基本法の御指摘の三つの柱、この三つの柱の基本方針を具体化したものでございまして、エネルギー政策基本法を十分踏まえた、そういうものだと私も思っております、鋭意急いでまいりたい、このように思っております。

○増原委員 今の御答弁の中で、提案理由の方にもありましたけれども、基本法の中の三つの柱、安定供給、環境配慮、そして市場原理。そのうち、このたびはかなり市場原理の方から来て、それに安定供給の配慮も入れてとなっておるんですが、三点目の環境配慮は、条文のどこを見ても書いていないわけでありませう。

基本的には、それが自由化が進むことによって、よりシステム全体としての効率性が上がってきて、そしてエネルギーの消費量というんでしょうか、これが適正になっていく、むだを省いていく、そういうことでもって全体の、例えばCO₂の排出量が減っていくとか、そういう意味での環境配慮ということなんだろうなというふうに思っております。

それはそれとしまして、いわゆるエネルギーの長期の需給見通しも、十年ぐらいを見てつくられておりますね。それと、今これから策定されよう

とされている基本計画、この関係はどういうふうになるんでしょうか。一部には、基本計画は施策の定性的なものを並べ、そして需給見通しは定量的なものだから、それは別に矛盾するとかしないとかと、こういったような議論もあるんですが、その点につきまして何かございしたら、長官でも結構です。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

エネルギー基本法が議員立法で制定されたわけですから、その際の国会における御審議の場での法案の提案者の方々の御説明によりまして、エネルギー基本計画は、法律にありまして三つの基本方針のつとめて、十年程度を見通して施策の基本的な方向性を定性的に示すものというところで御答弁があったというふうに私も理解をさせていただいております。

一方で、総合資源エネルギー調査会が策定しております長期のエネルギー需給見通し、こちらはまさに将来のエネルギーの需給の見通しについて、これは定量的なものになっていくということになるかと思っておりますので、今私も基本計画の策定に向けて作業を進めていこうと思っておりますが、その基本計画を進めながら、需給見通しというものについても見直しの作業においおい着手してまいりたいと考えているところでございいます。

○増原委員 それでは、第二点目に移りますが、特定規模需要の自由化です。これがこれから徐々に小規模なものに移っていく、ある意味では自由化が進んでいく、こういうことなんだろうと思っておりますが、これにつきましては、法律のどこにも出てこないんです。

これは二条の二の定義規定ですかね、あそこには、経産省令で定めることになっているわけですね。これは、徐々に自由化をしていくのはいいんですけれども、これは明らかに、電力事業者なり国民にとっても、権利義務といましようか、利害に關係することなんです。そういうものをすんとし経産省令で定めるという形の、しかも定義規定

ですよ、そういうところでやっているというのは、法体系としておかしいんじゃないですか。本来、権利義務にかかわることは法律で定めるべきじゃないんですか。

今後の自由化の見通しと、省令改正になるんではないけれども、それと、この法体系についてどう思っているのか、長官お願いします。

○岡本政府参考人 部分自由化ということで、二〇〇〇年、前回、電気事業法改正を国会で御了承いただいたのでスタートしたわけでございまして、その際において、小売自由化の範囲、すなわち特定規模需要の範囲というものを省令にゆだねることになっていくわけですが、この自由化の範囲を定めるに当たりまして、使用の規模に応じます需要家の需給の実態、それから、特に価格交渉力というものが需要家の選択肢をふやす、拡大していくという方向を私も目指しております。

が、それとの関係で需要家の価格交渉力というものがどういうふうに変化していくかどうか。それから、需要家サイドで、例えば新規参入者の方々は同時同量のサービスというのがあるものですが、メーター設置というのが一つのポイントになってくるんですが、そういうところが需要家の区分ごとというふうに進んでいるかどうかとか、そういうところを見きわめながら対応していくという事情もあります。ですから、引き続き省令でやらせていただくという方向で対応させていただきたいと思っておりますが、それをやるに当たりますと、今先生御指摘のように、大変大事な点でございまして、総合資源エネルギー調査会の御議論とか、あるいは広くパブリックコメントとかいろいろな方面の御意見を丁寧に向いながら、私も、その点の作業というものは進めてまいりたいと考えているところでございいます。

○増原委員 今長官が言われたのは、行政内部の中における公平性の確保なんです。これは、国民の権利義務にかかわることは、私が申し上げているのは、法律で定めるべきじゃないか、それ

がいわゆる法律事項というものでしょう。ところが、これは裸で投げたあるんですね、すっと、省令に。そういう意味で、ほかにも幾つもあるんです。この業法は私に言わせると古色蒼然たる業法ですよ、電気事業法にしてもガス事業法にしても。

さつき同僚議員が、第一条の「目的」に自由化の推進というものが入っていないじゃないか、そういう議論もありましたけれども、やはり古いところに新しいものを入れようというところにはかなり無理があるんじゃないかなという感じがいたします。もちろん、運用はしつかりやっていたきたいと思っております。

同じようなことなんです、三点目です。

電気事業者が電気工作物の変更をしようとするときの条件を、第九条で、随分厳しくされております。これはどういうことなんです。

○岡本政府参考人 現行法におきましては、電気工作物の変更内容が電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがありまして、経済産業大臣がその変更について変更または中止を命ずることができないというところになっていくわけですが、他方では、私も、小売自由化が進展する中で、事業者が、例えて申しますと、安易な設備廃棄等によって必要な供給力の確保が困難になる、そういったような場合に一定の仕組みを設ける必要があるというふうに見えて、今回の電気事業法改正におきまして、大規模な発電設備の廃止等の電気工作物についての重要な変更については、電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすかどうかを経済産業大臣が判断をして、問題がある場合には変更命令を発動することが可能ということにさせていただきます。ただ、関係の規定を今御提案申し上げているところでございいます。

○増原委員 長官の今の答弁ですけれども、ちよっと私は不満なんです。

この九条の一項を見ましたら、こう書いてあるんです。省令で定める重要な変更をしようとする場合には。ちよっと待ってください。その「重

要な変更」と言うんだけれども、何で省令で定めるんですか。重要な変更であればなぜ法律で定めないので、そこあたりがおかしいんじゃないかと思うんです。いわゆる裁量行政の最たるものではないか。私は、そこあたりはもつときちつとしておかしいとおかしいと思うんです。そこあたりはやはり少し考えてもらわないと、大臣、何のための法律審議をしているんだということになりかねないんです。これは、極めて野党的な発言をしています。法律論として、ちよつとおかしいなと思うんです。

そういう意味で、九条それ自体は確かに重要な変更、それは電気事業者が勝手に重要な設備を廃棄して足りなくなつてというようなこともお考えなのかもしれませんけれども、しかし供給義務は負っているわけで、ダウンをさせてはいけないわけですからね。それにもかかわらず、こういうふうな、これは大変がちなことになっているんです。自由化を進めると言いながら、一方で大変な規制強化なんですよ。アクセルとブレーキを同時に踏んでいる、冷暖房同時にかけている、こういうようなところがこの法律は随所に見えらるんです。電気事業者の人を信用していないのか、原発事件があつたからというわけじゃありませんけれども、やはり少し、これは法体系としてはいいかなものかなという点が間々見受けられるなというふうに思います。

与党です。このくらいにしまして、第四点目ですけれども、いわゆる業務支援機関ですね。新たに設ける送配電等業務支援機関、第六章九十三条にありますね。これを見ますと、何かすごどこかで見たパターンだな、何かといったら、これはこれまでの分の、よくやつてきました認可法人です。特殊法人じゃないですよ、特殊法人は別の法律が要る。そうでなくて、業法などで書いて法人をつくる場合、認可法人でしょう。これは認可法人とどこが違うか。これ、全国一なんです。これは認可法人じゃないですか、長官。

○岡本政府参考人 この支援機関は、業務の性格

上、これは全国一つということになってござるを得ないと思うんです。これは送配電にアクセスするについてのルールでありますとか、あるいは送電網、連系線なんかの能力増強についての費用負担をどうするかとか、そういったことを定めていくということですので、どうしてもこの支援機関の業務としましては一つに限つてということですが、一方で、非常に大事な業務でござりますので、その公平性なり中立性というのをしっかりと担保する必要があるというふうには私も考えておりまして、その観点から、指定に当たつて基準をあらかじめ定めて、大臣が全国一に指定する。それから、一定の公的関与のもとで、業務の公平性、中立性というものが担保されるような、そういう仕組みとして今御提案申し上げているところでございます。

これは、もう先生よく御存じのとおり、今私も支援機関として考えておりますのは、民間が中心になつて、電気事業者、新規参入者あるいはユーザーの方々、学識経験者、そういう方々から構成される法人として、かつ中間法人という、そういうものを念頭に置きながら準備を関係者の間で進めていただいているところでございます。いわゆるある特殊法人なりそれから認可法人に比べますと、民間の主体性というものがやはり相当強い、そういう機関になつていくものというふうにも私も考えているところでございます。

○増原委員 できれば民間主体のそういう法人になつていただきたいと思いますけれども、これは中間法人と言われましたね。いわゆる公益法人なんでしょうね。ちょうど私、今党の方で行革本部で公益法人関係の調査をやっておりますから言うわけじゃないですけども、基本的には特殊法人なり認可法人、その中で公的に絡まなくちゃいけないものは独立行政法人にして、ほかはほとんどと民営化していく、自由化していく、これが今の小泉改革の流れなんです。我々の方でもそれで行つていられるんですよ。

これは確かに中間法人ですということですから

ども、これまでの公益法人などに検査、検定、試験業務などにつきまして渡して、これは指定機関なんです。これについては全部それをやめて、全部登録制にしよう、ですから、株式会社であつても何でも全部入つてこられる、そこで競争を促していこう、こういうふうな方向なんです。これは全国一なんです。競争でも何もないわけですよ。

公平性はわかるんですね。民間の主体性もやりたい。民間の主体性にしては、予算にしても収支報告書、決算書にしても事業計画書にしても、みんなかつての認可法人と全く同じパターンです。これは、認可法人じゃありません、指定するんです、あなたはそうおっしゃるけれども、形も中身も全く同じじゃないか、こういうふうに言われたときにどうするか。

しかも、当該法人は収入は何なんですか、法人である以上は、中間法人であれば、会費になるんですか。会費でそれを賄うんですか。では、収支は一体どうなるんだ、その会費はどういうふうにして決めるんだ、そこあたりがわかりません。その点につきまして。

○岡本政府参考人 支援機関は、基本的に民間の方々からの会費の収入で賄われていく、そういう性格になろうかと思ひます。

それから、全国一つという点は、送配電網にいろいろな人たちがアクセスをする、その際に公平に扱われる。それから、いろいろな情報の開示もトランススペアレンシーを極力高めるためにやっていたかどうか、紛争処理が起きた場合に、どういうルールに従つて紛争の処理についてのあつせんなりそういうことをやるか、そういう機関でござりますので、特に送配電アクセスのルールとかルールの運用状況の監視というのは民間の発意でやつていただく団体なんですけれども、全国ばらばらにそういうルールができたというのではまずいと思ひますので、そういう意味では、私も、全国一本ということではやはり押さえておく必要があるのではないかと思います。

その上で、行政がいきなりそういったものを定めるということじゃなくて、民間の関係する方々が集まつて、それで各関係者の協議に基づいてそういうルールをつくり、それからそのルールのエンプォースメントもこういうところで一義的には民間主導でやつていただく、そういう性格で考えておりますので、その辺の位置づけあるいは性格というものについて御理解をいただけたらと存ずる次第でございます。

○増原委員 時間が参りましたので、最後の、この支援機関、本来であれば期限なりそういうものを設けるべきだと私は思ひます。市場原理でいくのであれば、これは、やるのは公正取引委員会がやるべきだろう。では、主務大臣としては何をやるのかというときに、基本は、やはり大きな原則を法律に示しておいて、あとはそれぞれ民間で、自主規制機関なりそういうところでやつてもらう。自主規制機関にしては、これは余りにも法律でがらがらになり過ぎてしまつて、ちよつと民間の自主性を生かすというにはほど遠くなりかねない、そういう懸念もありますので、その点、十分に御留意いただきまして運用に当たつていただきたいと思ひます。

以上を申し上げまして、質問を終わります。

○村田委員長 松島みどりさん。

○松島委員 この法案審議に入ります前に、平沼大臣にちよつとお伺ひしたいことがござります。

東京電力が、原発の一基を復旧することを決めた。しかしながら、まだ夏には停電の危機があるということで、経済産業省にも対策本部が設けられました。特に、東京電力管内、首都圏でござります、一分、二分でも停電ということになると大変なことになるかと思ひております。

私、去年の四月にこの委員会、省エネ法の改正のときに質問させていただきまして、そのとき、どうも大臣から納得のいく答弁を得られなかつたので、ちよつとぶり返させていただきます。冷房の問題でございます。

国会の冷房、非常にきつうございます。経済産

業省は夏場でも暑いようでございますけれども、例えば、六月十八日に会期、これは延長せずに切れた場合、そこまでぐらいいしたら国会も冷房しない、最高気温が例えば二十七度を超えないと世の中冷房しなきゃいけないぐらいいの事をやっていけないだろうか。

そのために、大臣ぜひ、大臣は非常にファッショナブルな方でいらっしゃるのですけれども、どうか平沼大臣が上着をとって、ネクタイしないでもしゃれたシャツを着ていらしゃいますし、そういうことで、テレビへの露出度も高い方でございますので、大臣みずから、考えたら、町の酒屋さんとかお米屋さんとか工事現場の方、だれも上着ネクタイ、そんなのしていないんですね、かみしもを脱ぐ。

国会は、何か変な慣習があつて、上着を着なきゃいけないらしいんですけれども、これを逆張りに、私も国会の中でも変えていきたいなと思つてゐるんですけれども、大臣、国民向けのアピールとして、まずそれをやつていただけないだろうか。お願い事でございます。

○平沼国務大臣 今、東京電力の原子力発電所は、十七基のうち十六基が停止をしております。そして、今地元の皆様方の御理解をいただくべく努力をしております。絶対に電力の断絶があつてはならない、こういう努力をしておりますけれども、しかし、夏場のピーク時には、今の需給バランスでいくと厳しい事態が想定される可能性も十分あるわけでありませう。

そういう意味で、五月八日の日に、今御指摘のように、私が本部長になりまして関東圏の電力の需給の対策本部というのを立ち上げさせていただいて、そして今、中央省庁だけではなくて、きょうは西川政務官にも栃木県庁にまで行つていただいて、しっかりと節電のPRをさせていただいて、こういう運動を始めております。そして、九日、閣議でもそのことを申し上げさせていただいて、関係大臣、全大臣がこれに協力する、こういう形で進んでおります。

御指摘の、いわゆる冷房、そういうものに関しましては、私どもとしては、やはり全国的にテレビ等の広告をしながら呼びかけて節電をしていかなければいけない。それから、もちろん中央官庁にも、御指摘のように六月中ぐらいいはみんながそういう形で節電に向かう、こういうことは非常にいいことだと思つてゐます。

それから、昨年の四月の御質問がございました。確かに、夏場背広を着る、ネクタイを締めるというのとは大変暑いわけでありませうけれども、一面において、やはり背広をつくつておられる業者もおられるし、それからネクタイ業者も生活がかつておられるわけですね。ですから、かつてある内閣のときに、ネクタイ廃止ということを言われた総理大臣があつたときに、ネクタイの売り上げが激減をして大変な陳情があつたということもあります。

ですから、ネクタイも涼しいネクタイにするとか、あるいはかつて総理大臣の方が、背広は着ていても半そでだ、そういうスタイルもあるわけでありまして、いろいろ工夫をしてやっていかなければいけない。本当におっしゃられることは重要なことでございますので、しっかりと検討していきたい、こう思つてゐます。

○松島委員 その部分は確かにいろいろな業界にも影響が大きい、非常によくわかりました。

そうしたら、ぜひ男性の皆様方、それに耐える、別に冷房をしなればいいんです。背広を着てもネクタイを着ても結構でございますから、国会も含めて冷房は二十八度以上にするということだけ守つていただければいいなと思つております。私、長年冷房と闘つて、被害者として何十年過つてきた身として、今回これを奇貨といたしまして、皆様方にぜひ、何か太つてゐると暑いんだとおっしゃる方がいらつしやるのですけれども、やせていただきます、健康に氣をつけていただいて、冷房を余りしないように、そういうふうにご各現場でお願いさせていただきたいと思つております。(発言する者あり)どうも失礼いたします。

した。関係なく、冷房を弱目にさせていただければと思つております。

なお、これから、自民党の議員三人目で質問させていただきます。それぞれ多様な考え方を持っております。実は私は、特に電力とガスについては、過度な自由化というのは進展はいいかがだろうか、ちよつと待たつたと思ふべきではない、そう思つてゐる人間でございます。

と申しますのは、これまで国のいろいろな分野で、鉄道ですとか高速道路とか郵便、電気通信、航空、こういったところで民営化とか、スタイルはいろいろございますから民営化と限りませんが、もちろん電力はもとと民間会社がやつてゐるわけですが、規制緩和とか競争促進ということができるまい。

そのときに出てきたのは、競争を促進するということ、そして一方、安定供給なり、私は片仮名を使うのは嫌なので、ユニバーサルサービスという言い方をしないで、全国どこでも、だれでも同じ利便を受けることができる、そういうふうに言いかねないと思ふんですけれども、それで、よく両面びんと出ました。郵便についても随分議論されました。

私は、鉄道よりも航空よりも郵便よりも電気通信よりも、この電力というものが公共性、社会性が、ある意味では、どつちが高いと言えませんが、それだけでも、まあなにも思つております。と申しますのは、ほかは何十分かとまっても、それだけでどうこうなりません。

電気は、私は四十六歳ですけれども、私、生まれてこの方、停電というのは台風以外で経験したことがない。みんな何となくぼんやり、電力は絶対大丈夫だと思つてゐるから、さっきの東電管内はみんな危機感を持つてゐるんですけれども、電気がとまるかもしれないと東京の人と思つてゐない、焦つてゐないんですよ。これを考えますと、需要家にとつていいというけれども、どんどん進めることは一体だれにとつていいんだろうか、そ

ういう観点で質問させていただきます。

安定供給ということを考えましたときに、最終的な供給の保障というものをこれからどういうふう担保されるのか。今回はある程度のレベルまでの自由化ですけれども、それを一層進めるということになるとどうなるのか。さらに、原子力発電はもちろんでございますけれども、発電所というのは、計画から完成まで、スタートまで二十年以上かかります。それを考えたときに、今は十年ごとに電力各社が予測を立てて、これだつて需要の予測というのは非常に難しいと思ひますけれども、それに予測率を加えて設備投資しています。

自分のところのバイがどれぐらいになるかわからない、競争に負けるかもしれない、売り上げが減るかもしれないというときに、一体どうやって予測を立てて設備投資するのか。

ほかの業界もみんな一緒だといふだけ意見がございませうけれども、ほかの製造業、申しわけないですけれども、ほかの産業というものは、うちは売り切れですとか出荷が追いつかないと言つても、何とかなるんですよ。夏、暑くなると、ピールの出荷が追いつかないというようなこともあります。そういうことがいろいろ起こりますけれども、人気があるといつたら車も追いつかないといふことはありますけれども、電力は、人気があるから、あるいは暑いから出荷が追いつかないと言えないんですよ。それも何年かのチームで考えなきゃいけないというときに、基本のところをどういうふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○岡本政府参考人 電力の安定供給というのは、私どもも非常に大事だと思つております。それを将来にわたつて確保するために、制度の面と、それから実際にそれをちゃんとやるための設備の面と、両方必要かと思つております。

設備の点については、今先生おっしゃつたように、自分の需要を先々読むというのが従前に比べて少し難しくなつてゐるところはあるんですけれども、今提案申し上げてゐる制度の中で、いわゆ

る中立機関の中で先々の長期的な需要の見通しというのを、電気事業者の方々それから新規参入者も入ってそういうものをつくって、それを関係者が共有していただくということも考えておりますし、それから私も、供給計画というものを毎年各一般電気事業者からは出していただいて、それのヒアリングということを通じて、将来にわたって設備形成は大丈夫かというところをチェックするということを引き続きやらせていただこうと思っております。

加えて、先生の御指摘にもありました、規制部門については供給義務ですが、それ以外についても、最終供給保障というものを供給能力の範囲内で一般電気事業者の方々には負担していただく、そういう制度の枠組みというのをこれから自由化を進める中にも維持することによって、電気の安定供給について、設備の面それから制度の面、両面から、私どもも必要な担保というのは極力講じてまいりたいと考えているところでございます。

○松島委員 今、いろいろな分野で参入規制を取つて、事後の調和、事後の規制ということが言われるわけですが、先ほど増原議員からも質問ございましたように、事後規制ということによって、かえって役所の延命策のような、役所の意義があるみたいな、そういうような頑張り方はしないでいただきたいと思っております。

電力というのは、電力各社、東京、大阪、名古屋はさほどございせんが、地域に、より地方に、九州、北海道、東北、中国、四国もそうだと思います。今まで、この電力各社の地域における比重、例えば雇用の面におきましても、さらに、そこを頂点として関連のところまで含めて設備投資なりそういった分野で、かつては、これはいいやり方だったかどうかわかりませんが、公共事業を国が出せないときにかわりに電力会社に頑張ってもらって、電柱の地中化とか、経済ペー

そういつた公的な役割というものをある意味では任せてきたというか押しつけてきたというか、そういうことがあるんですけども、この辺全部なくしちゃって、当然なくなりますが、こうやって競争するということになりました。さらに、それだけでなく、電力市場は、今は、例えば経済産業省が旧通産省の時代に、あそここのビルの中の電力どこの売りますかということで、入札して安いのところを入れる、そういういい部分、光の部分ばかり、新しく参入というところばかり新聞ネタにもなってきたんですけれども、例えばエンロンも、日本へ来て中国地区と青森で何かつこうと思つていたのである、結局やめざるを得なくなつた。

そういうような、計画を立てたけれどもやめるとか、実際に始めた会社がやはりおかしくなつて倒産したり合併したり、そういうことがどんどん起こるようになる状況というのはどういふふうにお考えになるか、この分野についてどういふふうにお考えになるか、大臣に伺いたいと思ひます。

○高市副大臣 特に地域における雇用ですとか投資、経済への影響を御心配なんだろうと思ひますけれども、我が国の電力需要というのは今後とも着実に増加するものと想定されておりますので、これまでどおり、設備投資の効率化というものが今改革によってなされてはおりますけれども、しかし、電源開発に必要な投資というのは引き続き確保されると考えております。

それから、電力会社の経営効率化に伴ひまして電力料金が安くなつていく、これは、電力供給とというのが経済活動の中で基盤でありますことを踏まえまして、それ自体が日本経済の活性化につながつていくものだと考えております。

ですから、制度改正で競争を進展することが特に地方の経済にすぐさま著しく悪い影響を与えるというところは考えにくくて、電力会社におきましても、電力需要が全般に増加することを踏まえて、新たな事業環境のもとで必要な投資、そして雇用を維持していけることだと考えております。

○松島委員 そうあつてほしいなと期待はしております。

ガスのこともちよつと伺いたいと思ひます。ガスの場合、これは安全、保安、そういったところが、都市ガスについて伺いたいんですけれども、それで、今、例えば家の中で何かあつたら、それのエリア、私は東京ガスですけれども、東京ガスのどこに電話をかけるかと家に張つております。これがどのガス会社とも契約するということに、だんだんと競争を小口化された場合に、一般の家庭まではすぐに行かないかもしれない、そのちよつと手前、例えばビルの中に賃貸店舗としてラーメン屋さんが入つていたり美容院が入つていたりして、そういったところまで今後小口化が進んでいったときに、自分は東京ガスかなと思つていて何か調子が悪いから夜中に電話したら、大家さんは何かもつと安い会社と契約して違ふところだったとか、そういうときにどうするんだらうと、そういう安全その他非常に気にかかる部分があるんです。

特に安全面を考えて、ガスの小口化というのは、この法律ではまだ一定限度ですけれども、将来、見直しのときにどういふふうにかえていくのか、質問させていただきたいと思ひます。

○西川大臣政務官 確かに、自分がどこと契約しているかわからなければ困りますよね。東京ガスかと思つて東京ガスに連絡しても、東京ガスと契約してはなかった、こういうこともあるかもしれない。そういうときには、私どもは、ガス事業法で、需要家に対しガス漏れ等のトラブル発生時の連絡に関する事項等の周知する義務、及び需要家からトラブル発生時の連絡を受けた場合には速やかに対応する義務、こういうこともありますので、十分周知徹底を図つていかなければならない、こう思つております。

そこで、これから小口の問題がどこまでいくのかわかりませんが、当面、年間の使用量百万立米というのを今回、十六年度五十万立米、そして十九年には十萬立米、こういうことを考えて

法律改正を望んでいるわけですが、それから先どうするか、こういう話は今後よく議論をして決めていかなければならない、こう考えています。

それから、保守点検という問題とか緊急の対応という場合どうするかという、やはりある程度の、連絡すればそのガス会社がすぐ保守点検に向かえる、アウトソーシングでもいいんですけれども、そういう会社が必要だらう、こう思つて、これから周知徹底をして間違ひのないようにしていきたいと思ひます。

ただ、ガスの事故というのは、調べてみますと、年間十萬立米以下、大体ここできているんですね。ですから、小口需要は非常に慎重にやらなきゃならない、こう受けとめていきます。

以上です。

○松島委員 ぜひ、注意深くそれを進めていただければと思つております。

今申し上げましたように、電力、ガスというのは非常に社会性、公共性が高いものでございまして、この法律の施行に当たつても、そしてまた次なる小口化というときにも、十分な御配慮をいただきたい。単に競争を激化して、いろいろな会社がいけるなことをできるのが日本の社会全体にとつて幸せんことかどうかというのは、十分御留意いただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○村田委員長 井上義久君。

○井上(義)委員 公明党の井上義久でございます。

初めに、東京電力の原子炉が十七基中十六基が停止しているという状況の中で、夏の需要ピーク時に関東大停電の可能性が指摘をされております。この委員会でも、この問題、何回も取り上げられていますが、経済産業省でも、五月八日に関東圏電力需給対策本部を設置して本格的な対策を始動されましたけれども、早ければ六月三十日の週にも、電力の需給ギャップ、すなわち停電ということだと思ひますが、生じる可能

性があると。この問題、危機はいろいろ指摘されているんですけど、どうも余り切迫感がないんじゃないかということで、改めてこの問題、取り上げたい、こう思います。

初めに、電力需給の現状、特にこの関東圏の。特に本年夏の電力需給の見通しについて、確認をしておきたいと思ひます。

○西川大臣政務官 今、六月三十日の週にも需給ギャップが生じる可能性がある、こういうお話をされましたけれども、私どもも厳しく受けとめていきます。

そこで、今までの状況を少し申し上げますけれども、この冬場におきましても、想定した以上に厳しい気象条件、こういうことが余り起きませんでしたので、うまくいってききました。四月、五月は電力需要が落ち込んでおります端境期でありますので、供給予備率、おおむね一〇％以上で推移をしております。

それから、夏場でありましても、この問題につきましては、経済産業省としては、五月八日に、大臣を本部長としまして、経済産業省関東圏の電力需給対策本部を設置しまして、夏場の電力需給の状況をお互いに確認をした、こういう状況にあります。

具体的にはどうかといいますと、酷暑などの条件では六千四百五十万キロワット、よく言われておりますけれども、この辺の需要が想定をされておる、こういうことでございまして、現状でございますと、東京電力の供給力は、柏崎刈羽の六号機以外の原子炉が稼働しない場合は、おおむね六千万キロワットしか見込めない、こういう状況にありますので、この需給ギャップが発生する可能性はある、こう見ております。

今後はどうするかといいますと、停止しております原子炉の円滑な運転再開、これを図ることが必要不可欠であろうと思ひまして、当省としましては、これからは、原子力安全・保安院におきまして、安全確保への取り組み、検査結果等の地元への説明等を、これまでも行ってきましたけれども

も、今後とも、地元の理解を得られるように最善の努力を図ってまいります。

○井上(義)委員 それでは、四百五十万近い需給ギャップが可能性としては予想されるという現状の中で、具体的な対応策としては、今も答弁ありましたが、一つは休止している原子炉の運転再開への努力ということ、もう一つは節電の取り組み、この二つあると思ひます。

原子炉の運転再開ということなんですけれども、やはり原子力発電というのは、安全の確保というのは大前提で、立地地域の納得と理解が最優先でございます。特に、立地地域の納得と理解というのには、先でございまして、これまでのいろいろな形で積み重ねをやってきたんですけれども、先般のいわゆる自主点検における不正記録、これによつて信頼がもう大幅に失墜をしている。我々も立地地域を地域としていますけれども、地元の首長さん初め、大変な努力をしてこれまで信頼を積み重ねてきた、それが崩壊をしてしまった。そう簡単には再開できないなというのがやはり実感じゃないか、こう思ひます。

ともかく、運転再開に対しては、国としても、安全性の十分な確認を行うことは当然でありますけれども、やはりそういうこれまでの経緯を踏まえて、立地地域の理解を得るためには、やはり大臣みずから現地に赴いて、地域の皆さんとひざ詰めでお話し合いをする等、そういう努力が必要なんじゃないか、こういうふうにも思ひますけれども、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○平沼国務大臣 井上先生御指摘のように、原子力発電というのは安全性が第一でございますから、一つ一つの原子炉について十分な検証を行つて、そして丁寧な説明を地元の方々にさせていたのだ、こういう努力を積み重ねていかなければならないと思ひます。

これまでも、昨年の八月に公表をして以来、私も十回、地元のいろいろな方々とじかにお目にかかつて、そして御要望等も聞かせていただき、そ

して、私どもも安全性に万全を尽くす、こういうことは申し上げてきましたし、また、折に触れて、地域の首長さんでございましてか議会の皆様方に、原子力安全・保安委員長がじかに出向いて御説明をさせていただく、こういうことで今までも来ております。

私もこの委員会でも何回も御答弁させていただいておりますけれども、そういう時期が来ましたら必ず、エネルギーの政策の責任者として地元に出向かせていただいて、そしてじかに私はそれぞれにお願いをしていきたい、このように思っているわけでございまして、私は、そのことに関しましては全力を尽くしてやらせていただきたい、このように思っております。

○井上(義)委員 早ければ六月三十日にも需給ギャップが生じる可能性があるということでございますから、あと一カ月余しかないと極めて切迫した状況なんだと思ふんですね。国会日程、いろいろあると思ひますけれども、ぜひそういう方向で御努力賜れば、こう思ひます。

それからもう一点、節電ということなんですけれども、節電の取り組みについてはこの委員会でもいろいろな形で出ていますし、先ほど与党の皆さんの質問の中でもございました。私は、この節電ということについて、ただ漠然と、できるだけ節電しようというような呼びかけではやはりこの問題は解決しないと。要するにピーク時の電力をどう下げるか、ここが一番のポイントなわけでございます。

これまで日本の電力会社は、いわゆるピーク時というものを指標にして設備投資をしてきた。したがって、オフピーク時にはある意味で過剰設備ということになるんですけれども、地域独占でございましてから、いわゆる電力料金に上乗せするという形でそれをペイさせてきた。ただ、今後自由化ということになりますと、必ずしもそういうピーク時を指標にした設備投資ということができなくなる可能性が非常に高いわけでございます。要するに、どう限られた供給設備で効率、効

果的に稼働させていくか、これが今後大きな課題になるんじゃないか、こう思ふんですね。

したがって、ただこしの夏の対応にとどまらないで、この自由化という流れの中で、いわゆる電力供給設備の効率化という観点からこの問題にはしっかりと取り組んでいかなければいけないんじゃないかということで、例えば今は計画調整契約とかあるいは随時調整契約ということで、ピーク時をずらすという契約が大口の場合はあるんですけれども、もう少し全体的に長期的な観点を考えますと、いわゆるピーク時の電力を減らせばそれだけ設備投資が少なくて済むわけですから、コストダウンにもつながって、一般需要家にもこれはある意味でプラスになるわけでございまして、そういうピーク時をどう下げるかということについて需要家と供給側が情報を共有して、このときの時間にはピークになりそうだから、多少冷房は、暑いけれどもこのときは下げましょうとか、もう少しシステムの的にといいますか、そういうピーク時電力を下げるような節電の全体的な仕組みというものを、この際私は構築する必要があるんじゃないかと。

それがやはり省エネ対策とかこういう停電対策にも大きくつながるわけで、私はカリフォルニア州の事例なんかをいろいろ調べますと、あれだけ一回危機を経験しますと、かなりリアルタイムで電力会社がいわゆる電力需要の見通しなんかを常にインターネットで公開をして、それを需要家が見ながら自分たちの設備を稼働させるというような、そういう意味でかなり進んだ節電対策というのができ上がっている。

私は、今回の自由化議論の中でこの節電対策というのは、言い方は悪いかもしれませんが、ただ単に温度を下げましょうとか、できるだけ省エネにしようとかという一般論じゃなく、そういうシステムとしての節電、ピーク時電力を下げる、そして効率的な設備の稼働をするという、社会システム全体をそういうふうに変換する絶好の契機じゃないかな、こう思ひますけれども

ども、この点についてお考えを。

○西川大臣政務官 節電の全体的な仕組みをつくる絶好の機会だ、こういうことでありますが、現在当省でやっているお話を申し上げますと、ピーク需要を引き下げるために何をやっているかといえますと、負荷平準化対策ということで今まで積極的に取り組んできた、こういうことであります。具体的には、例を挙げますと、氷蓄熱式の空調システムの普及とか、電力料金に係る選択的約款の拡充とか、こういうことをやってきました。事業としては、たくさんのことを行ってまいりました。エコアイス設置補助金制度とか、それからエネルギー需給構造改革投資促進税制も改正をいたしましたし、低利融資制度を日本政策投資銀行の方でも持っておりまして、こんなことをやってまいりました。

しかし、全体のシステムをつくるためには、やはり料金体系に係るインセンティブの付与、ここをやらなければだめだと思います。今は、時間帯別電灯料金で夜間の電灯料金を割り引いて、これを大いに利用してもらい、あるいは深夜電力料金の問題、蓄熱調整契約料金をどうするかとか、こういうたくさん問題がありますけれども、これらを利用しながら全体的な仕組みが取り組めるように努力をしていきたい、こう思っています。

○井上(義)委員 何か新聞報道によりますと、東電が六月末から、その日の需給見通しを示す「電気予報」をテレビなどを通じて流すというふうに聞いているんですけれども、そのことについて確認しておきたいんです。

それともう一つは、例えば今、カリフォルニア州なんかそうなんだそうですけれども、いわゆるリアルタイムで需給カーブをインターネットなんかを通じて出しているんですね。そうすると、一般家庭で極めて節電に関心のある人は、ああこの辺にピークが来るな、じゃ、うちの冷房をとめようとかいうような、非常に協力しやすくなる。要するに、日ごろはいいわけです、ある意味で使ってもらった方が、せつかくの設備なんですか

ら。やはりピーク時にどうやってみんなが協力するかということが一番大事な話なんで、そういうことも含めて、確かに料金のインセンティブ等もありませうけれども、やはり、節電意識というものをどうやって喚起するかということを考えると、そこまで踏み込んでやることは非常にいいんじゃないか、こう思うんですが。

○平沼国務大臣 それは重要な御指摘だと思っております。例えば、最大ピーク時が六千四百五十万キロワット、こういうふうに言われています。しかし、これを需要家がそういう一つの指標に基づいて少し節約する、例えば、五％節約することによって三百万キロワット、原子力発電所で二基以上の分が節約できるわけでございます。ですから、天気情報じゃありませんけれども、この六月から東京電力もそういう形でしっかりとやらせていただく、こういうことで今対策が進んでいるようにございます。

また、国によつては、テレビの画面の横にピークのグラフがあつて、今現在どこまでそれが上つてきて、超えそうか超えそうじゃないか、これはもう非常に目で見えてすぐわかるわけでございますので、そういう形でやはり国民の皆様方に意識を持っていただければ、おっしゃる通りに相当大きな効果が期待できる、そういうことを含めて今鋭意検討させていただいてるところでございます。

○井上(義)委員 そういう対策をいろいろやり尽くした上で、ことしの夏ですからも切迫しているわけですが、カリフォルニア州のように、いわゆる輪番停電というのは起こる可能性があるのかどうか、これをちよつと確認しておきます。

○岡本政府参考人 現在、東京電力に対しては、供給面で、まず供給力の確保に最大限努力すること、それから需要面でも、今先生の御指摘の中にもありましたけれども、大口の需要家に個別に節電要請をお願いし、そのかわり料金を少し安くしますという需給調整契約の活用を含めた節電

要請というようなこともやってもらっておりまして、そういった両面の努力を今事業者には求めているところでございます。

それから、政府といたしましても、安全確保を大前提として、原子炉の運転再開に向けて地元の理解を得るべく最大限努力をいたしますとともに、国民各層及び産業界に対して節電を呼びかけているところでございまして、こうした需給両面にわたる努力によつて、供給力が不足するといったような事態には至らないように、国、事業者ともども引き続き最大限の取り組みを行つてまいりたいというふうに、私どもは、大臣以下かたい決意で今取り組んでいるところでございますので、その努力を見守っていただけたらと念ずる次第でございます。

○井上(義)委員 輪番停電の可能性はゼロである、こういうふうに理解していいということですか。

○岡本政府参考人 先日、八日の需給対策本部で、夏に向けての需給の見通しというのを確認し、その結果を発表させていただきました。供給力それから需要が過去の実績に照らしてどうかという各週ごとの需給の状況というのをグラフにしてお示しを申し上げました。その際にも、プレス発表等でも御説明申し上げたわけですが、原子力発電所が今、柏崎刈羽の六号は動くに至りましたけれども、これ以上一基も追加がないというような状態が仮に続きますとすれば、六月末ぐらいの週から需給ギャップが生ずるということでございますので、さらなる取り組み、需給両面にわたる取り組みの進展ということがなければ非常に厳しい需給ギャップを迎えるということ、これは今の見通しとしては避けられないという、それほど厳しい状況にあるというふうに私どもも認識はいたしております。

○井上(義)委員 輪番停電の可能性はあるということをおっしゃっているんだと思いますが、それでも、あるならば、その輪番停電になったときのいわゆる危機管理ですね。停電になったときにどう

う対応するかということ、今のうちからきちっとしておかないと、ほとんどの人が停電はないという前提で今、少なくとももう一カ月半ぐらいしかないので、もしそういう輪番停電の可能性があると、じゃ、どの地域から停電するんだ、その場合の危機管理はどうするんだというコミュニケーションはきちっとしているんでしょうか。

○岡本政府参考人 私ども、需給ギャップを回避するというに向けての取り組みを最大限やるということで引き続き対応してまいりたいと考えておりますが、過去の経験等も踏まえまして、先生御指摘のようなケースに対応する内々の勉強というの、これは私も行政としてやらせていただいておりますけれども、そのことを今、表に出して御説明申し上げるということは、これは控えさせていただきます。他方で、需給両面にわたる取り組みというのは今は精いっぱいやっていくというのが一番大きなことかと思っておりますので、その方向に向けて、先生方を初め、それから広く立地地域を含む国民の各層の方々の御理解をいただいて、取り組みを進めてまいりたいというふうにかたく念じているところでございます。

○井上(義)委員 需要家の方の対応、危機管理ということもございまして、その辺については厳しい認識を持ってぜひ取り組んでいただきたい、これ以上申し上げませんけれども、ぜひよろしくお願ひしたい、こう思います。

次に、今回の法改正の目的ですけれども、自由化ということで、いわゆる需要家サイドに立つて、需要家の利益というものを最大化するということに主眼があるんじゃないか、こう思います。その前提に立つて、いわゆる供給サイドをどう活性化するか、あるいは公正な競争秩序をどう確保するかという観点で今回の法律改正がなされていると思ひますけれども、一方、エネルギー基本法、議員立法で成立をいたしました。このエネルギー基本法では、エネルギーの需給に関する施策の基本方針として、安定供給の確保、それから環境へ

の適合、市場原理の活用、これをうたっているわけですね。特に、安定供給の確保、環境への適合との関係性について何点か確認をしておきたい、こう思います。

まず、安定供給の確保ということでございますけれども、電力の自由化が進展をいたしますと、市場における売電価格によつては発電施設等への設備投資が大きな影響を受けることになるわけです。先ほどから議論してまいりましたけれども、安定供給のためにやはりピーク時設備、この存在が不可欠なんですけれども、このピーク時設備というのはオフピーク時には遊休施設になるわけで、やはり自由化をしますと長期的には電源設備の供給力というのはどうしてもピーク時に対応できないような、長期的に見るとやはりそういう方向に進まざるを得ないんじゃないかというふうに考えるわけです。

そういう場合に、今回のように何か問題があったかなりの部分で停止せざるを得ないという状況になりますと、一遍に対応できないということになるわけでございます。自由化範囲を段階的に拡大していく中で、じゃ、安定供給を見据えた予備電力の確保をどうするかという、いわゆるエネルギー基本法で言う安定供給の確保という観点との整合性をどう考えるかということについて確認をしておきたいと思ひます。

○岡本政府参考人 今現在、設備容量を最大電力で割りました設備率というものは一・三六というところで、相当の設備についての余裕を持っております。そのことを出発点にしまして、先生の御指摘の、自由化が進む中において将来に向けての設備形成というものがどうなるかという御心配かと思ひますけれども、一つは、今提案申し上げております送配電等業務支援機関、いわゆる中立機関の仕方の一つとして、将来に向けての電力需要というものがどういうふう伸びていくだろうかという点についての推計作業をやつて、これを各電気事業者が共有をして、それをにらみながら設備形成というものを計画的にやっていた

大きくいうことを期待をいたしております。

加えまして、今、電気事業法のもとで、毎年、各一般電気事業者は私どもに供給計画というのを提出していただいております。その中で、発電から送電、両面にわたる設備の長期的な整備の計画というのを提出していただいておりますので、その供給計画のヒアリングというプロセスを通じて、引き続き、将来をにらんだ、安定供給に支障のない設備の形成ということについて、私どもも十分目を配つてまいりたいと考えております。

○井上(義)委員 そうすると、第一義的には一般電気事業者がその責任を負わなければならないというふうになります。自由化の範囲が拡大していくと新規参入者が相当出てくるということになります。一般電気事業者だけに供給責任を負わせるというのは、それも一つ問題になってくるのではないかと。そうしますと、例えば発電設備をつくる場合に一定の予備率なんかをきつと課すというふうなことも必要になってくるんじゃないかと思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○岡本政府参考人 現状で一般電気事業者のいわゆる自由化分野における供給の実績というものは非常に大きゅうございまして、それから、段階的に自由化を進めていくということ、しばらく規制分野というのが残つてまいりますので、今、自由化された分野につきましても、一般電気事業者には供給設備能力の範囲内で供給責任を担つていただく、そういう意味における最終供給保障の責任というのを担つていただいておりますので、もちろん、その場合の実際の供給というのは、通常の電気料金が多割高になるということを受忍しながらということでもございまして、そういう形で一般電気事業者は、責任ある供給主体として引き続き大きな役割を担つていただくということになっておりますので、私どもは、供給計画のヒアリングのプロセスを通じて、今申しました将来に向けての設備形成というものが適切に行われる計画にあるかどうかという点についても、目

配りを引き続きやらせていただきたいと考えているところでございまして。

○井上(義)委員 それから、送配電設備について同じことが言えるのではないかと思います。

一般電気事業者の発電一貫体制、今回は維持され、この問題については後ほど触れたいと思ひますけれども、いわゆる行為規制ということ、会計分離をするということになって、中立性が送配電については求められるということになります。そうすると、この送配電設備、これはいわゆるユニバーサルサービスとも非常に関連をしてくるのですけれども、非常にコストがかかるものなわけでございます。そういう送配電設備に対する、あるいはその設備の更新に対するインセンティブが働かなくなる可能性があるのではないかと。この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○岡本政府参考人 送電設備についても供給計画の中で私も見せていただきますが、送電設備につきましては、今御提案申し上げております制度改革の中でも発電設備とは一点違つたところがございます。系統利用料金というものは引き続き行政がチェックするということで、送配電ネットワークは公共インフラ的な側面を持つております。そのことから、系統利用料金ということについては行政がこれをチェックさせていただくということにしてまいりますので、そのプロセスを通じて、送配電投資というものの確実な回収というものが図られるような、そういう料金というもののあり方ということでも私どもも見てまいりますので、事業者の方々において、送配電設備に対する投資というものは、発電設備以上に確実な投資回収が見込めるといふ期待のもとに、私どもは、必要な設備投資というものは今後も行われるものというふうに期待をいたしております。

で、いわゆる石油等の化石エネルギーを燃料とする発電所に偏重しているわけです。それがほとんどです。一方、京都議定書によるCO₂排出の大幅削減を国を挙げて遂行しなければならぬというときに、この電力制度改革が環境政策の足を引く張ることもなかりかねないわけで、原子力発電の位置づけの明確化とか、あるいは新エネルギーの普及推進、これについてしっかり取り組む必要がある、こう思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○平沼国務大臣 我が国の温室効果ガスの排出量というのは、その約九割がエネルギー起源の二酸化炭素、こういうふうに言われております。したがって、エネルギー問題というのは地球温暖化問題と一体不可分でございます。これは国を挙げて取り組むべき問題だ、このように認識しております。

エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策については、昨年の三月に決定されました地球温暖化対策推進大綱において明らかにしたように、需要面については、産業、民生及び運輸の各部門における省エネルギー対策の推進によりましてエネルギーの需要の伸びを抑制する、このようにいたしております。

供給面について申し上げますと、安全の確保を大前提として、原子力を推進することとしております。これは国の基本的な方針でございます。

言うまでもなく、原子力というのは、我が国の発電の電力量の三四%を占めておりまして、また、エネルギー資源の乏しい我が国におきましては、エネルギー自給率二〇%、そのうちの約八割、一六%を占める貴重な国産エネルギー、こういうふうには言えると思ひます。さらに重要なことは、燃焼過程で二酸化炭素を全く排出しない。こういったことから、最新型の原子力発電所を、約百三十万キロワットでございまして、一基増設をいたしますと、同じベースロード電源である石炭火力を代替する場合には、二酸化炭素排出量を年間約〇・七ポイント削減する効果を有してい

るわけでございまして、原子力については、安定供給、環境保全の観点から、繰り返しになります、引き続き国の基本的なエネルギー源としての導入促進に努めなければならないと思っております。

新エネルギーについて申し上げさせていただきますと、太陽光発電など、一般的にはコストが高いわけでございます。また、太陽や風力といった自然条件に左右される面があるものの、これはやはり国産エネルギーであるとともに、基本的には二酸化炭素を発生させないというすぐれた環境特性も有しています。このため、一次エネルギー供給に占める新エネルギーの割合というのは、一九九九年では一・一％でございますけれども、国もここに力を入れておりまして、二〇一〇年度には三・〇％程度へと三倍増加させる、これを実現するために最大限の努力を傾注していく、このことが重要だと思っております。

具体的には、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、これはRPS法、こういうふうに言っておりますけれども、これを施行するとともに、平成十五年度の予算におきましても、前年度に比べて百九十九億円の千五百六十八億円を計上するなど、施策の強化拡充を図ることにしておりまして、今後とも新エネルギーに関しては一生懸命に努力をしていかなければならない、このように思っています。

○井上(義)委員 それで、構造分離問題について若干質問したいと思います。

いわゆる送配電をどうするか。いわゆる自由化の議論の中で、送配電線設備の中立性、公平性、透明性というものをどう確保するかということが一番の議論になって、構造規制か行為規制かということで、最終的には行為規制ということで今回の法案が出てきているわけですが、内閣府の物価安定政策特別部会報告、十四年の五月に出されていますけれども、公共料金分野の制度改革として、ボトルネック施設のあり方に見直しが必要であるとして、OECDの構造分離勧告に

基づいて、電気、都市ガス、鉄道、電気通信分野の構造分離の必要性が提言をされているわけで、この部会報告と今回のこの制度改革の整合性はどのようなのか。

具体的には、分社化とか、あるいはカリフォルニアのISO方式とか、いわゆる独立系統運用者方式ということがいろいろ議論されて、結果として今回行為規制ということで送配電分離はしないという結論になったんですけれども、この経過について、なぜそうなったのかということについてまず伺いたい、こう思います。

○迎政府参考人 御指摘のとおり、内閣府の物価安定政策特別部会の報告におきましては、各種電気、ガス等のボトルネック施設へのアクセスの改善という方法につきまして、OECDが提示した所有権の分離ですとか会計分離など幾つかの手法を引用しております。ただ、これらの手法の各事業への適用に当たっては、事業の特質等を踏まえて、個別に望ましい方針を決定することが重要だというふうにされておるわけでございます。この、今申し上げました所有の分離とともに、会計の分離なんか、こういう構造規制にわたらない行為規制のようなものも手法として引用されておるところでございます。

今般の電力、ガス事業制度の検討におきましては、電気については、発電それから送電の一体的な設備の形成あるいは運用といったもの、それからガスについては、導管による配給、販売を一貫して行う事業者というのを責任ある供給主体として引き続き置くことが安定供給上好ましいというふうな判断をしたわけでございます。

そういった構造分離をしないメリットというのはあるわけですが、一方で、多数の事業者が利用するネットワーク、送配電のネットワーク、導管のネットワークを公平、透明に利用するという点におきましては、一体であるということがデメリットがあるわけでございますけれども、その点につきましては、情報遮断、内部相互補助の禁止、差別的な取り扱いの禁止といったような行為

を法律によって担保することによって公平性の担保ができるであろう、こういうふうな判断をした次第でございます。

したがって、こういった構造分離によらず行為規制によるという考え方につきましては、御指摘のOECD勧告ですとかあるいは内閣府の報告とも矛盾するものではない、整合的なものであるというふうな理解をしております。

○井上(義)委員 今後自由化は状況を見ながらさらに範囲を拡大していく、こういうことなんですけれども、この構造分離問題については決着がついたというふうな理解していいんですか、そうすると。

○岡本政府参考人 先ほど迎部長から御答弁申し上げましたように、私ども、行為規制ということと、情報遮断でありますとか会計分離でありますとか、そういったところを前提に一貫体制維持というのが適当ということで整理をさせていただいた次第でございます。行為規制のところがちやんとこれからの運用の中で所期のねらいどおりに守られるな、実効が上がるんだというところの見きわめはさせていただこうと思っておりますが、それを前提に構造規制というものはとらないという考え方で臨もう、こう思っております。

○井上(義)委員 最後に一点だけ、ガスの自由化の問題につきまして、都市ガス供給においては、大手三社を除きますと、一般ガス事業者の大半は経営力が非常に弱い中小事業者でございます。そのガス料金も高目の設定になっているわけでございまして、こうした産業環境の中での自由化の範囲の拡大は、大手三事業者や大資本を背景とした新規参入者に圧倒的に有利に働いて、中小事業者がはじき出されるんじゃないか、こういう懸念があるわけでございます。

これまでの地域の公益を担ってきたのが中小事業者でございます。その存立をどう考えるか、今後の自由化を進めるに当たっての中小事業者対策をどう立ていくのか、この点についてお伺いしたいと思っております。

○高市副大臣 井上先生の御指摘のとおり、都市ガス事業は、ほとんど地域に密着して事業を展開する中小ガス事業者が多くて、電気事業とはこの点で異なった産業構造でございます。

この中小ガス事業者の特性を勘案しまして、経済産業省として従来から行っておりますのが、高カリリーガスへの転換を促進するために補助金や関連の税制措置を整備すること、それから、地方の中小事業者が天然ガスを製造したり、あと天然ガス原料を調達するために敷設するパイプライン投資に対する低利融資、それから税制上の優遇措置を設けるといったようなこととでございますけれども、今般の制度改革におきましても、中小ガス事業者が今後の競争環境の変化に的確に対応できるように環境整備というのは、あわせて講ずることにしております。

大口供給を許可制から届け出制に緩和するんですけれども、新規参入によって急激な需要脱落などがあつて規制需要に悪影響があるような場合には、これは変更命令とか中止命令が発動できるように措置しております。

とにかく、こうした改革に加えて、今講じられております家庭用を含む天然ガスコージェネレーションの導入支援ですとか、それから燃料電池技術の開発推進とか、ガス需要拡大のための支援措置というものを通じまして、中小ガス事業者の強い経営体質、こういったものを実現していきたい、このように考えております。

○井上(義)委員 では、以上で終わります。どうもありがとうございました。

○村田委員長 金子善次郎君。

○金子(善)委員 電力の自由化の問題につきまして、電源立地推進との関係で質問をさせていただきます。

自由化の範囲がこれからどんどん拡大されてくるという状況に当然なってくるわけでございますけれども、初期投資に多額の費用がかかる。それだけに、投資の回収期間が長くなるわけでございますが、原子力、水力等の電源開発についてで

ございますけれども、電気事業者の方も慎重になつてござるを得ないのは当然のことではないかと考えられるわけでございます。

そういう観点からいいますと、本来の、最も大切な、長期的な安定した電源確保ということについて支障を来すようなことはないんだらうかということが一つの心配ということになるわけでございますけれども、その辺につきまして、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 金子先生にお答えさせていただきます。

今回の制度改革におきましては、中長期的に安定して供給力を確保していくために、一つは、原子力や水力といった長期固定電源を含む電源開発のための投資環境の整備をしていく、二つ目は、供給力の広域的な活用を促進していく、こういう措置を講じていくことにいたしております。

具体的には、優先給電指令制度などの措置によりまして、原子力や水力等の大規模電源が長期安定的に稼働できる環境を整えていくことと同時に、全国規模の電力取引所を創設いたしまして、こうした大規模電源を含め、電源開発投資のための環境整備もあわせて行っていく。

また、全国の供給力を有効に活用できますように、広域的な流通を活性化するために、中立機関による送電設備形成のルールづくり等を通じまして、その投資環境の整備を行って、周波数変換装置を含めた送電設備の整備促進を図っていくことにいたしております。

以上のような措置を通じまして、新たな電気事業制度のもとにおいても安定した供給力の確保を図ってまいりたい、このように考えております。

○金子(善)委員 そうした中でございますが、大臣のお話ございましたけれども、いろいろな手だてで安定供給を確保していくんだというお話でございますけれども、そうした中でも、あえて申し上げれば、例えば一定の予備率と申しますが、多少の余裕ということにならうかと思いますが、実際には各電力会社も、一定の、最大電力を使う

ときでもある程度の余裕というものが現在あるわけでございますけれども、そうしたことを法的な義務づけと申しますか、そうしたことを法的な義務づけと申しますか、責任を明確にすることも必要なんではないかなということも考えられるわけでございますけれども、こうした点についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○迎政府参考人 諸外国等で、電力の自由化を進める場合に、市場参加者というか、供給者に対して一定の予備率を保有するということを義務づけておるような国があるということは事実でございます。

しかしながら、現在の我が国の電力需給の状況というのを見ますと、最大電力に対してどれぐらいの設備容量を持っているかということでございますけれども、一・三六倍、約三六％最大電力を上回る設備を持っているというふうな状況でございますので、マクロでの供給力を確保するための規制的な措置を設けるということは今回は必要ないというふうな判断をしたわけでございます。

ただ、規制的な措置ではなくて、投資の環境の整備というふうなことは行う、こういう中で、今後、段階的に自由化の範囲を拡大する中で設備の形成状況ですとか、電力需要の動向といったものは注視をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○金子(善)委員 これも、あくまでも安定供給と申しますか、そうした観点から万全を期していただきたいという趣旨で御質問をしているわけでございますが、そうした中で、先ほど、冒頭の大臣の御答弁の中でも、いろいろな手だてでやっていくんだというふうなお話ございました。そうした中で、やはり、大臣も御発言されましたが、他の地域からのバックアップ体制と申しますか、地域の連系線、こういうものを整備していくことが非常に重要ではないかというふうに考えるわけでございます。

そこでお伺いしたいと思いますのは、そういう場合に、言葉としては、いろいろやっていきます

よということば、それはそれとして結構なんです、が、では具体的に、だれが最終的な責任を持つてこうしたことをやるように、そうした電力供給のシステムの中で位置づけていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○迎政府参考人 まず、全国大での電力流通を容易にし電源を広域で活用できるように、連系線を中心としたネットワークの形成をしていくというのが大変重要であるわけでございます。

それで、現在でも、各電力会社のネットワークを結ぶ連系線というのが幾つかあるわけでございますけれども、これにつきましては、連系される両電力会社でありますとか、あるいは電源開発株式会社においてその建設が行われ、それから運用は、連系された両電力会社によって運用がされていくというふうな状況でございます。

新たな電気事業制度の中では、周波数の変換装置ですとか、あるいは連系線の整備ですとか、あるいは実際にできたものの、その管理、運用については、送配電等業務支援機構が送電設備形成、運用に関する基本的なルールというのをつくりまして、そのルールのもとに連系線の整備、運用をしていくということを考えております。

国といたしましては、こうした仕組みが適切に運用されてまいりますよう、支援機関でございますとかあるいは事業者を適切に指導監督してまいりたいというふうに思っております。

○金子(善)委員 今の御説明の中で、いまいちばつきりしないというふうな印象を持ったわけでございますけれども、要は、最後は、最終的な責任ということでは、大臣が言われましたように、国としてもいろいろ手を使ってやっていくんだというお話でございますけれども、いわゆる地域間のバックアップ体制というこの、それだけに限定して考えた場合ですけれども、これはだれが地域間の、お互いの協力関係というものについて、今のお話ですと、何となく漠然と、いろいろなところで話し合っているやうな感じですよというやうな感じを受けたんですが、その辺は、最終的な

責任というものは、だれが、どういうふうな形で、あくまでも電力というものの供給の問題でございますから、責任はだれが持つのか、その辺について明快に答えていただきたいと思うんです。

○迎政府参考人 各電力会社間の、要するに、特定の電力会社の中で供給力が不足した場合に他の電力で余っている電気を供給するという、そういったバックアップ体制というのは、これは現行法でも、私ども、経済産業大臣が最終的には電気の供給を指示することができるということで、そこについては、バックアップ体制については経済産業省で責任を持つて行うということでございます。

ただし、今回の東京電力の事例にもありますように、電気が余っていても、送る容量、周波数変換装置、こういったものについては限りがありまして、必ずしも無限大にそういった融通といったものが実現できないという実態があるわけです。そのところについて、一定のルールをつくり、建設を進めていくという仕組みを新たな電気事業の制度の中では入れていきたい、こういうことでございます。

○金子(善)委員 この点について、これからまた、今回の流れの中で御質問したいと思っております。そこで、今度の法改正で、電源開発促進法というものが廃止されることになりました。したがって、電源開発株式会社は完全民営化される。そうしますと、これまで電源開発株式会社というのは、北海道、四国、九州、それと本州を結ぶ電力会社間の主要な送電線の設置、管理等について法的な責任を負わされていた特殊法人でございました。これが完全民営化されるということになりますと、今後、電源開発株式会社、その役割というのに対して、これまでのような、北海道、四国、九州と本州を結ぶなどの送電線の設置でございますが、電力会社間のいわゆる送電線の設置でございますか管理ですね、そういうものについての責任はどういうことになっていくのか、その辺について御説明いただきたいと思っております。

○金子(善)委員　ありがとうございました。しっかり監督をしていただきたいと僕は思います。時間も大分過ぎてまいりましたので、ちよつと説明が長くなるかもしれませんが、ちよつと聞いて

○西川副大臣　御指摘のように、この問題につきましては、周波数の変換装置をそして連系線等の送電設備につきましては、一般電気事業者のみならず、将来的に多数の新規参入者も利用するわけでございます。公共性が非常に高いということでございますので、電力の安定供給の確保の観点からも、全国大での電力流通を容易にするために、電源を広域で利用できるようネットワークを形成していくということが大変必要であるということは、先生と共通の認識を持っているものでございます。

それから、簡単にこれを供給できませんものですから、需要が急にふえたからといって、すぐにその供給体制をしくということができないんですね。原子力発電施設で今二十年以上と言われていますし、送電線なんかでも十年以上と言われている。しかも、その設備にかかる年限というのが、どんどん今長くなっているわけです。ですから、供給の弾力性というものは極めて低いわけであります。

たいと思いますが、まず、今回の法改正のタイミングと、なぜやったかということについてお伺いしたいと思いますが、昨年、御承知のとおり、エネルギー基本法というものが成立をしました。その中でエネルギー基本計画というものを作成するということが決まったわけですが、今、総合資源エネルギー調査会の中に基本計画部会というものがありまして、これが四月の二十五日に初会合を開いたというふうに聞いております。八月

までに国会に基本計画というものを作成して報告をするという予定が組まれているということでございます。

今回のこの法改正というのは、いわゆる昨年のエネルギー基本法を踏まえたものというふうになされているわけでありまして、たとえたら、なぜこの基本計画が提出をされる前に今回のこの法改正に至ったか。基本計画が作成をされる前に自由化の議論が先行するということになった、ちよつとこれは順番が逆ではないかなというふうに思いますが、まずその点から御質問をしたいと思ひます。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

現行法におきまして、「法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」この規定がございまして、それに基づきまして、実は平成十三年十一月から関係審議会での検討を開始することを始めて、現行法に基づき従来から対応してきた、こういう事情がございまして、御指摘のようによいことですが、昨年六月、これは御指摘のようにエネルギー政策基本法の制定がございました。

我が国のエネルギーの政策をめぐっては、原子力発電をめぐり、非常に残念でございましたけれども、東京電力の問題、それから米田等によるイラクへの武力行使等、非常に重大な出来事がありました。こうした事態を踏まえまして、早急に必要の対応に全力を尽くすとともに、エネルギー政策のうち緊急な対応を要する主要な事項については、他に先駆けてエネルギー政策の見直しという形で今回対応させていただいたところでございます。

エネルギー基本計画につきましては、これらの出来事を持つ政策上の意味を十分踏まえるとともに、現在、総合資源エネルギー調査会の意見をいただいている段階でありまして、今後、関係行政機関からの意見聴取をございまして、と地方公聴会の開催を経て、御指摘のように、ことしの夏をめ

どに策定するように努めているところでございまして。

こういったような一つの背景の中で、今般の電力、ガス関連法案は、いずれもエネルギー政策基本法の三つの柱、三つの基本方針を具体化したものでございまして、私どもとしては、今言った背景のような中から、エネルギー政策の基本法を十分踏まえたもの、こういうことでお願いをしているところでございまして。

○鈴木(康)委員 反論があればまたお伺いをしたいと思ひますが、私は、必ずしも、今回のこの法改正、緊急性を、早急にやらなきゃいけないという部分がそんなに多いんだらうかということ疑問に思っています。

現行法に基づいてというお答えもございましたが、昨年の、エネルギー基本法をこで議論しているときの議論の過程を考慮してみても、今までの日本のエネルギー政策がかなり場当たり的であった。やはり、きちとした基本法をつくって、基本計画をつくって、長期的視点に立つて日本のエネルギーを考えていかなきゃいけないんじゃないかというのがまず根本的なベースとしてあったと思ひます。そうした経緯を踏まえれば、私は、理由としてちよつと弱いんではないかなというふうに思ひます。

先へ進みますけれども、さて、そのエネルギー基本法でございましてけれども、今大臣からもお話がございました三つの柱がございまして。安定供給、環境への適合、市場原理の活用という三つの柱を定めたわけでありまして、政策でございまして、私は当然、優先順位があつてしかるべきだと思ひます。

昨年この点についての議論があつたわけでありまして、当然、日本のエネルギーの状況を考慮していけば、私も質問を何度かさせていただきましたが、東電の問題を考慮してみても、やはり安定供給というものが一番の価値でなければならぬと思ひます。それをベースに、当然、環境へできるだけ配慮をしたものであつて、さらに、効率

化の観点から市場原理というものが導入をされていく、考えられていくべきだと思ひますけれども、まず、その政策の優先順位、この柱の優先順位という点について、再度確認をしておきたいというふうに思ひます。

○平沼国務大臣 今、鈴木先生からも御指摘がありました。このエネルギー政策基本法の御審議の中で、二等辺三角形、こういう例えを用いて法案提案者が説明されたように、安定供給の確保と環境への適合という政策目的を十分に考慮しつつ、市場原理の活用がなされるべきだ、これが明確に述べられております。

政府といたしましては、今後のエネルギー政策を総合的に推進していく際にも、以上のようなエネルギー政策基本法の基本方針に沿って、国民生活に不可欠なエネルギーのまず安定供給を確保すること、二十一世紀はいかに地球環境を守ること、これが我々人類の課題でございまして、地球温暖化問題など、環境保全をめぐり問題に真剣に取り組むことの重要性、こういったことを十分に考慮しつつ、市場原理の活用に係る施策を講じていく、こういうことであると思ひます。

○鈴木(康)委員 安定供給と環境というものは二つの土台となる柱だと、甘利先生の二等辺三角形のお話もございました。私も記憶をしておりますが、私もその御意見に異存はございません。そうしたことを踏まえて、少し各論に入りたいと思ひます。

今、環境への配慮、環境への対応というものがございまして。そうした中で、平成十一年の電気事業法改正後に、特定規模電気事業者と言ひれる人たちがこの業界に参入をされたわけでありまして。この点については私もさしてするものであります。その内容を見ていきますと、一部水力で電源を調達している以外は、ほとんど火力でございまして。これから新規に参入をされる方のごことを考えても、その設備効率等を考えていけば、当然、火力に偏重してくるのではないかと、これが容易に想定できるわけでありまして。

となると、これは当然、二酸化炭素がどんどんど出てくるわけでありまして。そういう一方で、日本は大変に厳しい京都議定書の目標を達成しなきゃいけない。当然、そういうことがあつて、エネルギー基本法の中に環境という大きな柱が出たわけでありまして、環境への適合というものを考えていったときに、この新規参入の状況が少しミスマッチではないかと思ひますけれども、その点についての御所見をお伺いしたいと思ひます。

○西川副大臣 先生の御指摘のように、化石燃料を発電設備としてある人が一般的であることはそのとおりであります。ただ、小売の自由化の販売電力量の中でのシェアは、現状は〇・八五％なんです。ただし、現状であります。将来的にはこの問題は大事だと思ひますが、現状は〇・八五％。

そこで、今回の制度改正の中で、いわゆる優先給電指令制度というものを認めいただくならば、環境調和型の原子力や水力のような大型の長期電源設備を持ったものを育てていくことが出来る、これによって、結論的に言えば、環境に対する負荷は小さくて済む、こういうふうには、私どもはこの法案を提出する過程で御説明を申し上げているところであります。

○鈴木(康)委員 通告はしてないんですが、その優先給電の問題ですけれども、もともとこれは、例えば原子力なんかの場合ですと、柔軟性がないものですから、優先給電、設備がでかいという問題もあつて、ということが前提としてあつたわけでありまして。そうすると、理屈がすりかわつていようがない気がするんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか。

○西川副大臣 具体的にこの仕組みを適用するのは、この間のゴールデンウィークのようなものが明けた後とか正月休みが明けた後とか、ピークを急激に落とす、そのときの余剰を新規参入者に肩がわりされないうように、大型で長期的に、要するに、回収を早くできない、しかし回収はしな

ならないという大型の発電を維持していこう、投資を減退させないようにしよう、こういう仕組みでありますから、先生おっしゃる矛盾はないと私は思っております。

○鈴木(康)委員 それでは、次に、構造の問題について御質問をしたいと思います。

他の委員からの御質問の中にもありましたが、今回の改正の中では、発送配電の一貫体制を分けるという、いわゆるアンバンドリングと言われるものが行われなかったわけでありまして、これまでの改正の過程を見ますと、第一次改正で卸部門というものが自由化をされ、第二次改正で小売部門が自由化をされ、今回は、どうも当初はアンバンドリングを実施するということが想定をされていたのではないかと。それが、急遽それを断念したというか、それをやらなくなったというふうな方針転換があったとすれば、その理由は何かのかという点について、まず御質問したいと思います。

○岡本政府参考人 冒頭、先生、財の特性でお話ございましたように、瞬時瞬時に需給の均衡を図る必要があるという側面、それから、中長期的にも、発電それから送配電両面にわたる設備形成というのを、需給両面の連携を見ながら一体的に進めていく必要がある、そういう電気事業の特性にかんがみて、その安定供給を確保するためには、発送電一貫の体制というのが望ましいのではないだろうか。

一方で、新規参入者を含めて、電力会社を持っております送配電というネットワークの部分、この部分については公共的なインフラとしての側面を持っておりまして、そこに向けて新規参入者あるいはほかの電気事業者の方々が公平でかつ透明な形でアクセスするというのをどうやって確保できるかどうか、アンバンドリングの議論なんというの、結構そういう面から提起されている面があるわけですが、その点については、今御提案申し上げているような、いわゆる行為規

制、情報遮断でありますとか会計分離でありますとか差別的な取り扱い禁止という、そういう行為規制によって十分担保可能であるというふうに、審議会での議論を通じて多くの方々の認識の共有が得られました次第でございますので、そういう背景のもとに、私も、構造規制というのとはならないで一貫体制を維持し、しかし一方で行為規制は導入する、そういう整理のもとに今回の改正案を御提案させていただいているところでございます。

○鈴木(康)委員 ということであるならば、これは構造規制をとらないで行為規制で送配電の設備の公共性というものをチェックしていくということであるとすれば、この構造規制というものを今回見送っただけなのか、今後これは行わないということなのか、その点の方針について再度質問したいと思います。

○岡本政府参考人 行為規制を今回の改正案の中に提案させていただいておりますので、その実際の運用あるいは遵守の状況というのを見きわめるといふところは必要かと思っておりますが、それはちゃんと行われるということを前提に、私も、引き続き一貫体制を維持していくという方向は大事にしたいというふうに考えております。

○鈴木(康)委員 行為規制でその状況を見ていくということでございますが、これは逆に、厳しくすればするほど、今度はその設備を持っているメリットというのがなくなってしまうと思う。あるいは、こういう設備に新たに投資していくというメリットが出てこなくなってしまうと思う。そのいわばバランスですけれども、その部分はどのように考えているのでしょうか。

○岡本政府参考人 やはり、発電それから送配電、連係プレーでございまして、将来の需要をにらみながら、一方で電源の設備形成をどう計画的に進めていくか、それとリンクした形で、基幹送電線から変配電網に至るまでというふうな形成していくか、それを両方相まって電気の供給信頼度の高い供給というのでございまして、今一貫

体制のもとで、電気事業者は、各部門の方々がお互いに連携をとりながら事業を展開されているところでございまして、私も、そういった体制のもとで、必要な設備の形成というのは引き続き十分やっていただけるものというふうに期待をいたしております。

○鈴木(康)委員 この構造規制の問題については、冒頭申しました電気というものの、その財の特性とも絡んで非常に難しいわけでありまして、海外でも、カリフォルニアの電力危機を含めていろいろな失敗例というものがあつて、こういうケースというものが今回の意思決定に影響を与えているのかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○迎政府参考人 カリフォルニアの例につきましては、当省におきましても、平成十三年に調査団を派遣いたしました検討を行いました。この場合、複合的な要因が絡み合っておりまして、この場合、ものというふうな評価しております。

具体的には、電力需要の増大がIT経済化等を背景として見られる中で、厳しい環境規制ですとか、あるいは制度改革についての先行きが明確でなかったというふうなことで、投資が十分に進まない中で、市場全体が需給逼迫傾向にあった中で、制度改革の中で、半ば強制的な形で発電資産を売却させる、そしてすべての電力取引をスポット市場を通じて行うように強制的なルールというふうな形をとった。その結果、電力の需要家への販売

というふうなことで、市場価格の変動に対するリスクマネジメントができなかった。その上、小売料金については凍結をしたということで、卸取引所での価格高騰が経営を圧迫するというふうなことになったことがその大きな要因となったわけでございます。

私どもとしては、こういった例というのを他山の石といたしまして、安定供給が害されることのないよう慎重に制度設計を行っていくということ、今回考えたわけでございますので、具体的に申し

ますれば、そのカリフォルニアで行ったような、発電資産を部分的にせよ売却するようなことを求めるというふうなことはいたさず、発送一貫体制を維持するというふうなことにしたわけでございます。

それから、取引市場につきましても、カリフォルニアのような強制的なプール型ではなくて、事業者がプール外の相対取引というのも行い得る、必要に応じて任意に利用するというところで、リスクマネジメントをいろいろな形でできるような形にしておきたいというふうなことで、こうした諸外国の事例というのを十分、細心の注意を払って設計を行ってきてもいいというふうに考えております。

○鈴木(康)委員 今ちょっとお話の中でも出ました、今度、電力市場の問題ですけれども、市場原理の導入というの、何か、市場原理を導入するとコストダウンにつながって、当然小売価格も下がって、何かいいことづくめのバラ色のように思いますが、必ずしもそうとも限らないですね。そのやり方が悪ければ、むしろ価格が高騰したり、価格が乱高下をして消費者がその被害をこうむるということが数々の諸外国の例でもあつたわけでありまして。

例えば、今お話しになったカリフォルニアの電力市場の例なんか見ても、エンロンの価格操作等々によって価格が非常に乱高下をするというふうなこともあつたわけでありまして、こうしたことが日本では起こらないということなのか。当然そういうことも踏まえて、きちっとこれからはそういう電力市場をつくっていくんだらうと思うんですが、その点についてお答えをちょっといただきたいと思います。

○迎政府参考人 カリフォルニアの事例におきましては、米国の連邦エネルギー規制委員会が電力価格高騰の原因の究明を行いました。その中で、エンロン社を初めとする発電事業者あるいは電力取引事業者が市場操作を行っていたというふうな報告が公表をされているという事実がござい

ます。

ただ、こういった市場操作が可能になったというのは、先ほども申し上げましたように、市場設計の中で、電力会社というのが、自分の発電資産を半ば強制的な形で売却をさせられた、それから一方で、取引市場で全量の調達をしなければならぬ、そういう意味で、ほかに調達手段がないというふうなことです。大変、取引所で調達する方の需要というのは硬直的であるわけです。そういう中で、供給者の方が価格の操作というのは非常にやりやすいような形になっていったということがその背景にあると思っております。

その点で、今回の任意の取引所というのは、ほかでの調達、相対で調達をする手段ですとか、あるいは市場外で取引をするという方法が認められておりますので、言うならば、取引市場での操作みたいなことを行ってもほかの市場で調達ができるということでもあります。それがセーブとなりまして、そこでの裁定等を通じて不当な市場操作というふうな懸念には対応できるというふうな考えておるところでございます。

○鈴木(康)委員 続いて、ちよつとパンケーキの問題について伺いをしたいと思います。

いわゆる電力の供給区域をまたぐことに課金をされるという、パンケーキと言われる仕組みが今度廃止をされました。電力の広域流通を図るんだということ、そういう目的でありますとか、あるいは、これによって既存電力間の競争が促進をされるというように期待をされるということとありますが、果たしてそのようになく競争が促進をされていくのかということ、あるいは、これは新規に入ってくる人たちがいわゆるいいとこ取りをするのではないかとということも言われていますが、そういうことにならないのか。その点についてまず御質問をしたいと思います。

○岡本政府参考人 今回のいわゆる振りかえ料金、パンケーキの廃止によりまして、自由化対象の需要家に対する電力の小売を行う上で、新規参入者と電力会社はそれぞれ託送コストを同一の条

件で負担するということになりますので、これは先生今お話し、新規参入者だけがいいとこ取りということにはならない。一般電気事業者、新規参入者それぞれが同じような託送料金のもとで競争していくという状況が現出することになるかと思っております。

私も、この振りかえ料金の廃止を通じて、供給区域をまたぐ電力の全国大での流通の活性化、そのことを通じたさらなる電気事業者の効率化というものを期待申し上げているところでございます。

○鈴木(康)委員 流通が拡大をして活性化するということはいいことでありますが、一方で、先ほど来お話を申し上げているこの電気という財の特性からいいますと、製造したものをすぐに消費をしなければいけないわけですね。当然長い送電をしますとそのロスというものも考慮していかなければならないわけでありまして、できれば発電と消費というものが接近していればいいほど、私は効率的であるというふうに思っています。

そうすると、今度、どこでも均一料金ということになると、それは発電の立地しやすいところに立地が、当然それはそういうインセンティブが働くでしょうし、そこからずっと遠隔地に電気を送っても、近くで頑張っている人と同一料金である、どうも何かちよつと解せないような気がするんです。むしろ、遠隔地であるということに對しては逆のディスインセンティブが働いてもしかるべきだと思っております。

この同一料金にしたということによって、そういう地域間のバランスが崩れたり、あるいは長距離送電によるロスがふえないかという懸念もするわけですが、その点についての御見解はいかがでしょう。

○岡本政府参考人 供給区域をまたぐことに課金されます振りかえ料金を廃止するに当たりまして、送電線建設等に要するコストの公平かつ確実な回収を確保するだけではありませんが、電力供給システム全体としての効率性を害するような遠

隔地への電源立地の抑制を図ることが必要だというふうに私も認識をいたしております。

そのために、具体的な方策として、一つは、需要地近接地に電源立地を行う場合のインセンティブ、これは現行の近接性評価制度というのがございますが、これを継続するというのが一つでございます。二つ目に、遠隔地の電源立地によりまして、連系線等の送電設備の増強が必要となります。その場合、電源の遠隔地立地のディスインセンティブ付与の観点から、当該設備の増強コストの相当部分を原因者に求めるという方向で、この辺の費用負担のルールというのをこれから詳細固めていくということにいたしております。

○鈴木(康)委員 ぜひ、バランスが崩れないように制度設計していただきたいと思っております。さて、ちよつと時間がなくなってきましたので、天然ガスについて伺いたいと思っております。

天然ガスというのは、今非常に注目をされている、環境の問題あるいはこれから普及をされるであろうと言われる燃料電池の原料としてとか、非常に期待をされるエネルギーでありまして、特に日本の場合には、石油依存あるいは中東依存というものをから脱却するためには、天然ガスに力を入れていく必要があるだろうということも言われています。

近頃のサハリンに、約三兆立方と云われる日本の需要の約五十年分の膨大な天然ガスが眠っている、これを何とかしようじゃないかということ、今サハリン1とサハリン2という二つのプロジェクトがあります。特に、パイプラインを引いて日本に持つてこようというこのサハリン1については、石油公団等々が出資をしてこれに関与しているわけですが、そうしますと、今までの経緯からしますと、当然、経済産業省としては、パイプラインを引いてきて天然ガスを直接日本に持つてくるということに力を入れていく、その可能性を追求していくという意向があるのではないかと推察をするわけですが、その点いかがでしょう。

○西川副大臣 恐縮ですが、私から。

サハリンのコールサコフから太平洋ルートで千葉までは千六百キロメートル、新潟、日本海ルートは千三百キロメートル、大体千五百キロメートル前後から三千キロメートルぐらいまではパイプラインの方が有利である、こういう判断からこれをやっておりまして、これがうまくいった場合には年間八十億立方メートルを送ることができると。御案内のとおり、世界全体で一億トンのLNG需要があるんですが、我が国はそれの中で五千四百万トン、約半分日本が使っているわけでありまして、そういう意味で、このサハリン1、そして先生のお考えの中にはサハリン2も当然含まれていらっしゃると思っておりますが、サハリン2、それぞれ日本の需要量の約一ないし二割でございます。したがって、先ほど御指摘のように、中東依存度とか石油依存度を下げるといふ意味でも、CO₂の排出量の少ないこれを私どもとしては力を入れていきたい、そのためにできるいろいろなことをやりたいと思っております。

〔委員長退席、谷畑委員長代理着席〕

○鈴木(康)委員 今のお話の中で出ましたサハリン2、昨日の日経新聞によりますと、いよいよロイヤル・ダッチ・シェルと三井物産、三菱商事、三井が資金分担保も含めた具体的な投資計画に入ったという記事が出ておりました。約一兆二千億の投資を、日本側がたしか三井物産が三千億、三菱商事が二千五百億負担をするということとありますが、かなり具体的なところに差しかかっているわけですね。

ちよつとその横に、東京ガスさんが二〇〇七年の四月からこのサハリン2のプロジェクトから最大年間百十万吨のLNGの購入をするということも発表されている。あるいは、電力さん、東京電力さん、中部電力さんあるいは東北電力さんなどもこのLNGの調達の意向を示しているというところでありますが、かなりサハリン2が先行をしているわけですね。それに先立つこと二月七日にエクソン・モービ

ルが会見をしまして、年間六百万トンの需要がないとパイプラインが採算に乗らないんだということも会見で発言をされたということでありますが、いわゆるこの1と2の兼ね合い、2が先行している、果たしてこの1が採算に乗るだけの需要創造ができるのかということ、これを今後どういうふうに進捗産業省としてこのプロジェクトに関与をしていくのかということ、ちょっと最後に御質問をしたいと思います。

○岡本政府参考人 私ども、1、2それぞれ大事だと思ってるんですが、サハリン1は、輸送形態がLNGとパイプラインの違いということがあることに加えて、やはりユーザーの方を、いずれの場合も長期引き取りをコミットしてくれるユーザーの方々のめどがある程度、大体半分以上は押さえるというところが大前提になってこようかと思えます。

そういう意味において、これは商売の話になるんですけども、各需要家のプラン、FSは1も一応終わって、その上で、ユーザーに対する供給条件の提示、それから、さらにそこからスタートした踏み込んだネゴというものが、これまで私どもから拝見して少し足りないところがありまして、そういったこととあります。デリバリーの時期についてのある種の保証というものをユーザーは求めますので、そういったことを含めた話し合いが、今の1の関係者と日本のいわゆるポテシヤルな大口引き取り者との間で、これから精力的に深められることを私も期待を申し上げているところとして、機会あるごとに、御相談があれば、私もはそういう方向でアドバイスを申し上げていこうと思っています。

○鈴木(康)委員 ガスの場合、今のところ大口需要者というのがかなり限られてくるというのがあります。そういう事情もございまして、ただ、この天然ガスに関しては、非常にこれから日本にとって重要な戦略的なエネルギーだと思いますので、クリアをしないといけない国内のインフラの整備の問題とかいろいろあると思いますが、ぜひ

精力的に進めていただきたいことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。

○谷畑委員長代理 松野頼久君。
○松野(頼)委員 民主党の松野でございます。きょうは三十五分ということなので、電気事業法の改正に絞って質問をさせていただきます。きょう、午前中の質疑の中で、随分自民党の若手の先生から非常にいい質問、僕らも勉強になる質問が出ていたんですが、政治の側の認識というのは非常に近いものがあるんじゃないかなというふうに私は思います。

大づかみの、自由化をするという基本的な理念についてちょっと伺いたいと思うんですけども、まず、小売電力の販売の自由化、そして今回のこの法案の中に盛り込まれております、卸売市場をつくってみたい送電の中間法人をつくるという、この一番の目的というのは何なんでしょうか。○西川副大臣 私からお答えをさせていただきます。

この一番の目的は、結論的に言えば安定供給でございます。その理由を、時間の都合もございまして、簡単に申し上げますが、一つ言えば、制度改革前の平成三年度と直近の平成十四年度の上期を比較しても約一三%電力料金が下がっている、こういう事実がございまして、これらを国民の皆様に戻元できるということはやはり大変重要なことだと思っております。

したがって、私どもは、今度の自由化の中で、先ほど申しました、いわゆる優先給電指令制度の導入でありますとか、また電発の民営化でありますとか、そういうようなことを駆使しながら、安定供給というものをしっかりと確保して、かつ料金を低減させていきたい、こういうことを自由化の目標にしております。

○松野(頼)委員 その安定供給の部分はまた後でお伺いいたしますが、価格の問題なんですけれども、

も、低価格で供給をするというふうに進めていまして、三〇%の自由化から六七%まで二〇〇五年に拡大をするという、それでは、この拡大をした場合に、一体何%の引き下げを今目標にされてこの拡大をされているんでしょうか。

○岡本政府参考人 定量的に幾らということ、自由化範囲の拡大に伴ってそれで幾ら下がるというところを申し上げるのは、これは難しいでございます。

他方で、これまで部分自由化ということで、部分自由化なり、さらにその前の卸売市場のIPPという形で自由化でありますとか、そういう形で電気事業者におけるコスト削減に向けての努力が間違いなく促されて、累計で一三%強の料金の値下げが行われたというのも事実でございます。私ども、さらなる自由化の拡大へのプロセスの中で、ほかのファクターももちろんございまして、さらなる効率化のための努力は大きく進展するものと期待しているところでございます。

○松野(頼)委員 長官、今副大臣がおっしゃいましたように、安定供給と価格を下げる、この二つが目的なわけですね。その目的の目標値というのが本来あつてしかるべきなんです、目的なわけですから。

私は、この自由化の政策を見てまして、どうも自由化ということが目的になっているんじゃないかというところを感じております。ですから、あえてこういう質問をさせていただいたわけですが、その目的である価格の目標値が今言えないというの、これは目的が違ふんじゃないですか。そう言われても仕方がないんじゃないかと思うんです。

もう一回伺いますけれども、大体何年までに、六七%まで引き上げればどれぐらいの価格が下がるかが想定されるという議論があつてしかるべきなんです、これが目的であれば。もう一回回答してください。

○岡本政府参考人 これは、先生もつとに御案内のように、電気料金のコストを形成するファクターというのは固定費、変動費それぞれにあり、それぞれのファクターというのがこれからの経済事情によって大きく影響されるというところがあると思いますので、そういうもとで、定量的に幾ら下がるというのを私どもの立場で申し上げるのは、これは責任を持って数字を申し上げるということは難しいでございますので、その辺の事情はぜひ御理解を賜りたいと思います。

○松野(頼)委員 これを申し上げております理由は、外国の、例えばヨーロッパでの自由化の価格の問題、各州によって違いますけれども、アメリカでの自由化をした場合の電気料金データのを見ると、そんなに下がってないんですよ。これは大臣、後でぜひ資料で見てください、資源エネルギー庁は持っていますから。最初は若干下がるんですよ、自由化をした後は。ただ、五年、十年のスパンで見ると、価格も自由化前に比べて、自由化をするとバラ色のように価格が下がるというのが一つの常識になっているんですが、数字で追っかけていただくと、安定供給も悪くなったという声があります。

ちょうど私、三年前にヨーロッパに行つて、NETAという、イギリスでブルー市場をつくつたシステムをずっと見てまいりました。イギリスの方に聞きましたら、停電も多くなつた料金も上がったんだという声が随分言われていたんですよ。アメリカでも、各州によって、全部の州が自由化されているわけじゃないから、自由化されている州の数字をいただきましたら、本当に、自由化をしたからといって価格が下がるという、まずこの大前提をもう一回考え直す必要が私はあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○西川副大臣 私が最初に御答弁を申し上げた責任がありますので、申し上げたいと思います。平成七年に入札制度を導入し、平成十二年に部分的な小売の自由化をさせていただきましたが、

それぞれ、五%台、六%台の価格が下がったという事実は我が国にあるわけでごさいます。したがって私は我が国に先ほど申し上げたわけでありまして、それと目標値を幾つにするかということとは直接関連はないというふうに御理解をいただきたいと思います。

委員会で御審議の中でも指摘のごさいます。最終保障責任をどうするか、離島を初めとするユニバーサルサービスをどうするか、そういったことについての議論を十分尽くした上で慎重に考えるべきものというふうな家庭のところは考えておられます。海外の例を見ましても、家庭部門については、自由化に踏み切った後に逆に上がったというふうなケースもあるという事は、私もも承認をいたしております。

○松野(頼)委員 それは三割の自由化の話だと私は思っています。この三割までを決して悪かったと言っているわけじゃないんです。ここから六七%まで引き上げて、最終的には完全自由化まで持っていくというこの政策、今回の事業法の改正に關して、それを申し上げているのです。

それで、平成十七年に五十キロワットまでという事で、六七%までは多分行かなくて、六〇%強ぐらいかと思えますけれども、そこまで行った場合にどこまで下がるかという重ねてのお尋ねなのでございますが、これはまさにその辺までは、私どもの評価で、いわゆる需要家の側が供給者を選ぶという、ある種の交渉力を持つている需要家の範囲でございまして、供給者の方の選択肢がふえるという、需要家にとつての選択肢がふえるという事と、需要家の側の交渉力がそこそこある、ビジネスをやっている方々がほとんどでございまして、したがって、そういう中でやりとりを通じて値段というものの決め方と決まってくるというところがあるという事で、行政の立場でこまめ下がるという事を申し上げるのは、重ねてのお尋ねなんですけれども、お答え申し上げますのは大変難しいという事を御理解賜りたいと思っております。

○松野(頼)委員 価格は言えないということですが、じゃ、安定供給の部分で、例えばカリフォルニア州ではああいう電力危機が起こっているわけですよ。イギリスでもBE、ブリティッシュ・エナジーが企業として非常に倒産状態に追い込まれて、政府が一十億の金を援助して何とか助かったという例もあるんです。

そうすると、この安定供給の部分の、カリフォルニアの例としてBEの例、これは今回の自由化のこの制度設計の中にどのように生かされているか、それをちょっと伺わせてください。

○岡本政府参考人 先ほどの御議論の中でお答え申し上げます。委員、ぜひ、それはそうしていただきます。

たいと思います。それともう一つ、やはり自由化の流れの中で非常にコストの意識が高くなると思うのです。今回の法案では、バックエンドの問題等原子力発電に關する問題が、平成十六年度を目途に経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について必要性を含め検討するべきであるという、要は、この部分はちょっと先に送っているわけですよ。にもかかわらず、今回、六七%まで自由化をするという状況で、もう少し電力供給体制の全体的な政策があつてしかるべきじゃないかというふうには私に思いますが、この原子力発電の問題とバックエンドの問題、それと相対する自由化のコスト意識の問題、ここについてちょっと答弁していただきたいと思います。

○西川副大臣 バックエンドの問題につきましては、まず私から申し上げたいと思いますが、先生御案内のとおり、青森県におきまして、低レベル放射性廃棄物の処分につきましては着実に事業を実施しております。また、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づきまして制度や実施体制を整備し、必要な資金の積み立てや適切な処分のための研究開発を実施しております。

また、原子力発電施設の解体や廃棄や使用済み燃料の再処理に必要な費用の引当金制度を整備するということが議論をされて、これらの措置を講じてまいりました。

一方、御指摘のバックエンド事業につきましては、これらの対策を講じてきたものの以外の課題の中に事業の見直しや科学的知見の蓄積等に不十分であるものがございますので、その措置を具体化できないものも含めて、ただいま御指摘のように、十六年の時期にこれをしっかりと検討を行つて対策を講じていく、こういうことに基本的にはなっているわけでありまして、

それで、本当に申しわけないのでありますが、私、冒頭のお尋ねに対して、私の説明と申しますか答弁が先生に誤解をお与えしたために、その後

○岡本政府参考人 自由化の範囲をどうするかという事について、先生の今の御指摘は、いわゆる家庭まで含めた全面自由化を前提にしてお話のようにも受けとめられたんですけれども、私ども、全面自由化については、審議会の取りまとめにもありますように、それまでの自由化の進捗の結果というものを十分評価をし、それから、この

○岡本政府参考人 先ほどの御議論の中でお答え申し上げます。委員、ぜひ、それはそうしていただきます。

たいと思います。それともう一つ、やはり自由化の流れの中で非常にコストの意識が高くなると思うのです。今回の法案では、バックエンドの問題等原子力発電に關する問題が、平成十六年度を目途に経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について必要性を含め検討するべきであるという、要は、この部分はちょっと先に送っているわけですよ。にもかかわらず、今回、六七%まで自由化をするという状況で、もう少し電力供給体制の全体的な政策があつてしかるべきじゃないかというふうには私に思いますが、この原子力発電の問題とバックエンドの問題、それと相対する自由化のコスト意識の問題、ここについてちょっと答弁していただきたいと思います。

たいと思います。それともう一つ、やはり自由化の流れの中で非常にコストの意識が高くなると思うのです。今回の法案では、バックエンドの問題等原子力発電に關する問題が、平成十六年度を目途に経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について必要性を含め検討するべきであるという、要は、この部分はちょっと先に送っているわけですよ。にもかかわらず、今回、六七%まで自由化をするという状況で、もう少し電力供給体制の全体的な政策があつてしかるべきじゃないかというふうには私に思いますが、この原子力発電の問題とバックエンドの問題、それと相対する自由化のコスト意識の問題、ここについてちょっと答弁していただきたいと思います。

○岡本政府参考人 先ほどの御議論の中でお答え申し上げます。委員、ぜひ、それはそうしていただきます。

たいと思います。それともう一つ、やはり自由化の流れの中で非常にコストの意識が高くなると思うのです。今回の法案では、バックエンドの問題等原子力発電に關する問題が、平成十六年度を目途に経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について必要性を含め検討するべきであるという、要は、この部分はちょっと先に送っているわけですよ。にもかかわらず、今回、六七%まで自由化をするという状況で、もう少し電力供給体制の全体的な政策があつてしかるべきじゃないかというふうには私に思いますが、この原子力発電の問題とバックエンドの問題、それと相対する自由化のコスト意識の問題、ここについてちょっと答弁していただきたいと思います。

たいと思います。それともう一つ、やはり自由化の流れの中で非常にコストの意識が高くなると思うのです。今回の法案では、バックエンドの問題等原子力発電に關する問題が、平成十六年度を目途に経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について必要性を含め検討するべきであるという、要は、この部分はちょっと先に送っているわけですよ。にもかかわらず、今回、六七%まで自由化をするという状況で、もう少し電力供給体制の全体的な政策があつてしかるべきじゃないかというふうには私に思いますが、この原子力発電の問題とバックエンドの問題、それと相対する自由化のコスト意識の問題、ここについてちょっと答弁していただきたいと思います。

たいと思います。それともう一つ、やはり自由化の流れの中で非常にコストの意識が高くなると思うのです。今回の法案では、バックエンドの問題等原子力発電に關する問題が、平成十六年度を目途に経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について必要性を含め検討するべきであるという、要は、この部分はちょっと先に送っているわけですよ。にもかかわらず、今回、六七%まで自由化をするという状況で、もう少し電力供給体制の全体的な政策があつてしかるべきじゃないかというふうには私に思いますが、この原子力発電の問題とバックエンドの問題、それと相対する自由化のコスト意識の問題、ここについてちょっと答弁していただきたいと思います。

の議論が大変深刻な議論になって、私、責任を感じておりますので、もう一度その部分について釈明的に、御理解をいただくために申し上げます。

一つはやはり安定供給ということ、それからもう一つは環境に優しい電気事業ということ、そしてもう一つは国民全体が理解をしていただける自由化という問題についても、何と言ふんでしょうか、さつき長官が申しましたとおり、需要家側が供給の幾つかの選択肢を選ぶ、それによって実際に、数次にわたる改正の中で、先生もお認めいただいたように、五割、六割台ではございます、それから、平成三年から十三年にかけての十年間で一〇%前半の引き下げがあったことも事実でございます。そういうことを国民が享受するというのが今回の制度改革なんだという意味で、この自由化の目的は、安定供給と、国民の皆さんに、電気を安全に使い、かつ効率的にメリットを享受していただくという意味で価格の低減も含まれるというふうに申し上げたわけでありまして、目標をいつまでに何%ということをし上げてたつもりはないのでありますが、そこをぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○平沼国務大臣 御質問の中に、自由化が進んで、コスト競争が激しくなると、そして原子力が抱えるそういうリスクはどういうふうにかえるかというふうな趣旨の御質問があったと思えます。

原子力発電等に関する投資というのは、これは言うまでもなく、回収に長期間を要するものでございまして、小売自由化等の進展に伴いまして事業者が慎重になるということは懸念されるわけでありまして。

そうした中においても、引き続き原子力発電の推進が図られますように、一つは、原子力等の大規模発電事業と送電事業の一体的な実施を確保するために、そういう意味でも送電一貫体制を維持する、二つ目は、全国的な電力流通の円滑化や卸電力取引市場の整備を通じて、原子力発電による発電電力量の吸収余地を拡大する、そし

てさらに、原子力発電等に固有の対策として、その強みを發揮し得る長期安定運転確保のための環境整備を行う、こういう措置を講じることについてでございます。

具体的には、長期安定運転確保のための環境整備のため、需要が落ち込んでくる場合には優先的に原子力発電から給電を認める優先給電指令制度等のルールの整備をいたしますし、電源立地対策のさらなる重点化を行う、バックエンド事業につきましては、今いろいろ答弁がございましたけれども、そういった対策を講じていかなければいけないと思っております。

○松野(頼)委員 私は、正直言つて、電力という商品に関して、自由化という自由競争の市場原理の中にゆだねるのは似合わない業界ではないかなというふうに思っているんです。といいますのは、今お話がありましたように、バックエンドの問題、高レベル廃棄物の処理の問題、こういう問題がやはりあるわけですし、そのために特別会計までつくつて、電源開発促進税という特別税まで取つて、やはり一番安く発電できる原子力というものに対して、国がある程度一体となつてやっていたいかなければいけない分野をどうしても抱えているわけですね。

そこで、発電源にそこが一番、環境を考えましてもコストを考えましても、今の時点ではこの原子力というものはどうしても必要な発電源だと私は思っています。その部分を抱えながら、片やこっちで自由化だ、自由化だといつてコスト競争、市場原理を導入していくという部分があるから、私は、この分野に関しては余り競争原理を入れるべきではない。確かに、電力料金の価格を下げて安い電力を供給するという、これは当然のことです。ありますけれども、それと同時に、やはり発電の部分、原子力の部分を抱えていますので、もう一度僕は考え直すべき分野ではないかなというふうに思っています。

先ほどから質問をさせていただいていますように、諸外国の例を見ましても、決している結果が

出ているわけではないんですね。こういう発電を抱えながら、どうも自由化ということが目的になつていまして、これは世界の流れだから自由化はしなきゃいけないということが第一目的となつて制度設計をされているような気がしてならないんです。

新規参入事業者の発電源を見ましても、原子力なんか当然一つもありませんよ。火力がほとんどです。すると、京都議定書の環境に対しての配慮の部分でも、決してそれはいい方向に行っているわけではないんです。CO₂の削減がふえるような新規事業者がどんどん今発電を始めようとしています。ですから、何も世界の流れだからとかいうことで無理して自由化を進める必要は私はないと思うんですが、その辺、大臣、所見はいかがでしょう。

○平沼国務大臣 松野先生のおっしゃることも私も理解できます。これはエネルギー政策の基本法を御議論いただいたときも、やはり一番は安定供給が大切だろう、その次には、当然のことですけれども、二十一世紀というのはいかに環境を守っていくか、だから環境に対する配慮というものもしっかりといかなくちゃいけない、そういう意味では、原子力なんというのは非常に有用なわけですね。そして、やはりそれを使う需要者の方々が求めますから、その方々に対して、二等辺三角形という表現でございましたけれども、いわゆる自由化によって価格、そういうものもやはり盛り込んでいくべきだ、こういう基本精神であります。

したがって、今数々、特に原子力のバックエンドの問題でございましていろいろなことがございまして、それから諸外国の実例に具体的な例もお示しをいただきました。我々もそういうことは十分承知をしながら、先ほど資源エネルギー庁長官も御答弁をいただきましたけれども、そういった英国やアメリカの例もこれは他山の石としまして、そういったことが起きないように盛り込んだところでございまして、私どもとし

ては、御指摘の点は十分踏まえて、そしてやはりエネルギーの安定供給、環境保全、そしてもう一つはやはり需要家のための配慮、こういうものをバランスよくやっていく、このことが必要だと思っております。

○松野(頼)委員 あと、長官、そろそろ時間がなくなつてまいりましたが、最終保障約款の問題ですね。既存電力会社の最終保障義務について伺いますが、これは大体何%ぐらいまで自由化の範囲、発電量がふえた場合に、どの辺で最終保障の義務を解除するんですか。

○岡本政府参考人 今般の電力の制度改革におきまして、五十キロワット以上の需要家まで段階的に小売自由化を拡大していくということで考えておりますが、家庭を含めた小口需要家につきましては、その上で改めての検討ということでございます。

それで、私ども、これまでの審議会での議論の中で、一般電気事業者の方々も、十七年に予定しております五十キロワットまでの高圧の需要家の範囲拡大、そこまでは少なくとも最終保障の責任を一般電気事業者の方々が負担する用意ありというのを審議会の議論の過程でも表明いただいているところでございます。一方で、規制分野というのがかなり残っている、それから一貫事業体制を維持して責任のある供給主体ということで、電気事業者はこれからの供給責任を果たしていくということについてそれぞれ強い覚悟をお持ちでございますので、先ほどの先生お尋ねの、具体的にどこまでなつたところについて今数字をもってお答えするというのは、そこまでの用意はできておりませんが、今十七年に予定している五十キロワットまでについては、最終保障責任を従来と同様に負担していただくというところは十分やっていただけるものというふうに私どもは考えております。

〔谷畑委員長代理退席、委員長着席〕
○松野(頼)委員 この最終供給義務ですけれども、例えば、では、今これから東京電力管内で電

力不足というのが起こりますね、それは、僕らのところにもエネ庁の皆さんが説明に来て、六月の終わりから七月ぐらいはちょっと危ないかもしれないということをおっしゃっているんですが、こういう状況になった場合に、例えば東京電力とではうちはもう、安いから、ほかの既存の新規の電力会社さんと契約をしましたら、もしそこが、会社が倒産をしたり、何らかの事情で供給ができなくなる場合があるわけですよ。やはり東電さんに戻りますよといった場合に、これだけ電力不足ですから、申しわけありませんが、おたくにはちょっと供給するのは後回しになりますということが起こるわけですよ、今の状況であります。

その場合に、今は新規参入業者の皆さんの発電量というのが全体の発電量に比べてまだ低いですから、しよせん三割の中の〇・八%ですから、全発電量の中の本当に〇・二%ぐらいなんです。ですから、そのぐらいの量であれば、余剰電力を既存の電力会社が抱えていても十分だということなんです。この発電量が、例えば二〇%・三〇%を新規参入事業者が発電するようになったときに、最終保障義務を既存の電力会社に課して、その分のコストを与えて、それで自由競争ですよという話は、これは僕はおかしいと思うんですよ。その辺で、何バーぐらいまで新規参入の発電会社が発電をした場合にはこの最終保障約款は外すんだという、その大体の目安はないんですか。

○岡本政府参考人 先生御存じのように、最終保障責任というのは供給能力の範囲内ということことで、いわゆる供給義務とはちょっと区別されたものとして責任を負担していただき、かつ、供給責任を果たすに当たっては通常の電気料金よりは割り増した条件のもとで供給することは差し支えず、そういうことでやらせていただいているところですよ。

先生の御指摘の、いわゆる新規参入者の方々がどの程度のシェアになってくるかというところについて、これは私も今その数字を持っている

わけではございませんけれども、一方で、一般電気事業者の方々がいわゆる最終供給責任というのを果たしていくに当たって、自分のいわゆる供給力、自社の電源というものに加えて、一つは取引所、それから一つは全国的な供給区域をまたいだ流通の拡大、そういうことが期待される中で、各電気事業者の方々の供給能力というものがどういうふうにかこれから推移していくことになるだろうかと、この要素も見きわめる必要があるかと思えます。

いずれにしても、先生の御指摘のいわゆるニューカマーという部分が十分ひとり立ちしたコンペティターとして隆々に育っていった後において、最終供給責任というのをだれが負担すべきかというところは、これは真剣に検討すべきテーマだと思いますので、今の時点で、具体的にどういうマーケットのシェアの状況になったらということとで数字をもってお答えするのは、そこまでの用意はございませんが、先生の御指摘というのは大事な問題提起と受けとめさせていただいて、私も、これから真剣に勉強させていただきたいと思えます。

○松野(類)委員 私は、今のこの近代社会において、ITがこれだけ進んでいる中で、電力の供給というのは、一産業として位置づけるのではなくて、本当に大事な分野なんです。今、東京で、目の前で起ころうとしている、起こるか起こらないかわかりませんが、現在の社会の中で電力が停電をするということ、一体どういう状況が起こるか、はかり知れないものがあると思うんですね。ですから、そういう中でもうちょっと、エネルギー基本法も法律としてできているわけですから、全体的な、グローバルな電力の供給体制の目標というのをつくるべきだと私は思いますよ。例えば発電分野に関しては、大体ベストミックスで、三割、三割、三割ぐらいでやっていますけれども、自由化の供給体制についても、どれぐらいまでは大体新規事業者が入っても大丈夫だ、どれぐらいまでは既存の電力会社がやるべきだ、こ

のぐらいいは新エネでやろうという全体的な、場当たり的な電力の供給体制ではなくて、グローバルな形の体制のある程度のめどをつけていただくべきだというふうには私は最後に指摘をさせていただきます。どうもありがとうございます。

○村田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時一分開議

○村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山田敏雅君。

○山田(敏)委員 山田敏雅でございます。きょうは、中小企業の個人保証の問題、ちよつとおいておきまして、午前中から自由化の問題、いろいろ聞いておりましたけれども、皆さんお聞きになったことは、自由化の最終的な目的というのは何なのかということをやはお聞きになって、自由化をするその最終的な本目的というのは何なんですか。

○平沼国務大臣 山田先生にお答えさせていただきます。我が国の電気事業といえますのは、これまでの制度改正による小売の部分自由化を通じて、一定の効率化の成果が見られているところでございます。

他方、国際的に比較をいたしますと、電力部門における高コスト構造の是正、これはまだ道半ばだと思っております。今国としても、いろいろ日本に対する直接投資、これに力点を置く政策を展開しなければならぬ、こういうことがござい

ますけれども、やはり高コスト構造というのが一つ大きな障害になっていることは事実です。今般の電力制度改革というのは、こうした過去の改革の成果を踏まえながら、さきの制度改革時

の三年後の見直し条項等、昨年の六月に制定されましたエネルギー政策基本法を踏まえた改革であると私も位置づけております。

具体的には、エネルギー政策基本法で、エネルギー政策遂行上の基本方針が定められているところでございますけれども、今回の制度改革においてもこの基本方針に基づきまして、供給システムの改革による電力の安定供給、それから環境への適合を図って、これらのもとで電力の供給に関する需要家の選択肢の拡大を図りまして、電気事業のさらなる効率化を促すための措置。

そういう意味では、このエネルギー政策基本法を御議論いただいたときも、結局、電力というのは安定供給というのが一つ大きな柱でなくてはだめだ。

もう一つは、二十一世紀というのは環境をいかに守るかというやはり人類にとつての大きな命題がある。それをこの柱としつつ、ちよつと御質疑の中で二等辺三角形という表現を使つたわけでございますが、その中でやはり需要家に対して、この高コスト構造を是正しながら、自由化によって安価なそういうエネルギーを提供しよう、そういうことで今回、自由化、こういうものが盛り込まれている、こういうことでございます。

○山田(敏)委員 では、自由化の最終的な目的は高コスト構造の是正をするんだというふうに今私は受け取りました。いろいろな政策もあるけれども、では、自由化を進める目的は高コストの構造を是正する、こういうことだと思えます。

ただ、自由化の本目的は、そういうことではなくて、やはり今のセキュリティとか環境とか国民の利益を向上する目的でないとちょっとおかしくなってくるんですね。

そこで、自由化をすれば確かにコストは下がるという、多少成果は上がったと今おっしゃったんですが、自由化をするということはいいいことだ、なぜなら競争が高まってコストが下がる、こういう理屈なんですね。それを皆さん一生懸命議論されて、今何となくそういう雰囲気になっているん

ですが、事業者の方に、現場の方に、本当に自由化でいいんですかと聞くと、本心は、いや、自由化、こういうふうに行くは大変な問題がいろいろ起きてきて、余りいい結果にはならないかもしれないけれども、例えば審議会の議論の中で自由化自由化と言われると、いや自由化には反対ですと言うと、何か時代に逆行しているような、何か悪いことをするような、こういう心理が働いて、皆さん、何となく自由化に行こう、自由化に行こう、こういう議論を見ていると出てきているように僕も思います。

今、多少成果が上がったとおっしゃるんですが、これから先は自由化を進めていくとむしろ弊害の方がたくさん出てくるという議論、いろいろ指摘があったと思うんですけれども、そこで、大臣が言われた、自由化の目的は高コスト構造の是正だということであれば、今までの電力のコストの分析は行われているんですとか、行われたんでしようか、こういうことをお聞きしたいんです。

○岡本政府参考人 自由化という意味では、平成十二年から大口のところが部分自由化がスタートしたわけですが、それに先立ちまして、国際的に遜色のないコスト水準を目指し、我が国の電力のコストを中長期的に低減する基盤の確立を図るため、今後の電気事業はいかにあるべきかということで、平成九年から当時の電気事業審議会で審議が始まりました。さらに申し上げれば、その前に卸電力市場というのを自由化するということで、IPP、独立電気供給事業者という制度が入りました。

その前にも、コストの構造の分析というのは私もやってあります。その中で、全般的に、海外に比べて二割前後高いということ、それから、その背景として何があるだろうかということ、例えて申しますと、日本の電力の負荷率というものが大変悪くなってきた。負荷率一%が電力料金のコストに換算しますとおおむね一%ぐらいそれを押し上げるという要因があるわけですから、負荷率が何でこんなに悪くなってきたんだろ

うか。負荷率改善のために、蓄熱その他、それから選択約款の方でも負荷率改善に資するような、需要家の選択を後押しするような制度を入れるということでもやりたりもいたしました。

そういうコストの分析というのは私もする中で、例えばIPPを新たに導入したというときに、私は当時担当の公益事業部長だったわけですが、電力会社の経営者の方々が、はしなくも聞いたんですけれども、IPPという、鉄鋼会社であるとか精製会社であるとか、そういう人たちが卸電力ということに入札してきた、その結果を見ると、自社の火力部隊よりも相当安い。何で安いのか。それはスペックを、タービンとかそういうものについてメーカーからとっている。そのスペックが自社のいわゆる調達部隊が購入しているのに比べて二割、三割安い。何でこういうことが起きるのかというところで、電力会社の方自身もコスト構造の分析というのを懸命にやるようになられました。

それから、負荷率に加えて、もう一つは、やはり日本の流通設備という送配電のところが非常にコストが高いということで、これは当時、電気事業審議会の保安小委員会を設けて、流通設備というものについての内外のコスト構造がどうなっているか、そういう分析もやりながら、さらなる効率化の余地ありということで、十二年に向けての部分自由化に至った次第でございます。私どもも、こういった方向を目指すに当たっては、今申しましたようなコストの分析、それから効率化の余地というものが那邊にありやということの検討はかなりやらせていただいたところでございます。

○山田(敏)委員 ちよっと今、非常に定性的な話をされたんですが、今の流通設備ですか、それを一つ具体的に申し上げます。

例えば送電というもののコスト、これはちよっとと比較しただけでも、日本の送電コストというのは外国と比べてちよっと高いなということは大体わかるんですが、そういうことを定量的に分析し

たことはありますかというのが僕の質問なんですけれども。

○岡本政府参考人 送電線につきましては、例えて言いますと、送電鉄塔の高さの問題でありますとか、それから、土地を占有いたしますので、地価の違いでありますとか、それから、送電線のいわゆる被覆についての安全基準というのが外国に比べて違いますが、そういうものがコストにどういうふうにかいてくるかというのを、当時、保安小委員会の議論の過程で、もちろん数字を含めて、海外との比較分析をした経緯がございます。

○山田(敏)委員 今まで多少うまくいったということがちよっとありましたけれども、これから先は、後で述べますが、自由化を進めていくといういろいろ難しいことが起こってくる、特に小売部門にいきますと。

ということとは、やはり今コスト分析をしつかりやって、今おっしゃったように、外国に比べて必要以上に規制があるとか、あるいは土地を占有しなきゃいけない、では借りてもいいんじゃないかと、いろいろなコストの分析があると思うんですね。これをやはりしつかりやって、高コスト構造の是正というのをまず最初にやらないと、いきなり、どんどん自由化に行くと、僕は大きな問題が起これると思いますので、今伺いましたところにとだと思ひますので、もう一回、電力のコスト分析をしつかりやっていただきたいと思います。

それから、ここに、一応主な電力会社の有価証券報告書をいただきました。ちよっとざっと申し上げると、例えば、東京電力が売り上げが五兆円です。それで経常利益が三千億円でですね。それから中部電力、これは二兆円で約一千六百億。中国電力も、一兆円で六百億。大体、経常利益が五%のちよっと上、六%、七%ぐらいで財務諸表が出てきているんですが、この数字は適正だと思われ

ますか。

○岡本政府参考人 経常利益の絶対水準、あるいはその売上高に対する比率の適正ということに

ついて、行政の立場から軽々に評価をするというのは慎重であるべきだと思いますが、一方で、今御指摘のような、経常利益を達成するあるいは維持するということを通じて、電力会社のいわゆる格付というものが相当いい格付が得られるに至っていて、電力事業というのは、先生御案内のとおり大変資本収益的な事業でございます。膨大な借入金、それから設備投資を行うに当たっても、社債、それから一部は借入れという形で資金を賄っておりますので、その資金コストを低減化するという点においては、いい格付というのは大変大きな意味を持つておりまして、そのことは、回り回って需要家の方々にも還元をするということろがありますので、そういう構造の中で、今の経常利益率というものもしくるべく評価をされているのではないだろうかというふうに考えております。

○山田(敏)委員 今の数字は、電力会社としての、会社としての健全性、これは今の比率で非常に適正だと私も思います。おっしゃったとおりだと思います。

ただ、今の自由化の議論の中で、どういう発想なのかというと、電力会社はもうけ過ぎているんじゃないか、では競争してぎりぎり締めたらコストが下がるんじゃないか。コストが下がるということは、当然今の電力会社の経常利益率というのは下がるわけですね、これから先、それについてどう思われますか。

○岡本政府参考人 コストを下げるということを通じて、もちろん売り上げがどうなるかということにもよりましますけれども、経常利益そのものを大きく損なうことなくコストを低減する、といういう方途もあるかと思ひますので、電力会社の経営者の方々も、引き続き、資本収益的な事業であるというところの御認識は変わらないかと思ひますので、そこに向けて、市場でのレーティングというものを、いいレーティングがとれるようにということ、当然考えられると思ひますので、そのことを前提にした上で、なおコストを低減し

て、その一部を需要家の方々に還元していただくというところに向けて、さらなる御努力というものは私ども十分に期待できると考えております。

○山田敏委員 かつて資源エネルギー庁が電力会社を指導したと言うとオーバーですけれども、こういうことが望ましいとか、行政上のいろいろな指摘をするとか、そういうことをして電力会社を育ててきたと言うとオーバーですけれども、そういうことをやってきたわけですね。

今までは非常に高コスト構造だ、これからは自由競争によってコストを下げる、電力料金を下げるといふことですね。そうすると、当然電力会社は、今おっしゃったように、コストを下げなきゃいけないということですね。では一体、今までコストを下げる努力はしたのかしなかったのかということになって、今から一生懸命やりましょう、では、今まで資源エネルギー庁はどのようなふうにかの会社を見て、やってきたのかということになるんですね。ということは、今までちょっと甘かった、コストの見直しもちゃんと見ていなかった、しかし今後は自由競争によってどんどんコストを下げていく、経費を切り詰めていくんだ、こういうことですね。それでよろしいでしょうか。

○岡本政府参考人 コスト低減の努力はなお引き続き、私ども、継続中だというふうに考えております。一連の卸売市場の自由化、それに続く小売の部分自由化、そういう形で競争が入ってくる中で、電気事業者の方々が、その都度その都度、やはり可能な限りの経営効率化というのは努められてきているかと思えますけれども、なおその余地というのは残されているというふうに考えております。

最近で申しますと、例えての一例でございますけれども、火力の中で、LNGの火力の比率というのは結構高うございますけれども、LNGの供給条件というのが、従前、売り手市場だったものが、最近、買い手市場に変わってきているという背景に、電力もガスも今懸命に、供給条件を変えて有利にということで、大変なハードネゴをやっているわけですが、例えばそういう

うことを通じた、さらなるコストの低減の余地というものはあるかと思えますので、そういうものを大きく促すものが、今ここで一連のスケジュールというものを明示して進めようとしている自由化というのが一つのドライビングフォースになって、そうした効率化努力というものを背中を押していくことになろうかと考えております。

○山田(敏)委員 責任ある供給主体ということで午前中からいろいろ議論がございました。今、会社が健全に経営されること、これも一つだと思ふんですが、ちょっともう一回、責任ある供給主体というのはどういうことなんでしょうか。

○岡本政府参考人 今回の電気事業法改正というのは、安定供給の確保と環境への適合を図りつつ、そのもとで市場原理の活用を図るということを基本的な考え方にしていただいているわけでございますが、供給区域内の需要に対する供給責任を負って、発電から送電までを一貫した体制で確実に行う、そういう一般電気事業制度を引き続き維持する、このことをもって、私どもは責任ある供給主体ということと申し上げているところでございます。

○山田(敏)委員 エネルギー政策というのを私は環境エネルギー政策と、二十一世紀はそういうふうには呼ばなきゃいけないというふうに常々申し上げているんですね。エネルギーというのは、二十一世紀は環境エネルギー政策である。そこで、環境税の問題が出てきます。それから新エネルギーですね、風力とか太陽光ですね。何回もこの場で議論してまいりましたけれども、例えば風力の推進についても、ヨーロッパに比べて非常におくれている。あるいは環境税的な考え方、まだ具体化しておりませんけれども、日本はおくれている。こういう中で、今回の自由化、経営の健全化、今長官が申されたように、責任ある供給主体、言いかえると、やはり電力会社が健全な経営をやっているか、あるいは電力会社と健全な経営をやっていかなきゃいけないということ、今の新しい環境エネルギー政策との整合性についてはどうお考えになりますか。

○平沼国務大臣 今度の、昨年の六月に制定されましたエネルギー政策基本法の中でも、やはり、先ほど御答弁の中で二等辺三角形と申し上げましたけれども、環境への適合、こういうことが主要な柱の一つでございます。

したがって、山田先生がおっしゃるように、これからエネルギー政策というのはやはり環境が主題的になっていかなければならない、おっしゃるとおりだと私は思っております。

○山田(敏)委員 今、例えば風力にしても太陽光にしても、コストで電力会社が買っているんじゃないで、売った値段で買っているわけですね。それで北海道なんかは、供給の体制もあると思うんですが、一応四十五キロワット以上は買いません、風力はもうこれで終わりですというふうなことになるんですね。それから太陽光も、一応目標としては四百八十二キロワットとありますが、やはりこれ以上やろうと思うと、今、大体二十円か二十一円で電力会社が買う。火力のコストは、あとは今、原子力の五円とか言っていますけれども、全然違うことをやっている。これを環境エネルギー政策の目標としてもっと大胆にやろうということになりますと、今の高コスト構造をさらに押し上げていくということが考えられると思うんですが、この辺をどういうふうにお考えになるでしょうか。

○平沼国務大臣 新エネルギーというのは非常に、環境ということを考えたときに、太陽光発電にいたしましたし、あるいは風力にいたしましたし、その発電過程で一切二酸化炭素を出さない、地球環境にやさしいエネルギー、そのとおりだと思っております。

そういう意味で、私どもとしても、太陽光発電にしても風力発電にしても、今まで国としては相当後押ししてきたところでございます。現時点ではまだエネルギーに占める割合が百分之三でございます、これを二〇一〇年までに何とか三%以上にして、こういうことで努力をしております、ここの新エネルギーに国がいろいろな形で後押し

をしている、そういう予算上の措置も非常に大きなものになってきています。

そういう意味で、私どもとしては、確かに、今北海道の風力の例等も出されましたけれども、そういう中で、今、我々としては三%以上にしようということで取り組んでいるところでございまして、現時点では、風力においては発電効率、コストの問題、太陽光発電も、例えば真上に太陽が上るときは非常に発電効率はいいですけれどもそうじゃないときがある。ですから、ここはもう一度技術革新が必要で、そういった中で、後押しは我々当然やっていかなければならないと思っております。国としての三%以上の目標の達成に向けても我々は努力をしていきたい、こういうふうになっております。

○山田(敏)委員 今の新エネルギーのこともそうですが、最近の新しい燃料電池ですね。燃料電池の導入による分散型の電源、各家庭、各工場にそれぞれ電源をつくる、それで送電のコストが要らなくなるという試みがいよいよやられておりますけれども、今の段階ではまだもう少しコストが高い。あと二年後ぐらいに実用化することです。

一気にこれを、政府の政策としてこういう分散型の電源を導入することは、国のエネルギー政策として非常に効率のいい、今問題になっております高コスト構造を是正するのに非常にいいということであれば、これはある程度政府の政策として強制的にやっていくべきではないか、こういう面があると思うんですね。これはもちろん、最初、電力会社のコストを大きく痛めつけるということもあると思うんですが、分散型の電源について、将来の見通しなり政策なり、何かお考えが

ありますでしょうか。

○平沼国務大臣 燃料電池というのは、やはりそのエネルギー源は水素でございます、地球上には無限にある、しかも非常に環境にやさしい、こういう側面を持っておりますので、これは我々は伸ばしていかなければならないことだと思ってい

ます。

そういう意味では、まず、燃料電池を使っている自動車なんか、これは小泉総理のいわゆる強力なリーダーシップの中で、特に市販をされている燃料電池車というものを優先的に、今非常にコストが高いけれども、国が採用しようということで、経済産業省もその一台を使用して、今政府全体では五台使用している、こういうことになっています。

それから、据置き型の燃料電池に関しまして、私もこの前お台場のある電機会社のモデルハウスに行かせていただきました。そこに参りますと、いわゆる定置型の燃料電池というものが自己完結型のエネルギー源としてそのモデルハウスに設置をされておりまして、もう一步のところまで来ているわけです。

ですから、こういったものは、私は、国として明確な目標を掲げて、そしてもう一步のところですから、技術革新を起こすためには集中的にやっつけていかなければいかぬと思っています。

そういう意味では、私は、これから経済産業省としてもひとつ提言をしようと思っておりますけれども、やはり具体的に数字を持って、そして予算措置とタイムを区切ってどういうふうによつていくか、こういうことを国民の皆様方にもよくわかっていただくような、そういう目に見えるストラテジーといえますかプランというものを打ち出していくべきだと思います。

そういう中で、燃料電池も、例えば自動車の場合は、二〇一〇年までには燃料電池の自動車は五万台走らせるようにはしようとか、例えばですよ、それから定置型の燃料電池というものも、具体的に全国で何万台やろう、そういうことに向かって政策を集中していくことは非常に大切なことでございまして、私どもとしては、そういう観点で取り組んでいかなければならない重要なテーマだ、こういうふうに思っています。

○山田(敏)委員 例えばそういう話、それからさっき言いました環境エネルギー政策、これは、

環境税にしても風力の推進にしても、非常に強制的な力が働かないとこの環境エネルギー政策というのは実行していかれないわけですね。今やろうとしていることは、自由化するということは、それに非常に反することなんです。

私はちょっとここで長々と申し上げましたけれども、この自由化の、これからどんどん進んでいくわけですが、見直しの時期ですね。このままいいのだから、これではやはり国家の、国民の利益にならないのじゃないか、ただ単にコストを下げるために自由化を突き進んでいくと、やはり環境の問題それからセキュリティの問題、これは出てくる。

ですから、ある程度、今こういうプランをやっていますけれども見直しの時期、決定的に見直す時期ということがぜひこの自由化のプロセスの中で、今言いましたように相反することを同時にやらなきゃいけない。しかも、技術革新が急速に起こってくると、例えば分散型の電源が全国に一齐に、何百万世帯という時代にもなるという予想が来たら、今考えている電力を安定的に供給するシステムそのものが根本から全く変わる世の中になってしまふわけですね。

そのときには、やはり自由化をもう一回ちょっと見直そう、根本的な見直しの時期を何力所か入れていくことが非常に重要だと思うんですけれども、今の議論の中で、大臣、いかがお考えですか。

○平沼国務大臣 当然、国のエネルギー政策というのは、状況の変化に応じて、そしてそれは柔軟かつ大胆に、小泉総理の言葉を使えば柔軟かつ大胆にやっつけていかなければならない、こういうふうな思っているところでございます。

ただ、現在はまだこれがブレクしているわけじゃございませんで、これからの問題でございまして。ですから、そういう現時点の中で、一番今の段階で整合性がとれる、こういう観点でいえば、やはり今のこういう延長線上の中で私どもは考えていくことは当然だと思っております。

そして、先ほど自由化というのに対して、私

はいいわゆる高コスト構造の是正、こういうことも申し上げましたけれども、同時に、やはり選択肢を広げて効率化をする、そういう側面もあるわけでありまして。ですから、そういう中で、選択肢を広げ効率化をする、そういう範囲の中にも今御指摘のことも入ってくるわけでありまして、私どもは、そういうときにはちゃんと対応をしていく、そのための、やはり役所としてはいろいろなこと想定しながら、表に出さないまでも、いろいろな形でシミュレーションはしておかなければならない、こういうふうな思いです。

○山田(敏)委員 長官、今の自由化の見直し及び時期、それについて何かお考えがあったら言ってください。

○岡本政府参考人 まさに今の大臣の御答弁に尽きるわけですが、私ども、審議会の整理といたしまして、ステップ・バイ・ステップで自由化というのは、各ステップをやったときに、その結果を検証しながら次の段階へ進んでいく、そういうステップ・バイ・ステップのアプローチをしていくべしというふうに考えています。

特に、家庭を含む自由化ということになれば、本当に需要家が複数の供給者の中で選択をし交渉する能力があるかどうかということを初めとして、それから、ユニバーサルサービスとか最終供給責任というものをどうするかという非常に難しい論点も大きく残されておりますので、そういうものについてしっかりと議論の整理ができてからやっていくということで、あくまでも、まず先にそこまでの自由化ありきということで決めてかかるというふうなアプローチはとるべきではないかと私どもも考えております。

○山田(敏)委員 現場の声も、やはり自由化というのは非常に危ない、突き進んでいくと非常に大きな問題が起こってくるという危惧を、現実にはこういう制度で、こういう法律でいくんですけれども、現場ではそういう危惧を持っていますし、そういうことをよく考えていただきたいと思えます。

最後に、原子力発電についてちょっとお伺いたいです。

今まで、原子力発電というのはコストが安いんだという政府の発表だったんですね、ずっと。原子力発電というのはコストが安い、だからどんどんやりましょうということなんです。ところが、原子力のコストというのは本当はどうなんだろうかなというところを、ちょっともう一回ゼロから考えてみますと、実は、原子力の発電にはいろいろなコストが入っている。

有価証券報告書の中に公表している中で、約款料金算定規則というのがございまして、これに基づいてやること。それから、もちろん使用済み核燃料の再処理の費用、廃棄物の処理費用、原子炉の解体費というものを入れて、あと電源三法交付金、これを入れる。最後に、原子力発電所というのは必ず揚水発電というのを伴います。原子力をつくると、二十四時間発電しますから、その隣に揚水発電をつくって、夜中に水を山の上に揚げて昼間やる、こういう揚水発電をセットでやっつけていこうというふうに思っています。このコストも考えてみると、これはちょっと後でお渡ししてもいいんですけれども、立命館大学の太田先生という人が、もう一回原子力のコストを見直してみても、これらの自由化の議論の中で考え直したらどうかという御意見なんです。

これでやりますと、実は原子力が一番コストが高い、キロワット当たり十・三六から十・六五、こういうコストになります。今申し上げたいいろいろなコストを入れて、こういう結果になると、今までは、政府が公表された数字はたしか五円少しでした。ね、やはり原子力発電というのは日本の根幹をなす事業でございまして、その中でも一回本当のコストというのはどうなんだろうかなというところを見直すべきだと思うんですが、長官いかがですか。

○岡本政府参考人 平成十一年の十二月に総合エネルギー調査会原子力部会で、各電源別の発電コストの試算をしております、設備利用率八〇%、

運転年数四十年、それから出力百三十万キロワット、そういう諸元を前提にしました場合に、五・九円・パー・キロワットアワーということで、これにはバックエンドの費用も含まれております。ほかの、石炭で六・五円、LNG火力六・四円、石油火力十・二円ということでございまして、原子力の経済性というのは引き続きあるというふうな私ども考えております。

バックエンドについてはこの試算では〇・九二円・パー・キロワットアワーという、その部分を含んでいるところでございますが、バックエンドについては、今回の議論の中で、先々にわたるバックエンドについての費用がどうなるかということについて、電気事業者の方々を初めとしていろいろな御心配、御懸念もありますので、その辺はこれからさらに精査をする必要はあるかと思っております。

それから、先ほどの揚水の点でございますが、揚水発電というものが、従前は大変大きな初期投資を要して、それこそキロワット当たり五十万円前後というような大変大きな建設費用が要る、そういう揚水に頼る部分が多かったんですが、最近、例えばNAS電池というような、需要地に電池を置くことによって夜間の電力を効率的に貯蔵するという技術が実用化され、それが大分コストが下がってくるというようなことが出てまいっておりますので、そういった部分の、間接的な、反映コストのようなものかと思えますけれども、そういうものを考えるに当たりまして、今言ったような技術の進歩ということも視野に入れて考える必要があるかと思えます。

○山田(敏)委員 五・九円という試算コストを出されて、そして一方で、この今の私の前提の中でこれは十・三円、これはもう大変なコストの違いなんです。さっきのバックエンドの考え方、使用済み核燃料の再処理とか、それから財政資金、こういうものの考え方もちよっと入れて、またもう一回よく見直していただいて、原子力の位置づけ、これを相当しっかりとやらないと、今までの

五・九円という話と十円という話だと、全然エネルギー政策のストーリーが変わってしまうので、これはぜひ見直していただきたいと思えます。時間が参りましたので、以上でございます。ありがとうございました。

○村田委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 民主党の田中でございます。

今回の電気事業法及びガス事業法の改正についての基本的な考え方を大臣にお伺いしたいと思えます。

特に、今でもお話がありましたように、自由化とエネルギー基本政策との整合性の問題が先ほどから議論になったと思えますし、エネルギー政策基本法ではエネルギー戦略と市場原理の活用との基本的な問題等が、これも議論になってきたところでありまして、今回の改正では、この基本方針とその適合性について、私は適合性を欠いているのではないかと、このように思っておりますけれども、まず大臣の答弁をお願いいたします。

○平沼国務大臣 これは、昨年の六月のエネルギー政策基本法、御審議をいただきました。

そのときに、やはり一つは、もうこれは電力にとつては安定供給というのが絶対に必要である、これはもう外してはならない大きな柱だ、今回の東京電力の一連のそういう不祥事を見ても本当に安定供給というのが大切だ、こういうことで、もう国民の皆様方も心配をなさっていたいています。

それから、もう先ほど来御議論が出ておりますとおり、やはり環境をいかに守るかということ。

特に我が国の場合というのは、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量というのが圧倒的な比率で多いわけでありまして、そういう意味では、エネルギーというもののなかでいかに地球環境を守っていく、そういう政策をつくっていくか。

それと同時に、これが主目的である、そういうことを言われる方もありますけれども、やはり市場原理を応用して、そして高コスト構造を

是正するということ。これがあのときの御議論の中でも、二等辺三角形で、あくまでもその安定供給とそして環境への適合、そしてそれに付随して、やはり需要家にとつてもコストメリットが出る、そういうことをやっていこう、こういうことではないかと。

この三つの基本的なものに関して、いわゆる自由化による安定という、その価格の低減ということ、これを突出するということじゃなくて、あくまでも目的は安定供給、環境への適合、それに付随して、こういう形で、私どもとしてはそこは整合性がある、このように思っているところでございます。

○田中(慶)委員 大臣はそういうふうに言われまされども、大体、この自由化という感覚を考えただけでも、低コストということがよく誤解をされがちだと思えます。そういう点では、今回の自由化という問題が低コストという形で置きかえられていってしまうと、いろいろなところに私は支障が来るのではないかと。

先般来のこのエネルギー基本法のときも、今大臣の答弁のように、この議論はさんざんされたわけでありまして、私はこの辺をもう少し——当時、あのとき明確に指摘をされたと思うんです。このエネルギー基本計画を明確に、あのときは三年だか二年以内につくるという形になっていたわけでありまして、それすら今できていない中で自由化政策、この事業法の改正の中で自由化を打ち出してくるということは、ある面では国の責任というところを明確にしていけないんじゃないかと、こう思うんです。

エネルギー基本政策の基本というこの基本計画をしっかりと作成をして、その中でこの自由化の、その基本の政策の中の一コマとして、自由化の問題が出てくるでしょうし、環境問題も出てくるでしょうし。そういうことが議論をされないで、計画もこれから何かやるということでありまして、けれども、やはりそのこと、物事が順番を間違えればおかしくなる、そうでしょう。アクセルとブレー

キを逆にやってごらんないよ、事故を起こすんですから。それと同じように、私は、今回のこの自由化という問題は、ある面では整合性が欠けている、今のうちに順番が間違っている、こう思えますけれども、大臣、どうですか。

○平沼国務大臣 その基本計画というのは、これはもう田中先生も御承知のように、基本法が制定されたときに、これを制定しなきゃいかぬ、こういう形で、既に四月からこの検討が始まっておりまして、この夏にはそれがまとまる、そういう今段取りになっております。

一方今回は、やはり現行法の中で三年以内にいろいろなことを見直す、そういうような形で、平成十一年から作業を始めてきた延長線上でやらせていただきました。その際、今御指摘の三つの大きな柱、これは今回のこの法律の中にも矛盾しない形で十分盛り込ませていただいた。

確かに、おっしゃる通りに、先に計画をつくってそれから、それはおっしゃることもよくわかりますが、同時に、やはり現行法の見直しの規定、それからやはり、今のこういう中でやるべきことは、その中からできる限りやるべきことはやっていこう、こういうことをお願いをしているところでございます。その辺はぜひ御理解をいただければ、こういうふうな思っています。

○田中(慶)委員 大臣、例えば今、国会で議論されている有事法制の問題がありますね。有事法制も、基本法を議論して、今与野党の合意をなさって具体的な取り組みが始まる。

有事というものは、何もあれだけが有事じゃないんだ。私は今、もう一つの有事というのは、経済が有事だと思っているのです。その中のいろいろな仕組みの中で、エネルギーというものが大変重要な役割を示す、こういうことでありますから、私は自由化というもののついて反対ではないんですけれども、しかし順番を間違えなさんということを私は主張したいわけです。

例えば環境面で、皆さんどうでしょう、京都議定書の問題が、私ども日本も含めていろいろな議

論をされてまいりましたし、そして調印もされる、
こういう形で、二〇一二年の平均値で六%削減。
しかし、この目的を本当に達成できるんだらうか。
極端なことを言えば、周りの環境を見てくださ
い。今の原子力の状態を見たり、いろいろなこと
を含めて、こういう問題も含めながら、やはり私
は、基本というものをしっかりしていかなければ
いけないと。

原子力にかわって、一時的にでも火力発電とい
うものが代替として、今もうフル稼働。今まで休
眠状態だったものを、今フル稼働させている、こ
ういうことでしょうか。そういうことを考えたとき
に、私は、この環境問題を、ある面での、京都議
定書という問題が先延ばしせざるを得なくなるん
じゃないかと。ところが環境省は、いや、もう間
違いなくこれはやるんだ、やるんだ、こういうこ
とでしよう。ある面での、今申し上げたような、
ばらばら。

行政として、自由化の問題も結構なんです、反
対しているわけじゃない。しかし、いろいろなこ
とを整合した中でこれを進めていかないとおかし
くなってしまふんじゃないか、そんな心配をして
いるんですよ。特に、今度の東電の原発の問題に
絡んで、単なる、今の京都議定書の環境問題でC
O₂の削減だけをしていくと、えらいことになる
と思いますよ。これはエネルギーだけじゃなく、
ほかの問題も全部出てきているわけでありませ
れども。

しかし一方においては、この自由化によってエ
ネルギーの低コスト主義を採用していく。しかし
一方においては、その負担が今度は逆に環境税と
いう形の中にかかってくる。この一般の事業者の
皆さん方あるいは消費者の皆さんは、大変なこと
になっていく。まして今、ばらばら行政ですよ。
国でこの問題をまだ決めていないときに、地方で
は財源確保のために環境税ということをはんぱん
打ち出してくる。環境という、みんなある面
で、何となく、いろいろな社会的な風評という

ものがそうなっているのですから、それを選択
する。

しかし、そういう中で、今度のような形の問題
を、自由化という形の中で、ある面では低コスト
主義を、しかしその反面、反動は必ずCO₂。そ
うでしよう、火力発電に転化したならばCO₂
が余計に出ることは間違いないわけでありませ
う。

そんなことを考えていくと、今、料金だけのメ
リットというものは、ある面では、全体的に見た
ときに帳消しになってしまふ。しかし、それをちゃ
んとするのが環境あるいは経済産業、あるいは全
体的なものを見てやるのが大臣の仕事じゃないか
と思うんですが、どうですか。

○平沼国務大臣 自由化を進めると、先ほどの来
の御議論も出ていましたけれども、新規参入とい
うものが火力が主体になる、そうするとCO₂の排
出量が多くなる、今の京都議定書、そういうもの
に対して矛盾するんじゃないか、それは御指摘の
一つだと私は思います。

しかし、今回の法律の中では、御承知のように、
例えば、長期安定電源たる原子力とか水力とい
うものに対しては、私どもとしてはそれに対して
ある意味ではインセンティブを与える、こういう
こともしております。したがって、全体的に見ま
すと、今そういう新規参入の比率が〇・八五%と
いうようなことも考えますと、今の段階ではそれ
ほど大きくは私はきいてこない。そして、長期安
定電源の原子力、水力、そういうものに配慮をし
ていく。

したがって、将来、そういうことは当然考
えられるわけでありませう。ただ、私が申し上げた
いは、決してこの自由化というのに特化をして
今回のこの法律をお願いしていることじゃなく
て、あくまでも安定供給とそして地球環境への配
慮、これが主眼であります。

そしてもう一つ、そこに対していわゆる選択肢
を広げて効率化をする、このことによって電力を
使っていただく皆様方にもそのメリットを享受し

ていただく、こういうことからいって、私どもと
しては、このエネルギー政策基本法のことには矛
盾をしていない。

ただ、御指摘の点は我々留意していかなければ
ならないと思っております。御指摘のように、
京都議定書の中で、二〇一〇年を大体めどに一九
九〇年から考えて六%削減しなきゃいけない。そ
して、しかも一九九〇年から二〇〇〇年までの間
に特に輸送用の部門とそれから民生で八%も
ふえている、こういうことを考えれば、本当にこ
れは厳しい状況です。そういう中で、今環境税と
いうこともお話になりました。ですから、そう
いう議論が出てくることは承知しております。

ただ、私どもは、エネルギー特会の中でも御議論
をいただいた中で、やはりこのエネルギーの中の
環境というものを大切にしていこうということ
で、第一段階、環境省と共管で、そういうエネ
ルギーの対策もさせていただいております。

ですから、私どもは、直ちに環境税、こういう
ことになると思っておりますけれども、御指
摘の点はしっかりと踏まえてやっていかなければな
らない、このように思います。

○田中(憲)委員 そこで、私は、当然公益的な課
題として、今回の自由化の整合性についての役割
の分担というのがあると思ふんです。政府の役割
あるいは事業者の役割、その責任分担がある面
では明確にすることが今回の法律の一番重要なこ
ろじゃないかな、このように思いますけれども、
どうですか。

○平沼国務大臣 国は、おおむね五年ごとに策定
をされます原子力長期計画に沿って、その役割を
果たしてきていくところがございます。例えば、
高レベル放射性廃棄物の最終処分、こういった問
題については、法制度でございまして、こういっ
た整備を行うあるいは最終処分のための研究開発
を行うなど、広範に政策の実現に国としても努力
をしてきました。

こうしたこれまでの国の取り組みに加えまし
て、新しい市場制度のもとで、いわゆる小売の自

由化範囲が広がることによって、特にこれからの
バックエンド事業などについては今後いかなる措
置が必要か、こういうことに関して、私は、やは
り御指摘の官民の役割分担のあり方でございます
とか既存の制度との整合性等をきちんと整理をし
て検討していかなければならない、そして、その
検討をした上で、官民の役割分担をきちんとした
そういう措置をとっていかなければいけない、こ
ういふふうに思っております。私どもは、御指
摘のとおりだと思っております。

○田中(憲)委員 この役割の問題等についても、
今どちらかというと、ある面では、行政や政府の
責任というものがややむやみになってしまふ。民間
なり事業者の方、あるいはある面では消費者とい
いますか、そちらの役割は非常に厳しいところ
があるわけですが、政府の役割というものが
必ずやむやみになってしまふ。

ですから、今回の責任分担についても明確にし
ておかないと、少なくとも、この公益的な課題と
いうものをお互いにちゃんとその役割分担を明確
にさせる必要があるだろう、このように思います
から、ぜひそのことについては徹底的に、この大
臣が今言われたような形の中でやっていただかな
いと、ややもすると、行政すべてが、責任とい
う形になると、非常に責任を回避する例があら
ゆるところで多いわけでありませう。

例えば、今回の事業法の九条、先ほどのお話に
もあるように、この九条のところの見直しでも、
私は、従来よりも改悪だと思っているんですよ、
はつきり申し上げて。

なぜかという、今までは、ここには軽微なも
のについてはその限りでないと形になってお
りますけれども、今回については、重要な変更を
しようとするときは大臣に届ける、こういう形
であります。その判断基準なりいろいろところが
ちゃんと明らかにしないと、このことははつき
り申し上げて、従来から見ると改悪じゃないかな、
私はこんな感じがするんですよ。

ですから、これも一つの責任の問題で、私は、

エネルギー問題でこんな形になってはいけないと思っております。今回の法律の問題については、今までの、現行法の方が、この部分についてはむしろ評価をされてもいいんじゃないか、こんな気がしてならないわけですが、大臣、どう思われますか。大臣に聞いてみるんだ、おれは。

○平沼国務大臣 九条の件に関して、現行法では、電気工作物の変更内容というのが電気事業者の適確な遂行に支障を及ぼすものがあっても、経済産業大臣は、その件の変更内容について変更または中止を命ずることができません。しかし、小売自由化が進展する中、事業者が安易な設備廃棄等により必要に供給力の確保が困難となることのないように、やはり一定の仕組みを設ける必要が生じてきたわけであります。

今回の電気事業法の改正において、大規模な発電設備の廃止等の電気工作物の重要な変更については、電気事業者の適確な遂行に支障を及ぼすかどうか、これは経済産業大臣が判断をしまして、問題がある場合には変更命令を発動することが可能となる、こういうふうに規定をしているところでございます。

今回の改正は、例えば、一般電気事業者が電気工作物を大量に廃棄するなどして規制需要家への供給義務を果たせなくなる場合等に、電気工作物の変更の届け出に対して変更中止命令を行い得ることとするによりまして電気の安定供給を図る、こういうことでございますので、こういう一つの状況の変化によって、このところはやはり需要家に対して非常に大きな影響が出る、そのところはやはり我々としては、経済産業大臣としてはしっかり監督しなければならぬ、こういう形で条文に盛り込ませていただいた、こういうことで御理解をいただきたい。

そういう意味では、我々としては、おそれのあるところに対してそういう手当てをした、こういうことでございまして、ぜひ御理解をいただければと思います。

○田中(慶)委員 いずれにしても、エネルギー庁

長官に聞きますけれども、今回のこの九条に限って見れば、ほかのことは別にして、私はむしろ改善だと思っております。今の現行法の方がある面では非常に対応しやすい、こう見ておりますけれども、あなた、どう思いますか。

○岡本政府参考人 先ほど大臣がお答え申し上げたとおりでございます。自由化の範囲が拡大していくという中で、電気事業者の人たちが、電気事業に限らず産業界が、資産をできるだけ減らすなどということを経営よく考えがちなんですけれども、この発電設備について、一方で、まだ家庭を中心とした規制需要家というのは厳格として残って、そこに向けては、一般電気事業者の方々に引き続き間違いなく供給義務というのを担ってそれ果たしていただくという必要があるわけですが、けれども、設備を思い切つて減らすという方向で、仮に、そういうことは軽々にはないと思っておりますけれども、そういう形で、供給義務を果たしていく上でも必要と思われるような設備についてまで身軽になろうということとそれを廃棄する、あるいは譲渡するというような安易な計画が仮に出てきた場合に、私どもとして、そこを直していただく、供給義務をちゃんと果たせるように設備は持つておくべきだということと申し上げられるように手当てをさせていただく。

自由化範囲が広がるということが想定される中で、安定供給を一般電気事業者の方々がしかと果たしていくための私どもが注意喚起をし、それを確実にお願ひするための手段としてこういう規定を用意させていただきたいというふうに、私ども、実際に実務を担当する立場からいふに、私ども、期待申し上げているところでございます。

○田中(慶)委員 省令で定めるといふのは一番あやふやなんです、はっきり申し上げて。省令といふのは、極端なことを言えば、大臣も知らないところで、むしろエネルギー長官が勝手に発動できるようなこともあるんですから、やはりそういう問題は、省令といふのが一番あやふやになってくる。本当ですよ。本来ならば、法律で明確にしないといけない。それぞれの範囲というものを明確にして、そして、その中の区分の中で今のような答弁があつていいと思うんですけども、私はこの省令というのは非常にごまかしだと思つていますから。いや、本当ですよ。これは、注意しておかないと勝手に拡大する可能性が出てくるわけですから、一番危険なことですよ。

まして、今回の自由化の問題等々を含めて、その重要な問題等について省令で、それをどちらかというと、極端なことを言えば法律にない部分です。大臣も知らない部分でそういうことが行われる可能性は十分ありますから、そのことをしっかりとっておかないと、私は非常に、現行法の方がまだ範囲が狭いから、むしろその方がいいんじゃないか。これだけは明確に指摘をしておきますから、ちゃんとしておかないと、変な拡大をしていつたら困ると私は思います。

そこで、再度、エネルギーの全般的な問題、先ほど安定供給とセキュリティや環境問題がありましたが、私も、私、どうしても納得いかないのは、公益よりも自由化というものが優先されるような気がしてならないわけですよ、はっきり申し上げて。そうすると、この自由化という問題について特に競争の原理というものが前に来て、ある面では、今回のような自由化という問題は、国民にとつてあるいは公益にとつても損ねる可能性があるがあるんじゃないかな。間違つた言い方ではないかと私は思っています。このことをしっかりとたしておかないと大変なことになってしまう。このことについてどう思いますか。

○平沼国務大臣 エネルギーセキュリティの確保、それから地球温暖化防止といった公益的課題があるわけですから。それと今回の自由化の整合性についてどういふふうに考えるか、こういう御質問ではなかつたか。そして、その際、政府、事業者のいわゆる役割だとか責任分担はどうか、こういうお尋ねだったと私は思います。

政府といたしましては、エネルギー基本法にもあるとおり、電力やガス事業制度改革について、

まず安定供給の確保、これはさんざん出ておりますけれども、それから環境への適合、こういった公益的な課題の実現を図ること、そのもとで、繰り返しのようになりますけれども自由化により需要家選択の拡大を図って、そして電力・ガスのさらなる効率化を図っていく、私どもはこのことが重要だといふふうに思っております。

したがって、今回の制度改革におきましても、エネルギーセキュリティの確保でございますとか地球温暖化防止等の公益的課題に対応するために、原子力発電ですとか水力発電の長期固定電源に関しては投資環境の整備を行つてしっかり担保しよう、こういう措置をとらせていただいております。

政府と事業者の役割分担については、これはエネルギー政策基本法にもございますとおり、事業者の自主性そして創造性が十分に発揮されるように配慮することがやはり必要だ、こういうふうにして思つておまして、私どもは、そういう視点から踏まえながら、公益的な課題と効率化の調和を図れるように政府と事業者が最適な役割分担を行う必要がある、そういう自主性を最大尊重するために、中立機関のような制度を置いて国の関与というものを小さくする、こういうことも考えさせていただいて、こういうことでございます。

○田中(慶)委員 そこで、大臣にお伺いしたいのは、例えば、今回の電気事業法の改正については、我が国のエネルギーの中核として、やはり原子力の扱いというものは無視できないわけでありまして。ところが、原子力については、ある面では、私、今回先送りされているような気がしてならないんです、はっきり申し上げて。そういう意味では、自由化といふこの事業法の改正そのものは、この法案の内容は、ある面では中途半端、こういう形で指摘をせざるを得ない。

電力の自由化を進めていく上において原子力というものが必須の条件であるならば、これらについての結論もやはりこの辺で明確にしなければいけない、こういうふうに思いますよ。大臣、どう

思いますか。

○平沼閣務大臣 原子力発電というのは、言うまでもなく、国の基幹的なエネルギー源だと思っております。そして、電力の三五%を占める。そして日本の場合にはエネルギーの自給率というのは非常に低いわけでございまして、準国産エネルギーという形で原子力を位置づけますと、そのほかの水力ですとか風力、そういうものを合わせてようやく二〇%、その中の一六%以上を占めている大切なエネルギー源です。

しかも、二十一世紀は環境の時代ということを再三再四申し上げておりますけれども、この原子力発電というのは安全性をしっかりと担保すれば地球環境に優しいエネルギーだ、こういうことでございまして、私も、このエネルギーというものは、基幹エネルギーとしてしっかりと位置づけて、これはもう従来の国の基本方針として変わらないわけでございまして、これはしっかりと据えてやっていきたい、こういうふうに思っております。

今回の中でも、エネルギー源としての原子力発電というのは長期固定的な電源として非常に大切だ、こういうことでそこにインセンティブを与える、こういうことも盛り込ませていただいている、このように御理解をいただきたいと思います。

○田中(慶)委員 そこで、先ほどもお話がありましたけれども、やはり原子力というもののについてのとらえ方と政府の責任、あるいはまたエネルギーに対する国家責任としての取り組み方が、私はもう少し徹底していいんじゃないかと思うんです。一連の原子力の問題等について、国民の信頼が失墜しているわけですから、幾らかこれが総点検が終わる技術的にも大丈夫だと言っているも、その地元の人たちはなかなか信頼の回復というのはいないことだと思えます。

大臣の責任ということで、みずからがそこに行つて説明をする、こういう話でありました。ですけれども、私は、大臣もさることながら、かねてから、このエネルギー政策について小泉総理み

ずからがもう少ししっかりした政策と信念を持つて現地に赴きながら、何も外交で、海外にばかり行つてパフォーマンスしているんじゃないかと、本場にエネルギーが大切だということならば、足元からしっかりと、行つて皆さん方に理解とまた信頼をいただけるように努力する必要があるだろう。別に平沼大臣で不足だというわけじゃありませんよ。今までもあなたが行く行くと言つて全然行つていないんだから、極端なこと言へば。(発言する者あり)忙しいふりしているだけでしょ。いや、本当に。

外国へ行つて、それは国際的なことも必要でしょう。しかし、何も、日帰りできるんだから、新潟であろうと福島であろうと、そのぐらいエネルギーを重要政策としてやっていかないと、幾ら立派なことを言つたところで、信頼というものがなかなか、一度失墜したものは本場に回復できないと私は思いますから、この辺は十分、先ほど現地へ行くということですから、いつ行かれるのか、明確にしておいてください。

○平沼閣務大臣 小泉総理も決して原子力のことを軽々に考へてはいるわけではありませぬ。五月九日の閣議のときに、私どもはその前日の八日に東電の電力の需給の対策本部というのをつくつて、その報告とともに全大臣に私は御協力をお願いしたときに、総理が、特に原子力というのは非常に大切であり、関東圏の停電というのはあつてはならないことだから、全閣僚一丸となつてこれに取り組んでほしい、こういうことで非常に熱意を持つておられるということは、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、外国に行くという御指摘がありましたけれども、これもやはり必要に応じて私はそれぞれ重要な国際間の中で外遊をしているというふうに思つておりますので、これも田中先生には御理解をいただきたい、こういうふうに思います。私は決してないがしろにしていたわけじゃございませんで、昨年の八月に、この東京電力の一連の不祥事、これが公表された段階から、私は現地

の方々と十回以上、首長さんを初め議会の皆様方、住民の代表の皆様方、本場に時間をとつて真剣に話し合いをさせていただき、御意見を伺わせていただきました。

そして、私はやはり今回の問題は、現地とのいろいろな連絡をさせていただいておりまして、必ず、いつというお話ですけれども、まだ日には決められません。おっしゃる通りに、新幹線に乗つていけばすぐ行けるわけでありまして、ですから、必ず近いうちにその時期が来て、そして地元からもそういう、おい、来いというような明確な意思表示もいただき、そういうことになれば私は必ず伺わせていただきます。これは、必ず近い将来になる、こういうふうに思っております。

○田中(慶)委員 ぜひそうしてほしいと思ひます。だんだん時間がなくなつてまいりますけれども、電源開発の民営化の問題についてであります。せつかくこれは民営化するんですから、その対応を十分していただきたい。

まず、財務体質の強化という形の中で、その確立に国は責任を持つてやっていただく、こういうことにしてほしいと思ひます。特に、今までの、ある面では特殊法人が完全民営化になるわけでありまして、財務体質の中で、きょうは財務省の方から田中政務官、来ておりますけれども、せつかくこのファンドの問題もちゃんと、政府の責任、そういうことも含めてやってほしいし、時間の関係で続いて言いますけれども、はつきり申し上げて、民営化するときにいろいろな注文をつけないでやらないとだめだと思ひます。

今回、電源開発の新しく生まれる、何という会社かわかりませんが、新しく変わる事業体が経営のしやすいようにしなければいけない。特に今までの特殊法人の感覚で来られると、完全なる独立した民営化になつてこない、こういう心配があるわけでありまして。例えば、平成九年の民営化決定後今日まで体質改善を行つて、あそこでは今まで八千人いた人た

ちが現在六千人になつてゐるんですね。大変な努力だと思つております。しかし、一方においては、役員も二十四人いた人が十八人という形で減つておりますが、減つていないのは、天下つていった人たちがだれ一人と減つていないんです。はつきり申し上げて、天下つてゐる人たちは経済産業省から三人行つてゐます。財務省から一人行つてゐる。財務省、関係ないですよ、特殊法人。

それから、完全に民営化になつたときに、私は、少なくともこの天下りの受け皿になつていたわけですから、これから、より体質改善をしたりいろいろなことをするとき、こういう人たちはやはりしっかりときれいになつて、本当の民営化の形になつてほしい。まして経済産業省から行つていた歴代の社長さんなんというのは、いまだに顧問さんになつてゐるわけですから、顧問なんというのはもう役割終わつたんですから、今度新しく生まれ変わる会社ですから、やはりこの際そういうことも含めて、この天下りという問題についての見直しもちゃんとする必要があるだろう、このように思つております。

ですから、一つには、財務という問題について、これから発行される株の問題もファンドの問題も、いろいろな形で、財務体質がちゃんとしないと民営化できませんから、そのことも含めて、財務省それから経産省にお願いしたいと思ひます。

○田中大臣政務官 お尋ねについて答弁をさせていただきます。

政府の重要な施策でありますし、財務省といったしましても真剣な取り組みをいたしまして、財務体質についても積極的な対応をしてまいりたいと思ひます。特に、電源開発の株式の価格下落リスクを考慮に入れても、指定会社が必要の資金調達規模を確保できるよう、政府及び日本政策投資銀行からの出資によるリスク補完を行いたいと思ひます。また、民間金融機関からの融資と同程度を日本政策投資銀行からも融資を行い、万全を期すことになつております。

民間金融機関からの資金調達の確保も含め、実効性のある財務体質の強化策に万全を期してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

もう一点の、役員等についてのOBの職員の問題でありますけれども、完全民営化ということになれば、当然、その企業が役員を決めるわけでございますまして、政府がそこに何らかの関与をするということはないと思ひますし、また、当然あつてはならないと思ひます。私の方も、国民の信頼を得ることができるよう、また公正な行政が推進できるように、その点についても仰せのとおり努力をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○平沼国務大臣 天下りにつきまして御指摘がございました。

田中先生御指摘のように、相当努力をしております、子会社を含めて八千人いたものが六千人になる。それから、子会社の数も、十五社を九社にし、さらにまた、その九社を六社にする、こういう形で進めているところであります。

この天下りについては、御指摘のとおり、現存していることは事実です。しかし、今田中先生が御指摘になられましたように、これからは民営化、こういう形に相なります。したがって、これは、その民営化後の株主総会において自主的に決まるものだと思っております。当省といたしましては、そういう意味では、そういう管轄権もございせん。ですから、そういう中で、国民の批判が出ないように、私どもはちゃんと、このことに關してはしっかりとやらなければならない、このように思っております。

ものは、やはり、その働いている人たちが、従業員を含めて、協力会社を含めて大変な努力をされているんですけれども、現実に天下つていっている人たちは全然減っていないという、これが実態でありますから、やはり、そういうことが不公平感のないように監督官庁としてぜひしてほしいと要望を申し上げながら、時間が参りましたので、終わります。

ありがとうございました。

○村田委員長 土田龍司君。

○土田委員 まず、ガスの方から入りたいと思ひます。

○土田委員 ガス事業のアンパンドリングが可能な点についてはどう考えておられますか。

○土田委員 法的な位置づけがなくても、既に長距離のガス導管を持つている国産天然ガス開発会社が、新たにガス導管事業者として位置づけられることになるわけですが、どんなメリットがございますか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

○土田委員 今回のガス事業法の改正において、ガス導管事業を新たに定義づけた理由は何ですか。

○土田委員 いろいろ尋ねますけれども、資産の処分が、現在どういう状況になっておりますか。

我が国では、天然ガス資源のほとんどを海外からの輸入LNGで賄ってきたために、国内の需要密度の高い地域ごとにLNG基地が建設をされておりました、その周辺に分散して導管網が整備されてまいりました。このため、関東などの一部の地域を除きますと、需要地間を結ぶ幹線導管や需要密度が低い地域の導管網は、まだ十分に整備されていないのが現状でございます。

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 石油公社が廃止されますけれども、資産の処分でございますが、現在どういう状況になっておりますか。

こうした中、安定供給を確保しつつ、ガスの需要家が実質的に選択肢を拡大することができるよう、広域的なガス市場を形成していくためには、広域的なガスの取引の活性化を図ることが不可欠であると思ひます。具体的には、一般ガス事業者が整備する導管に限らず、原則として、ガスの供給用に用いられるすべての導管について、その整備を円滑に行わせる環境整備を行うとともに、その利用に關する共通ルールを整備することが重要であると思ひます。

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 石油公社が廃止されますけれども、資産の処分でございますが、現在どういう状況になっておりますか。

こうした点を踏まえまして、今回の改正案では、まず、これまでの都市ガス大手四事業者のみに課せられていた託送供給義務をすべての一般ガス事業者に拡大するほか、さらに、これに加えて、ガス供給用の一定の要件に該当する導管を有する者をガス導管事業者と位置づけることにいた

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 石油公社が廃止されますけれども、資産の処分でございますが、現在どういう状況になっておりますか。

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 石油公社が廃止されますけれども、資産の処分でございますが、現在どういう状況になっておりますか。

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 今回の改正において、一般のガス事業者が、供給区域外にガス導管を設置することができまうか。それでガスを供給する、この場合なんです、いわゆる企業としては一つなんです、一般ガス事業とガス導管事業と二つの顔を持つわけなんです。ということになるならば、今部長から答弁がありましたように、アンパンドリングはやら

○土田委員 石油公社が廃止されますけれども、資産の処分でございますが、現在どういう状況になっておりますか。

大きな方向としては、日本のこれからの石油開発を担っていく中核的な企業、それは、資金調達力の面あるいは操業技術なり操業経験の面、さらには一定程度の海外における油田という資産を持つていくということが必要かと思ひますけれども、そういう中核的な企業の形成というものを資産処分プロセスを通じて目指すということが一つと、それからもう一つは、当然ながら、資産の売却価値最大化を目指すというその大きな方向から委員会としてのお取りまとめの方向が出されたところでございます。

中核的な企業ということで、国際石油開発等を当面のコアとします中核的な企業を目指しますと同時に、その他については、上場を目指す企業、あるいは入札という形で資産処分をやっていくことが適当。ただし、いずれの場合にも、最低価格については、第三者による評価というものをしっかりといたしたい上で進めていくべしと。

大要、以上のような方向が小委員会から出されまして、それを受けまして、今一部の会社はその方向に向けて、例えば株式上場の準備でありますとか、あるいは会社によりましては、ジャパン石油開発でございますが、民事再生の手続を申請するということで、過去の負の遺産をきれいにするというような取り組みを一部やっていると、も現にあるところでございます。

そういう形で今、着実に資産処分というのが緒について、走り始めようとしているところでございます。

○土田委員 石油公団が過半数を出資している石油資源開発のことでございますけれども、今回の改正によって公益事業者であるガス導管事業者としての法的な位置づけを得るわけでございますけれども、今後、我が国の中核的なエネルギー企業となっていくべきであるというふうに政府は考えておられるのかどうか。これについてはどうでしょうか。

○桜田大臣政務官 お答えさせていただきます。石油資源開発株式会社は、昭和三十年に設立さ

れて以来、国内を中心に、勇払油ガス田、一九八九年の発見で、北海道でございますが、それとか岩船油田、ガス田、これも一九八三年で、新潟県などで発見しておるところでございますが、開発、生産を行っております。加えて、同社は、新潟、仙台南ガスパイプライン、二百五十一キロありますが、それらの長距離ガス輸送パイプラインを完成し、沿線におけるガスの拡販にも取り組むなど、我が国エネルギー安定供給の実現に重要な役割を果たしているところでございます。

今後は、三月に総合資源エネルギー調査会により取りまとめられた石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針に従いまして、石油公団において具体的な石油公団開発関連資産の処理が進められていくこととなります。同方針におきまして石油資源開発株式会社にかかわる石油公団資産はいわゆる中核的な企業を構成するものとは位置づけられていないものの、同方針に従いしかるべき処理がなされた後も、同社が、中核的な企業とともに、引き続き我が国エネルギー安定供給の効率的な実現に貢献していくことを期待しているところであります。

○土田委員 桜田政務官が答弁されましたので、引き続き御答弁をお願いしたいと思うんですが、今御説明があったこの石油資源開発の天下りの実態はどうなっておりますか。

○岡本政府参考人 石油資源開発株式会社には役員が全体で二十三名おりますが、そのうち、経済産業省から三名、財務省から一名役員で行って、在籍している者がおります。

○土田委員 大体同じような配分比率で来ているわけですが、おとといもこの電源開発の件で申し上げましたし、先ほども田中委員から天下りの実態がございました。

今後、民間になっていくわけですから、先ほどの大臣の答弁を聞いておりましたけれども、あつてはいけない、やらなとおっしゃるんですが、いつも体裁をつくるんですね。会社の方から要請があつたようにさせる。政府から、あるいは経済

産業省から押しつけたような形でなくて、あくまで民間会社であるその会社から頼まれて役所のOBを行かせるようにするということが行われるわけです。後ろに座っている方々も大体みんなうなづいていらつしやいますけれども、同じようなパターンなんです。

この実態があるわけですが、この件について大臣はどう考えられますか。

○平沼国務大臣 公務員の再就職につきましては大変強い御批判があります。このことは私も真摯に受けとめなければならぬ、このように考えておまして、押しつけ型の天下りは厳に慎まなければならぬ、こういうふうに通じているところでございます。したがって、今おっしゃったように、要求されたからというふうなことも、私は、客観情勢を見ればそれはよくわかることとでございますから、やはり国民の批判を招くようなことは慎むべきだと思っております。

ただ、知見を有して、能力があつて、そしてどうしても必要な人材というのものは否定できないわけですから、客観的な事実を照らして、そういう能力のある人がいればそれは特段に排除する理由はないと思っておりますけれども、一般的には、私どもは、国民の批判に十分たえ得るようには、厳に戒めて、厳正にやらなければならぬ、こう思っております。

○土田委員 大臣がそういう答弁をされるようでは、天下り問題というのはなくならないし、これは委員会のたびに言わなければならない。委員会のたびに言いますから、またよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、電力の自由化の範囲が、対象需要家の数が九千であつたのが、平成十六年には四万口になる、平成十七年には七十万口になるだろう、非常に急激に増大することが予想されるわけですね。そこで、自由化によって値段が下がることを期待されるんですが、下がることばかりとは言えない。上がる可能性だってある、自由化ですから。

大規模需要家を相手にした契約の場合は競争力が働いて下がる可能性はあるわけですが、逆に、小規模需要家、五十キロワット程度のこれらの小規模についてはなかなか相手にされない可能性があると、思ひます。そもそも、この電気事業法自体が、電力会社と値段交渉をできない需要家に対して政府が保護してきた一面があると思ひます。今回、段階的に自由化されていくわけですが、けれども、電気料金が上がる、こういふことを懸念されませんか。

○西川副大臣 今回の制度改革におきましては、平成十七年四月を目途に、すべての高圧需要家、すなわち五十キロワット以上の需要家でありまして、この方々までに電力小売自由化の範囲を拡大することとしたしておることは、土田先生御案内のとおりであります。これによりまして、我が国の電力市場における使用電力量の約六三％、契約口数では、七十万口とおっしゃいましたが、約七十五万口の開放が進むことになっております。

一方、我が国の電気料金金の動向を見ますと、現行制度の運用を開始しました平成十二年三月以降、自由化部門、規制部門ともに料金の引き下げが実現されております。今後、自由化範囲の拡大に伴いまして、さまざまな事業者の創意工夫に基づき経営効率化が促され、その成果がすべての需要家に均てんされていくものと期待をいたしております。

なお、現在でも、自由化部門におきまして、電力会社が標準的な小売料金を公表いたしまして、料金設定の透明性が確保されているところであります。こうした措置が引き続き維持され、かつ今回の制度改革を通じて電力市場における適切な競争環境が確保されれば、それぞれの需要家への供給に要するコストに見合った料金設定が市場交渉の中でなされ、不透明な形で特定需要家に対する値上げが行われるということは避けられるものと考えております。

○土田委員 次に、新エネルギーの普及拡大にブレーキがかかるおそれはないかということなんです

すね。地球温暖化問題あるいはエネルギーのバストミックスという観点から、新エネルギーの普及拡大というのは非常に重要であるし、必要であるということをおもうわけですが、自由化の進展によってこれにブレーキがかかるおそれはないか。これについてはどうでしょう。

○高市副大臣 風力発電ですとか、あと太陽光発電なんかが新エネルギーでございすけれども、これはもうエネルギー安定供給の確保ということ、それから地球環境問題への対応ということで大変重要だと認識いたしております。

この新エネルギーの導入量につきましては、総合資源エネルギー調査会において策定いたしました長期エネルギー需給見通しの実現、これに向けて、現在、研究開発の支援から導入促進まで、各種の新エネルギー政策、これを展開してきていますところでございます。それから、ことし四月に施行されましたRPS法もこの一環でございまして、この着実な運用を図っていきたくと考えております。

それから、今回の電力制度改革におきましても、新エネルギーを含めました分散型電源による電力供給、これを現行以上に容易化するために、自前の電源を活用した電力供給の原則自由化などの措置を行っていくこととしておりますので、電力の自由化とそれから新エネルギーの導入、これを着実に両立を図ってまいりたいと考えております。

○土田委員 今回の電気の改革では、小売自由化の範囲を段階的に拡大するとしているわけですが、自由化された場合の市場において、送電設備への投資がなかなか出てこないんじゃないかということが想定されるわけです。そこで、送電の設備投資への具体的なインセンティブ、このあり方についてどう考えられますか。

○岡本政府参考人 送電設備の先々をにらんだ設備形成というのは非常に大事でございす。

その関係で、今御提案申し上げております制度の中で、支援機関、いわゆる中立機関で、将来に向けての需要の想定作業というのを各省の協力を

得てやっていくということで、先々、需要がそれぞれの地域ごとどの程度まで伸びるだろうかという一つの見通しとなるようなものを用意するということが一つでございす。もう一つ、送電投資プロパーということで考えました場合には、いわゆる系統利用料金というのについては、これは行政がチェックするということになっておりますので、その系統利用料金の水準というものを私どもが適切に確認をするというその作業を通じまして、送電投資というものがちゃんと回収されるような、そういう料金設定というのを私どもも心がけてまいりたいと思っております。

そういったことを通じて、私ども、送電線についての投資は今の制度改革の後においても適切に行われるものというふうに関心を持っていて、そこらでございす。

○土田委員 今回の電気事業制度改革に当たって、エネルギーセキュリティの確保と環境への適合という観点から原子力発電を明確に位置づける必要があると考えます。この話は前回出ておりますけれども、自由化された市場において、将来における経営環境の不確実性が多くて、経済的なリスクの大きな原子力発電がなかなか困難になつていくんじゃないかと思われるわけです。特に最大の不確定要素というのは、経済的なリスクの大きいバックエンド、これに対しては明確な位置づけをする必要があるんじゃないか。

政府は平成十六年の末にそのあり方について必要な措置を講じるとしているわけですが、これも、本来なら、この原子力問題と電力自由化というのは同時に議論されなきゃならないというふうな思いわけですが、原子力問題を平成十六年末までに先送りした理由は何なんでしょうか。

○西川副大臣 原子力発電を初めとする長期固定電源につきましては、今回の制度改革においてもその推進方策について検討を行い、その方策をいたしまして、まず第一に、原子力等の大規模発電事業と送電事業の一体的な実施を確保するため、送電一貫体制を維持し、第二に、全国的な電力

流通の円滑化や卸電力取引市場の整備を通じ、原子力発電による発電電力量の吸収余地を拡大するとともに、第三として、特に原子力発電等に固有の対策として、その強みを發揮し得る長期安定運転確保のための環境整備を図るなど、特段の措置を講ずることとしたしております。

このうち、長期安定運転のための環境整備のための措置といたしまして、具体的には、需要が落ち込んでいるときに優先的に原子力発電から給電を認める優先給電指令制度等のルールの整備、電源立地対策の重点化を行うというような対策を行う所存であります。

また、御指摘のバックエンド事業につきまして、これまで対策を講じてきたものの以外の課題の中、すなわち低レベル廃棄物、高レベル廃棄物以外の中に、事業の見通しや科学的知見の集積がまだ不十分でございすため措置が具体化できないものも含まれております。

そこで、ただいま先生も御指摘がございましたように、十六年末から新しい市場制度のもとで、いわゆる小売自由化範囲の中での原子力のあり方、こういうものにつきまして、投資環境をどう整備するか、そしてバックエンド事業に関してさらなる措置がどのようなものかというように必要になってくるか、こういうことについて議論をしていくということが自由化と密接不可分の問題として重要でございまして、どちらが先、どちらが後ということではない、先生の御指摘も大変重要だというふうに思っております。

すなわち、自由化によって、こういう長期固定電源の対策、これがちゅうちょされることのないようなことを私どもとしてはきちっととっていかなければいけない。しかし、これには、何度でも申しますが、まだ知見の不十分なものもある、十分な議論を重ねなければいけない、こういうことで自由化を先にさせていただく、こういうことではあります。

○土田委員 現在心配されております電気の供給力不足、これが、自由化された後も供給力不足と

いうのは当然想定されるわけですが、それよりも、そういったときに、電気の供給を維持する方策として、どんなことを考えておられますか。

○西川副大臣 現在、日本の電力供給力というのは、一・三六という数字を確保しております。これは設備率という数字であります。設備容量を最大電力で割って出す数字でございすけれども、これが一・三六、こういう余剰電力供給力があるわけですが、今、東電問題等がございすけれども、私どもは、日本の電力供給は需要を下回ることはない、したがって、新規参入、自由化の中でも特別な規制を設けるというようなことをしない、こういうことでございまして、これからの供給力を有効に活用するため、広域的な電力流通を活性化させる。それから、卸売電力の、卸売市場の整備を行いまして、事業者が電源開発投資に伴うリスク管理を容易にできる等の措置を講ずる。これらの対策を行うことによつて、需給のバランスをきちっと、供給が需要を上回る体制を維持していきたく、こう思っております。

○土田委員 以上で終わります。

○村田委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。今、停電の問題が大きな社会的な関心事になっております。テレビや新聞や雑誌などを見ましても、首都圏大停電などと大きな見出しで出るような、こういう状況の中にあるわけです。これは、東電の一連の不祥事と、それに対して適切な対応をしてこなかった政府の責任が問われる問題だというふうに思います。

それなのに、何となく政府の姿勢というのが、それをしっかり受けとめているのかどうか。四月でしたか、テレビでしたか、平沼大臣が出て、その際に、このままでは停電になりそうだと、何となく、はたから聞いていますと人ごとのような、そのようにとれるようなコメントとして紹介をされていたような状況も耳にしたものであります。本来、電気などエネルギーの安定供給の確保、

これ自体が経済産業省のそもその責務ではないかと思うのですが、その点、まず確認したいと思ひます。

○平沼国務大臣 東京電力の十七基の原子力発電所のうち十六基が今停止をしているということは大変な事態だ、このように認識をしております、エネルギー担当大臣としては極めて遺憾なことだ、こういうふうに思っております。

電力の安定供給の確保については、一つは、国は電気事業法等で電力の安定供給が図られる仕組みを整備運用するとともに、電力会社を指導監督する役割を担っておりまして、また一方においては、電力会社というのは需要家への直接の供給責任を負っているわけでありまして、電力の安定供給を確保していくためには国と電力会社がそれぞれの責任を果たしていくことが必要である、このように認識をいたしております。

エネルギー政策に責任を持つ担当大臣の私自身として、こうした国の責任を果たして電力の安定供給を確保するため、引き続き最大限の努力を行っていかねばならない、こういうふうな思っております、テレビで私は決して人ごとのようなことで申し上げたつもりはございませんで、この問題を深刻に受けとめているからこそ、テレビの中で、電力の断絶はおそれがある、こういう趣旨で申し上げたわけございまして、もしそういうふうなテレビの画面に映ったとしたら、それは私は反省しなければならぬ、こういうふうな思っております。

○塩川(鉄)委員 しかしながら、実際に経済産業省として需給問題での対策本部を立ち上げたのは五月の八日であったわけですね。私は、その日程そのものが非常に悠長な構えではないかなということを思うわけですね。

例えば、去年の八月以降、一連の東電の不祥事の問題、そういう中で、政府としての対応としては、昨年の臨時国会で維持基準の導入の問題などの方向が出されたわけですね。しかし、その後、年が明けてから、例えば再循環系配管の問題につき

まして、想定外の、新しいSU316Lにおけるひび割れの発生、維持基準の想定外のところが出た。結果的にはこれを取りかえるという方向になってくるわけですね。それはもう二月、三月の時点で出ていたわけで、当然のことながら、今の状況というものは想定し得るような事態にあったわけですね。そういう点でも私は、五月に対策本部を立ち上げるといふのは本当に悠長な構えだなと率直に思うのですけれども、その点、大臣、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 決してその間、私どもはおざりにしていたわけじゃないんですけど、例えば、昨年の暮れからの電力需要危機に関しては、これはテレビ等あるいはマスメディアの媒体を使って電力の需給に関しては国民の皆様方にお知らせをする努力をさせていただきまして、機会をとらえてこの一連の不祥事による電力の需給バランスについては申し上げてきたところであります。

幸い、冬の最需期に関しては、これを乗り切ることができたわけでありまして、私どもとしてはこれから夏場、それを迎えるに当たって、今まではずつといろいろやってきましたけれども、その中で五月八日というタイミングをとって、そして今までの延長線の中で、夏場を控えて、こういう形でいわゆる対策本部も立ち上げさせていただき、それから、これからまたテレビあるいはマスメディアを使い、さらには私どもとしては、関係大臣にお願いをし、そして関係各省もそれに取組む、また地方自治体にもお願いをし、しっかりと国民の皆様方に御理解いただけるように努力をさせていただいております。

そういう意味で、私どもは決してこれを軽々しく受け取っていたわけじゃなくて、真剣に今まで努力をしてきた、このことは御理解をいただきた、このように思っています。

○塩川(鉄)委員 夏場の電力ピークが一番問題だというのは、だれが考えても一番真っ先に思うことで、であれば、そのピークに備えた準備という

のを早くから始めるというのは当然のことじゃないでしょうか。そういう点でも、何で五月なのか、もっと早い時期にそういう会議をやるべきだったんじゃないか。その点での姿勢が問われるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 公式に立ち上げたのは五月八日ですけれども、それまで省内でありとあらゆる角度で、当然、責任を持つ役所ですから、あらゆることで検討をしていたわけございまして、私どもとしては決してそれをなおざりにして、そしてどうでもいい、そんなことでやっていただいたのではない、このことはぜひ御理解をいただきたい、こういうふうな思っています。

○塩川(鉄)委員 しかし、表に出して大きくアピールもして、取り組んでいる、必死なんだというところが外に見えてこそ、多くの国民にとっても実感ができる話だと思ふのです。そういう点でも、対策本部という形でオープンな形で行った時期が五月だったというのが本当に適切だったのか、そのことが私は問われると思うのです。

逆に、勘ぐりたくなるのは、余りにも悠長な構えのように見えて、需給の問題、供給不足の問題について別なところば勘定が腹にあるんじゃないか、こんな思いさえ思わざるを得ないような、そういうことを感じざるを得ません。

この点では、原発立地自治体の住民の皆さんでも同じような声がある。東電が電力の不足幅を過大に見積もっているんじゃないか、こういうような不信任感が根強いわけです。原子力以外の供給確保策、ここにやはりまともに取り組むことなしに、安易に原子力を動かせばよいというのでは、地元の理解が得られないのは当然のことであります。

そういう点で、大臣も、この対策本部の会議で原子力以外の供給力の確保に万全を期すと述べておられますけれども、こういう緊急時ですから、原子力以外の供給確保策についてどのような努力を尽くしているのか、その点、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

○平沼国務大臣 電力需要が増大する夏におきまして引き続き安定供給を確保していくためには、休止中の原子力の運転再開以外の対応といたしましては、火力発電所等原子力以外の電源の最大限の活用を図ることと節電対策が必要だと思ひます。

このため、御指摘をいただきましたけれども、五月八日、私を本部長とする経済産業省関東圏電力需給対策本部、これを設置いたしました、東京電力に対する需給局面にわたる対策に係る指導、関係業界や他省庁、関東圏の都県に対する節電要請、節電広報の強化等を決定したところでございまして、現在、これらの対策を順次実施しているところでございます。

また、東京電力に対しましては、この本部決定に基づきまして、供給力の確保に向けた最大限の努力とともに、需要面においては、需要家に対する節電要請でありますとかピークカットに対応した供給契約の拡大等を求めたところでございまして、今後、東京電力においてはこうした求めに沿って対応がなされるもの、このように思っております。

しかしながら、こうした対応に取り組むにしても、休止中の原子力の運転再開なくしては夏場の電力のピーク需要を賄うことはできない、このように思っています。引き続き、停止中の原子炉について一つ一つの安全確認を行うとともに、原子炉の再開運転に向けて地元の皆様方の御理解を得るために最大限の努力を行っていききたい、こういうふうな思っておりますし、また、立地の地域で大変御協力をいただいている皆様方にも、私どもの方から、あるいは事業者の方から再三再四出向かせていただいているいろいろ話し合いをさせていただいている、こういうことも、御承知だと思ひます。

○塩川(鉄)委員 原子力以外での追加の供給力対策にどれだけ必死に取り組んでいるのか、こういうのがやはり目に見えていかなければ、これは原

発立地自治体の住民の皆さんにとつても納得のいくものにならないというのは、当然のことだと思ふんです。この点での追加の供給力対策、具体的に必死にやっていると事例としては、どういうものがあるんでしょうか。

○岡本政府参考人 東京電力が夏に向けて今現在確実にめどを立てておる原子力以外の供給力としては合計約五千五百万キロワットでございますが、そこは自社の水力、火力のほかに、他社受電ということとで二千二百万からピークには千四百百万ぐらいを見ているわけですが、自社火力につきまして、もう四十年近くたったそういう火力を、一たん中止して取りましたけれども、これをもう一度点検、補修し、それで要員の人も、OBになられた方を含めて呼び戻して、そういった火力を安全確認した上で立ち上げるというようにもやっておりますが、今五千五百万までどが立っているわけでございますが、さらに加えて、自家発電の余力電力というのを目いっぱい買い集めるとか、自社及び他社の試運転段階にある火力発電所からできるだけこの夏に向けてたくさん電気を調達するというところで、約二百万の試運転中火力からの供給というのを見込むというようにもやっておりますし、それから、自社の火力発電所について、安全上支障のない範囲内での増出力運転というものをやるというようにも計画をしているところでございます。

それから、一部、他社受電につきましても、今現在六十万ということで計画をいたしておりますが、さらにそれに加えて、西それから北両方から九十万キロワットの追加受電というのを見込む。さらには、一部、同じ周波数のところから水力による他社受電も、少しふやせるものがあるればそれもふやそうということで、そういった努力をいたしております。先般の八日の需給対策本部で、私も、需要の数字とあわせて、東京電力から報告がありました、今申しましたような追加の供給力確保の状況についても、可能な限り国民の皆さんに御説明すべく、情報提供に努めて

ているところでございます。

○塩川(鉄)委員 今長官のお話の中で、自家発電についても目いっぱい買い上げる、JR東日本の話などをお聞きしましたけれども、目いっぱい買い上げるということであれば、それこそ自家発電を持つていような方に本当に頭を下げて回るといふことも必要なんじゃないでしょうか。つまり、今の自家発電というのが、設備容量でも全体の二割強あるという話を聞きますけれども、そういうところまで念頭に置いて、徹底的に東電が頭を下げて回らざるを得ない状況じゃないと、そういった自家発電を持つていような需要家の方も、需要対策でも真剣に受けとめてもらえないような状況が生まれるんじゃないでしょうか。

こういった自家発電の一覧表みたいなものを当然経済産業省としてお持ちして、東電とそこは当たったかとチェックをするような、こういう取り組みなんかはされているんですか。

○岡本政府参考人 自家発電について、その設置者なりその能力というのは、もちろん情報は私どもも持つていますし、東京電力も持つていますので、可能性のあるところについては全部足を運んでおります。

それから、同時に、需要面におきましても、東京電力は、特に大口の需要家の方々を一件一件回って、夏に向けて、いわゆる無理のない範囲内でシフトを少しずらすというような形で、需要面での協力もお願いできませんか、それをおやりいただいた場合には、いわゆる需給調整契約ということで契約料金を少し割り引きしますという、そのことの御提案もしながら、需要面での大口を一件一件回りながら、協力取り付け作業というのもあるせてやるところでございまして。

○塩川(鉄)委員 自家発電のところでも可能性のあるところを全部足を運ぶという話でしたけれども、例えば、すぐできることだと思ふんですが、この間、IPPやPPSで入札に参加したような業者がありますよね。こういったところというのは、当然のことながら、ぜひ売りたいと言っていた業者であるわけですが、そういったところも全部もう当たって対応しているということですね。

○岡本政府参考人 IPPの方々、それからPPSが、自分でそんなに余力を持つていような方が今現在余りないんですけれども、IPPの方々はもうそろそろございまして、IPPのみならず、それから自家発電、自家消費をやっている方々について、少しでも余裕ありませんかということ、東京電力は、比較的近いところのそういう自家発電余力というのを可能な限りかき集めるといふことで、もう数カ月前からそういった取り組みをしてまいっているところでございます。

○塩川(鉄)委員 私、自家発電を持つていような方についていふと思うんです。例えば経済産業省でもありませんか。経済産業省の契約の相手は東電ではありませぬけれども、しかし電力ピーク時に、では経済産業省の自家発電を動かして、その半分ぐらいはダイヤモンドパワーさんから東電に回すとか、そういうことだつてできるんじゃないですか。そういうのは行われているんですか。

○岡本政府参考人 今先生のお話しになられたのは、いわゆる自家発電と俗に言われているものじゃなくて、非常用電源とか予備電源、そういうものかと思うんですけれども、これはいわゆる供給できる時間の幅というのが余り長いものではないので、これをかき集めるといふのは、東電の場合に、夏の比較的需給の多い時間帯というものが午前十時から夕方五時ぐらいまでの間という、かなり高原状態でのピークというのは夏、結構出現しております。

そういう状況を考えますと、いわゆる非常用電源をこの際にかき集めるといふのは、余り供給力としてはカウントできませんものだから、したがって、今やっていますのは、いわゆる自家発電ということである程度長時間運転が可能で、そういう発電設備で少しでも余裕のあるところから供給力をかき集めるといふことで今東京電力は努力を

しているというふう聞いていられるところでございします。

○塩川(鉄)委員 いや、私は、そういうところにも姿勢があらわれるんじゃないかと思うんですけれども。例えば国会にもありますよ、そういう意味での非常用電源というのは。そういうところだつてピークカットには対応できるわけでしょう、幾つだつてあるわけですから。もちろん病院なんかは、当然そういうのは対象外にしますけれども、私、そういうところに必死さというのがあるわね。そういうじゃないかなんて率直に思うんです。

災害時に、電源車みたいなものも当然持ち出してやるわけですが、そういうことを含めて、ああ、ここまでの努力をしているのかということろが見てとれてこそ、本当の意味での、供給力確保策で努力を尽くしているということが見てとれると思いますし、そういう点でも、ふざかしい努力が十分行われないままにおいて原発の立地自治体の方にお願いをするということであれば、不信感というののも除去できないでしょうし、需要家の節電への協力も得られない、このように率直に思うわけです。

その上で、需要対策の面でも、私、この前の質疑でも行つたわけですが、一般家庭ですとかそれぞれ需要家群ごとの需要カーブ、実際どれだけ使っているのかといった点での情報公開というのをもう一歩進める必要があるんじゃないか。「電気予報」の話は先ほどもお聞きしましたけれども、それはそれで大いにやつてもらうとして、それぞれの需要家の方が、自分たちがどのような電気の消費状況にあるのかということ、私は、それは出すのは難しいとかできないとかという話じゃなくて、これを機会に、それぞれ需要家群ごとの需要曲線、ロードカーブを出すということ、こういう機会ですから、ぜひ改めてお約束いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○迎政府参考人 需要カーブについては、これは私も今、計測したものを、この前お答えした

ように持っておりませんし、電力会社の方からも
とっておりません。

ただ、夏のピークのバターンというのはあるわ
けでございます。先ほど長官も申し上げました
ように、大体十時から五時ぐらいまでがその高原
状態になる、非常に暑い日は。そういうことでご
ざいますので、夏のピーク対策としては、節電を
呼びかけるに当たりまして、この時間帯の電気
の使用、家庭のカーブあるいは事務所ビルのカー
ブ、それぞれ違うわけですが、それぞれ
ところでその時間帯の負荷というのを別の時間帯
に移していただく、あるいは、その時間帯は我慢
をして節電をやっていたら、こういってことを
お願いしてまいりたい、こういうふうにしてお
ります。

○塩川鉄委員 きのう参考人質疑で電事連の藤
会長がいらして、私、このことを聞き
ました。一般家庭の電力の需要曲線というのが昼
間落ち込む、それはそのとおりです、夏場の電力
ピークに占める比重が一般家庭は小さい、業務用、
産業用が中心だということは電事連会長としても
認めていただきましたけれども、こういう立場で、
私はやはり、業務用や産業用について電力ピーク
のカットに当たるような積極的な姿勢というのを
大いに訴えていく、そういうのが求められている。

一般的に、昔、高校野球を自宅でクーラーをか
けながら聞いているときに電力のピークだなんて
いうのはまやかしたというところは、きのう藤会長
も認めておりましたから、私、そういう点でも、
大いに、実態に即した情報公開のもとで需給対策
について全力を尽くすべきだということを、ぜひ
とも改めて要望しておきたいと思えます。

法案にかかわる質問で、制度設計上、IPPの
業者、卸供給事業者の電源について、化石燃料中
心になるだろうということが予測されるわけであ
るけれども、実際に、設備出力ベースでの燃料種
ごとの割合というのはどのような状況になっている
か、教えてください。

○岡本政府参考人 平成八年から平成十四までの

間に実施されました卸電力の入札で落札をしたI
PPの方々の電源の燃料種別に見ますと、出力
ベースで見まして、石炭が約五四％、天然ガスが
一一％、石油等が三四％という内訳になっており
ます。

○塩川鉄委員 化石燃料の中でも相対的にC
O₂排出の少ない天然ガスの割合が少なく、半
分以上が石炭、続いて石油等になっているわけ
ですけれども、石油等、石油の内訳というのはどん
なものであるのかということをお簡単に御紹介いた
だけますか。

○岡本政府参考人 石油の中で、いわゆるC重油
を使うものと、それから残渣油という、そういつ
たものを燃料にするものと両方ありまして、たし
かそういうことで石油等という、そういうくくり
をさせていただいてるところでございます。

○塩川鉄委員 原油があつて、そこからそれぞ
れの成分を取り除いていきますね、だんだん最後
の方に残っているC重油になる、さらにまたとる
と残渣油、廃棄物と言われているようなものです
けれども、もちろん化石燃料ですから燃える。火
力の熱源には、燃料には当然なるわけですから
も、そういうものの割合が、石油等の中の残渣
油の占める比重といえますか、全体の中ですかね、
おおよそどのくらいのものでしょうかね。

○岡本政府参考人 今正確な数字は持ち合わせて
おりませんが、IPPの方々が当初、八年から始
まって、九年、十年と、そういうところ、相当、各
電力会社が募集に当たって示しますいわゆる回避
可能原価を相当下回るというところで入札をし
て、確実に落札すべくやったものだから、石油
等の中で、いわゆる残渣油と総称されるものを熱
源、燃料にしているものが比率としては相当高い
という実態にあらうかというふうに推察いたして
おります。

○塩川鉄委員 私もいたいたリストで足し算
してみました、全体でも二割を占めるような割
合で、残渣油の比重が大変高いわけですね。それ
は燃料コストの面で大変安いものですから、当然

そうなるんだと思うんですけれども、やはりこう
いった形での新規参入者というのは、コストで
入ってくるとなると、当然環境負荷の大きいよう
なものがあるを得なくなる、そのことを率直
に指摘せざるを得ません。

例えば一方で、いろいろな環境規制の問題で、
環境アセスなども当然行います。SO_xやNO_x
の規制なども行われますけれども、十一・二五万
キロワットでしたか、それより出力の小さい発電
については、これは環境アセスの対象外だと思
いますけれども、どのくらいあるものなんでしょう
かね。

○岡本政府参考人 環境アセスの対象は、IPP
の募集が始まりましたところは十五万キロワット
で、その後、下がって、今先生がおっしゃった十
一万五千ぐらいに下がっているかと思えます。

アセスをやる、特に電力のアセスというのは相
当徹底したアセスを義務づけるということになっ
ているものだから、コストもかかるということ
があつて、結果として見ました場合に、そのライ
ンというのを下回るところで計画を立てるとい
う方が多いというのが従来の実態であつたかと思
います。

○塩川鉄委員 私、足し算しましたら、以前は
十五万で、下がってきたということですから、以前は
一応十一・二五万キロワット以下で数えますと、
このIPP、四十二件中十九件はそれ以下ですよ
ね。もちろんポリウムの問題、あるかもしれま
せんけれども、しかし、新規参入者の中において、
環境アセスもくぐらないような事業者が多いとい
うのも実態であるわけですね。

その点でも、NO_xやSO_xやばいじんなどに
ついて懸念されるわけですから、このいただ
いたリストで、欄外のところにも米印がありまして、
平成八年度に実施された卸電力入札で、ゼネラル
石油ですね、落札したのが、結果として需給契約
を解約したということが紹介されています。この
ゼネラル石油が撤退した理由というのは何だか、
当時のことでわかりますか。

○岡本政府参考人 ちよつと、二、三年前だった
と思いますので、私も正確なところは記憶してい
ないんですが、当時、新聞等で拝見した記憶です
と、相当安い値段で入札をして、その結果、一た
んは落札したんですけれども、そのコストでやっ
たんではIPPといえども事業を採算ベースで
やっていくのが難しい、そういう情勢判断に至つ
て、途中で違約金を払って撤回をしたというふう
に承知をいたしております。

○塩川鉄委員 私、そこに新規参入者の姿勢が
あらわれていると思うんですね。当時の新聞など
をちよつと見ますと、ゼネラル石油が撤退するそ
のきっかけとなつたのは、発電方式そのものが日
本では見られないような新しいものだった。何を
燃やすかというところ、先ほどの残渣油なんです
よ。その残渣油を燃やす新しい発電方式であるがた
めに、川崎市などが行っている環境規制をクリアで
きずに、当然、大気汚染の公害の大変ひどかつた
川崎でもありますから、住民の方からも大きな反
対の声も上がって、そういう環境規制もクリア
できなくて、結果的にやめると。

私、そういう点で、今の新規参入者というの
がやはり利潤追求の方向で大きく来るとなると環境
負荷が大きくなる、逆行するような面にならな
がってくるんじゃないか、そのことを率直に指摘
せざるを得ません。

そういう点でも、私同じ自由化というのであつ
ても、アメリカにおけるPURPAと言われるよ
うな、組織で行ってきたような、コジェネですと
か、コジェネのような分散電源を優先的に進める
ですとか、風力発電などの小規模発電を促進する
こと、こういうところの自由化というのもちろ
と枠を定めていく、ここにこそ力を入れるべき
じゃないか、そのことをぜひお聞きしたいと思
います。

○榎田大臣政務官 お答えさせていただきます。
御指摘にありましたエネルギー効率の向上に資
するコジェネや風力発電、太陽光発電などの環境
調和型の新エネルギーについては、エネルギーの

安定供給の確保、地球環境問題への対応を図る観点から、その積極的な導入が必要と考えているところでございます。

このため、総合資源エネルギー調査会において策定いたしました長期エネルギー需給見通しの実現に向け、研究開発支援から導入促進まで各種新エネルギー政策を展開してきているところでございます。

具体的に申しますと、本年四月にはすべての電力小売事業者が風力発電や太陽光発電、バイオマス発電等の新エネルギーで発電された電気相当分を購入することを義務づけするRPS法が施行されたところであります。これもこの一環であり、政府としても、着実な運用を図っていくこととしており、また、天然ガスコジェネの導入に対しても、これまで助成措置を講じてきているところであり、今後も必要な措置を講じてまいる所存でございます。

また、今般の電力制度改革におきましても、新エネルギーを含めた分散型電源による電力供給を現行以上に容易化するため、自前の電源を活用した電力供給の原則自由化等の措置をとっていくこととしていくところであります。

政府としては、引き続き電力自由化と新エネルギー導入の両立を図り、安定供給と環境保全の確保の下で効率的な電力供給の実現を目指してまいりる所存でございます。

○塩川(鉄)委員 終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子です。

まず、電力の供給量について伺います。

電力の部分自由化に伴いまして十電力会社及び電源開発会社、日本原子力発電以外の設備から電力供給は昨年一年間でどのくらいあったのか、そしてそれは供給電力全体の何%か、お答えください。

○岡本政府参考人 ただいまの先生のお尋ねは、

いわゆるPPSと言われる新規参入者による電力供給というのがどれくらいかというお尋ねかと思えますが、平成十四年一月から十二月の間でとりまして、合計で十四億キロワットアワーでありまして、全体が八千五百十六億キロワットアワーでございます。自由化された市場というのが、その中で二千五百五十億キロワットアワーの部分というのが今現在自由化されている市場でございますので、この全体需要の中の約二五%部分が自由化されているわけですが、その自由化された市場における新規参入者の供給電力量の割合は〇・六五%でございます。なお、直近、二月でそれを見ますと、この比率というのは〇・八五%となっているところでございます。

○大島(令)委員 それでは、もう一度長官に質問します。

平成十七年度の自由化によりまして、供給される電力の何%が自由に売買されるようになるかと見込んでおられるのか、お答えください。

○岡本政府参考人 今審議会の答申を得まして、十七年四月を目途に、すべての高圧需要家ということで、五十キロワット以上の需要家のところまで自由化範囲を拡大していくということで予定をされておりますが、それによりまして、我が国の電力市場全体の約六三%が自由化されるということになるかというふうに予想しております。

○大島(令)委員 現在のコジェネ等の自家発電施設の規模は日本全国で何万キロワットか、それは電気事業者の電力供給の何%か。昨年一年の実績で構いませんか、お願いします。

○岡本政府参考人 自家用の発電設備につきましては、統計のございます一千キロワット以上の設備について御報告させていただきたいと存じますが、設備容量としましては、平成十四年九月末現在というのが持ち合わせている一番新しい数字でございますが、そこで三千三百五十四万キロワットでございます。件数としましては、二千七百七十一件、それから電気事業用の発電設備容量に對しまして約一五%相当ということになっており

ます。

それから、自家用の発電設備による電力供給という、キロワットアワーの方でございますが、そちらを平成十三年の実績で見ますと、千二百九十四億キロワットアワーとなっております。これは、一般電気事業者による電力供給というのが八千四百三十三億キロワットアワーでございますので、その約一五%に相当するものでございます。

ないしは日本原子力発電、こういったところが、民営化後の電源開発に、みずからの原子力発電所を譲り渡すような計画があるとか、意向があるとか、そういったことは全く聞いておりませんので、そういうことは想定しておりません。

○大島(令)委員 譲り渡そうとすればできるというふうに解釈してもいいんでしょうか。

○大島(令)委員 次に、法案の十三条の設備の売り渡し等について伺います。

○迎政府参考人 電気事業法上の問題といたしましては、当該設備を譲り渡すことによって、譲り渡す者の方の電気事業の遂行が継続できるや否やということ審査して、支障を生じる場合は、その変更、中止命令を発する、こういうことでございます。

第十三条にあります設備の売り渡し等というのは具体的にどのようなことを想定しているのか、売り渡しに原発施設は含まれるのか含まれないのか、お示しください。

○大島(令)委員 できるかできないかですので、そういう形で答えていただけないでしょうか。

○岡本政府参考人 電気事業法十三条におきまして届け出の対象となります設備としましては、一般電気事業者及び卸電気事業者がその電気事業の用に供する設備のうち、発電所、変電所、送電線、配電線及び給電設備などの、電気の供給に直接必要な一定の設備であります。このような設備を譲り渡す場合や所有権以外の権利の目的とする場合には、経済産業大臣に届け出をしていただく必要がございます。

○平沼国務大臣 それは、概念上は、当然であると思います。しかし、事が原子力発電所ですから、前の御質疑の中の答弁にもありましたけれども、それは、所管大臣たる私が、その適確性、そういうものをやはり総合的に判断してその承諾をする、こういうことに相なると思っております。

なお、現行法においても規定しているところでありますが、当該設備の譲り渡しにより電気事業の適確な遂行を継続できなくなるような場合には、その譲り渡しに対して大臣が変更あるいは中止命令をし得ることができていることになっているものでございます。

○大島(令)委員 自由化論議はエネルギー消費の増加を前提としていると考えられますけれども、先ほど来、同じ質問が幾たびか出ておりますけれども、競争に勝つためにコストの低い燃料に走れば、環境悪化にもつながります。この問題はどのように解決していくのか、お答えください。

○岡本政府参考人 電力の需要は、昨年で約二%強伸びているというのが、直近の状況でございます。そういう中で、これから自由化範囲を拡大するに当たって、特に新規参入者の方々がどういう電源を選択されるか、そのことに関連して環境負荷がむしろ高まるのではないかと先ほど来

の御心配かと思っております。

○大島(令)委員 例え、民営化後の電源開発株式会社に原発施設を売り渡し、譲り渡すことがあのかどうか、これはどうでしょうか。

○迎政府参考人 この条文の関係とは別に、今、原子力発電所を設置、運営している九電力会社、

今回提案申し上げております一連の制度改革の中で、例えを申し上げますと、全国的な卸電力の取引所というものを予定しております。こういうものができまると、自分で火力中心のそういった電源を用意するということじゃなくて、例えば原子力

の余剰電力があれば、あるいは水力の余剰電力があれば、これは一般電気事業者が卸電力取引所の方に投入をしますから、そういうところを通じて必要な電気を調達して、それで、自分が捕まえたお客さんに対して電気の供給をやっていくというような道が開けてくるという可能性もございますので、私も、一概に、ここで進めようとしております自由化が、環境負荷をさらに強めるという方向に必ずしも働くものではない。むしろ、そういった逆の方向、環境に優しい方向での電源選択をお手伝いするような部分も、実は工夫をして用意させていただいているところでございます。

○大島(令)委員 しかし、今の長官の答弁ですと、新たに新規参入者が化石燃料系の発電施設の建設よりはということでございますが、東京ガスと新日本石油は最大九十キロワット、大阪ガスは百六十キロワットの発電所新設などを打ち出しているとの報道もあるわけです。ですから、行政として、今の答弁は樂觀的過ぎないかと思いますが、どうでしょうか。

○岡本政府参考人 今言ったような願ふれの方々が計画されるという場合には、天然ガスのコンバインドサイクル発電ということになってこようかと思ひます。

これは天然ガスということで、化石燃料の中では一番CO₂の排出原単位が低いものでございまして、加えて、コンバインドサイクルということで発電効率というものが非常に高うございまして、従来の火力発電設備というのは大体四〇%近辺の発電効率かと思ひますが、コンバインドサイクルであればそれが五〇%を超える、五一・一なり五二%という非常に高い発電効率を実現するということです。

投入される燃料が、天然ガスということで原単位が低いのに加えて、同じ出力の電気を得るにつきましても、投入する天然ガスの量が少なくて済むということです。環境負荷を、特にCO₂排出量をできるだけ減らす、そういう考え方を

のもとにおける電源の選択というものがこれから広がっていくことを我々期待しているところでございます。

○大島(令)委員 そうであるならば、再生可能エネルギーを、自由化の中で、もう少し踏み込んで明確に法的に位置づけるべきではないかと私は思ひますが、どうでしょうか。

○岡本政府参考人 再生可能エネルギー、新エネルギーにつきましても、先般、国会で成立をさせていただきまして、いわゆるRPS法に基づきまして、一般電気事業者、それから新規参入事業者ともどもに、販売電力量に応じて、一定のそういった新エネルギーというものの利用目標量を設定して、それを義務づけるという形でやらせていただいているところでして、これをこしの四月から実際に始めたところでございます。

将来に向けて、相当この利用目標量というのを、十年後に向けて大きく伸ばしていくということで考えておりまして、そういったRPSの的確な運用というものが、いわゆる再生可能な電源というものをこれから系統に投入していくに当たって非常に大きな推進力になるものと私も位置づけ、そのように期待しているところでございます。

○大島(令)委員 先ほど、環境悪化につながらないという方向の答弁でしたが、その答弁に対して、本官に長官が責任が持てるんですか。

○岡本政府参考人 いわゆる分散型電源といううな中で、コジェネに加えて、モノジェネというものが、かなりの勢いで一時普及するということがございました。ただ、直近に至りまして、こういったものが少し頭打ちの傾向を示しつつある。他方でコジェネの方は、これは先生も御存じのように、熱と電気と両方なものですから、熱の需要が結構多い需要家に向けてやる場合には、これは総合効率率というものが非常に高くなつてきますし、電気のコストの方もかなり下がってくるというところで、コジェネタイプのもので、これがかなり普及するという傾向に今あるかと思っております。

今御提案申し上げております制度改正の中では、自営線を引いて、そういった分散型電源から自由化された需要家に向けて供給するというのを解禁する、自由にするということにいたしておりますが、こういったものを通じて、私ども、極力、環境にも十分配慮した、そういった分散型電源というものが普及していくことを期待しているところでございます。

○大島(令)委員 この法案ですとか、あとエネルギーの問題で、大臣は、先ほど来、安定供給ですとか環境、そして、市場原理を利用して高コスト構造をなくすというふうに答弁していらつしやいました。

一つ心配なのは、風力発電や太陽光発電など、電力の自由化によつて研究開発ですとか普及に影響を受けないか、このことが心配ですので、今後、どのような手だてを講じることを考えているのか、大臣にお伺ひしたいと思います。

○平沼国務大臣 いわゆる再生可能エネルギー、新エネルギーというのは非常に重要なエネルギー源だと思ひます。そういう意味で、現時点では全体の中で一割ぐらいの比率ですけれども、今、ここに対しては国も大変支援をしております。これを二〇一〇年までには三割までに拡大しよう、こういう形で予算も増額をさせていただいているところであります。

したがしまして、風力にいたしましてもあるいは燃料電池にいたしましてもバイオマスにいたしましても、そういう環境に優しいエネルギーに関しては、我々としては全力を挙げてその拡大に努力をしなければならない、そういう方向で努力をしているところでございます。

○大島(令)委員 その努力というのは、研究開発への助成ですとか普及という分野でどのように国として努力されるのか、具体的にちよつと方向を聞かせてください。

○平沼国務大臣 これは、新エネルギーの予算としておりまして、今年度も昨年度に比べて、正確に申し上げますと、例えば新エネルギー関係

予算では、技術開発、これは太陽光発電、風力、燃料、バイオマス、これで十五年度は四百三十四億円を計上しております。ちなみに、昨年度は三百八十八億でございますから、今、大変厳しい予算の中でも増額をしておりますところでございます。また実証試験、こういうものもございまして、これは、太陽光発電ですとか集中連系型太陽光、バイオマス、固体分子型燃料電池、これに百八十八億計上しております。昨年度は百億でございますから、約倍増に近い、こういう形でございまして、それから導入促進。この導入促進は三つの分野に分かれておりまして、市場の自立化、先進的事業、あるいは草の根レベルで一生懸命取り組んで、NPO等がやっておりますので、草の根、こういう形で、この三つのジャンルに関して総額九百四十六億円を計上いたしております。これを合算いたしますと、全体でも千五百六十八億円でございます。昨年度に比べて、今、予算の制約が非常に厳しい中ですけれども、八・二%の伸び率、こういう形で計上させていただいております。

○大島(令)委員 今は二〇〇三年度ですから、二〇一〇年ということで、あと二%ですから、大変頑張らないとできないのではないかと思っております。

現在、全国の自治体で、それぞれが知恵を出しまして、太陽光発電や風力発電を行っている例がたくさんあります。代表的な町は山形県の立川町で、ここはほとんどの方がもう知っていると思ひますが、一九八〇年から風力発電エネルギー実用化実験事業に取り組まして、町長さんが一生懸命取り組んだんですね、一九九三年に風力発電機三基を建設、現在では、十基の発電機で九百三十七万キロワットを発電しております。これは、町全体の消費電力の四二・六%に当たります。このほかにも、新エネルギー、とりわけ自然エネルギーを取り入れようと頑張っている自治体があります。この際、国は補助金という形で、NEDOなど

を通して、風力発電の促進にいろいろ力を入れておられますが、地域がみずからの力でやっていますので、こういう自然エネルギー政策にしましては、私は、補助制度だけではなく、この立川町は人口七千人ですが、国が財源を保障して地域に任せるといった手法も大事だと思いますが、こういう手法に関しては大臣はどのように考えておられますか。

○平沼国務大臣 大島先生御指摘のとおり、地域における新エネルギー導入促進対策については、地域の特色や実態を踏まえ、地域の方々のイニシアチブで導入促進を図っていただくことが非常に重要だと思っております。

こうした観点から、当省の支援の施策におきましても、新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOを通じて、地方公共団体の方々にみずから新エネルギー導入ビジョンをつくっていただく制度として、地域新エネルギービジョン策定等事業を用意しているほか、導入促進補助金についても、地方公共団体の幅広い御要望にこたえられるように十分な予算の確保に努めているところでございます。

今後とも、御指摘がございましたという地方公共団体の方々の御要望も踏まえ、そして、地域の方々がそうやって独自に、意欲を持ってやろう、こういう地方公共団体の方々に使いやすい支援制度というものを構築していくことが重要だ、このように思っております。

○大島(令)委員 では大臣、今後、こういう施策に取り組みようとしている自治体の取り組みを今回の法律は阻害することにならないわけですね。

○高市副大臣 自由化によってそれが阻害されるということにはならないと思います。

うでございまして、全国各地の自治体にも広がりが出てきておりますので、私ども、精いっぱい応援させていただきますと思っております。

○大島(令)委員 今東電の原発が停止している関係で、この夏の電力需要のピーク時に電力不足になるといふように言われていて、この質問は、この法案の中でも多くの議員がもう指摘しました。

私はきのう、ドイツ社民党の国会議員のヘルマン・シェアさんとお話しする機会がありまして、この人は、ドイツで再生可能エネルギー法というものをつくった方なんです。その人とのやりとりの中で、この問題は解決できると。夏の冷房をするため、なぜ冷房をしなきゃならないかというと、太陽が降り注ぐわけだから、逆に太陽光で発電して冷房すればいい。しかし、国はダブルスタンダードの考えがあるわけなんです。

要は、時間がかかるわけなんです。一年、二年では、こういうことはできないわけなんです。やはり三十年、四十年という取り組みの中でできると言っているわけなんです。ドイツも原発が三十基ありますが、一気になくすということではなく、長期計画の中でこういうものをあわせてやっていくわけなんです。

ですから、例えば電卓でも、昔は電池を入れていましたけれども、今ほとんどの電卓は太陽光パネルのついたもので、電池を交換しないでも使えますから外国にも持っていきますね。そういう形で、いろいろなところで省エネとか再生可能エネルギーに、国が、原発に頼らなくても、やろうと思えばできるということをやっているわけなんです。

そういうふうな意味で、私は、こういうソーラーエネルギーというのは非常にポテンシャルの高い、可能性があると思っているわけなんです。太陽光は、原則的に、まず太陽光がある限り無尽蔵にあるわけで、エネルギー源が危機にさらされるということはありません。どこでも人手でできます。太陽光発電の場合は、発電装置をつくれれば

すぐに配給できますけれども、原子力エネルギーの場合は、まずウランの採掘から始まり、ウランの輸送、ウラン鉱石の変換、輸送、ウランの濃縮、そしてまた輸送、そして原子力発電所、ここまでは中間貯蔵、最終埋立処分、再処理、こういうものが出てきます。そして電気エネルギーにするときに、高圧レベルの送電、中圧レベルの送電、そして低圧レベルの配給ということ、非常に供給が、エネルギー源から電気になるまでの時間が長いわけなんです。ですから、太陽光発電を、時間ばかりかかりますけれどもやれば、無尽蔵にあるこのエネルギーを私はもっともつと使うべきだと思っております。

もう時間がございせんけれども、今回の法案も、送配電完全分離というふうに期待しておりますが、そうではありませんでしたし、大臣の答弁も昨年と同じように、自然エネルギー、再生可能エネルギーは二〇一〇年までに三割という答弁がずっと続いていますし、私たち社民党は脱原発を掲げてエネルギー政策をずっと言い続けておりますけれども、なかなか意見が合わないということとで、まともな最後の質問になりましたが、ぜひ、太陽という無尽蔵に降り注ぐものに対して、もう少し国としても、原発原発と言わずに考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○村田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○村田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が、一部企業の利潤追求の利便を図るために一般国民に負担をさせるものだからです。

を促すために、電気振りの料金廃止など、新規参入者、電力会社、大手ガス会社など自由化部門の供給事業者にとつての送電網、導管網の利便を図るものです。振りかえ料金の廃止に伴い、振りかえ料金相当分が送電網利用料金としてすべての需要家の電気料金に上乗せされ、一般家庭などもその負担をかけることとなります。新規参入の増加に対応して必要となる送電網、導管網の強化あるいは結果として過剰となる電力会社の発電設備の維持、これらの費用は電力会社の電気供給原価に含まれることになり、総括原価方式のもとにある規制部門の電力料金を押し上げ、一般家庭など小零細需要家にも負担させられることとなります。

第二に、これらの新規参入促進策により、大口需要家をめぐる新規参入者と電力会社、ガス会社あるいは電力会社同士やガス会社同士の競争が激しくなれば、発電所や送電網、導管網など長期的見通しに立った設備投資が抑制され、将来的な安定供給基盤が確保されないおそれがあるからです。既に、自由化が始まって以来、電力会社、ガス会社は、人員削減、投資抑制、さらには修繕費まで抑制しています。この現状に危惧を持たざるを得ません。

第三に、一般ガス事業者すべてに託送供給義務を課すことは、公営を含む中小ガス会社までが大手ガス会社や大口供給に参入している電力会社などとの競争にさらされることになり、結果としてその経営基盤が不安定になり、一般家庭を含む需要家に影響が及ぶおそれがあるからです。

第四に、国家資金による発電所建設などを行ってきた電源開発株式会社を民営化し、自由化されている発電市場に投入することは、国民の財産を民間大企業の営利事業とする、電力版官業払い下げともいふべきものだからであります。

以上、反対理由を述べて、討論を終わります。(拍手)

○村田委員長 次に、大島令子さん。

○大島(令)委員 私は、社会民主党 市民連合を

代表しまして、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案に対し、反対の立場で意見を申し上げます。

電力やガスが自由化になることについては反対するものではありませんが、問題は、自由化するに当たり講じられた施策が非常に不透明であることと、せっかくの自由化が一体だれのための自由化なのか、その目的が不明朗になっているからです。

発送電分離にしまつたかわりに中立的機関がつくられますが、中間法人法に基づく中間法人の形態になるというだけで、どのようなものになるのか具体的なものは示されませんでした。

原子力発電についても問題は先送りされました。特にバックエンド事業については、バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等を分析、評価する場を立ち上げ、平成十六年末までに経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について検討を行う、必要な措置を講ずるとしているのみです。これは問題の先送りと思っております。

もう時代は市場に対して行政の関与を求めています。必要な規制はもちろんありますが、それ以外は市場を信じるべきです。この間の経産省の法案を見るにつけ、それが中途半端に見えてなりません。

繰り返しですが、電力やガスの自由化は反対するものではありませんが、この法案はそれを担保するものとはなっていないというのが社民党の結論です。

以上、本法案に反対の意見を申し上げ、討論いたします。

○村田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○村田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、下地幹郎君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守新党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)

国民生活と経済活動の基盤となる電気事業及びガス事業の制度改革については、エネルギーの安定供給の確保や環境への適合を図りつつ、エネルギー需要者の利益を十分確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国のエネルギーセキュリティと環境保全等の両立の観点から、原子力発電を中核的な電源と位置付け、原子力発電の開発・利用を推進するため、優先給電指令制度の整備など電力供給システムの一層の整備を図ること。

特に、原子力発電のバックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、平成十六年末までに必要な措置を講ずること。

二 電力・ガス事業の将来の小売自由化範囲の拡大については、ユニバーサル・サービスや最終保障の在り方等の観点を踏まえ、今後、

十分慎重に検討すること。

三 電力・ガスの安定的かつ効率的供給を確保するため、川上から川下まで一貫した体制で確実に電力・ガスの供給を行う「責任ある供給主体」が必要であることにかんがみ、一般電気事業者制度及び一般ガス事業者制度を存続させるとともに、本法施行後三年経過時に予定される本改正の検証の際も、当該制度を存続した趣旨を十分尊重すること。

四 卸電力取引所の整備、託送制度の見直しなど本制度改正の具体的制度設計に当たっては、安定供給と環境適合を大前提に、公正かつ公平なルールに基づく市場環境の整備を行うこと。

また、振替供給料金の廃止に当たっては、送電線建設等に要するコストの公平・確実な回収、送電費用の負担に関する適切な精算、遠隔地電源立地の抑制の確保に留意して制度設計を行うとともに、消費者の理解が得られるような仕組みとすること。

なお、振替供給料金の廃止後の状況の推移を見て、これらについて不具合が生じるような場合には、直ちに振替供給料金の廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図ること。

五 送配電等業務支援機関については、いわゆる中立機関として送配電部門の公平性・透明性を確保するための機関であることにかんがみ、基本的な方針の策定等の支援業務の実施に当たっては、公平・透明な運用と安定供給の確保の観点に留意すること。

六 地球環境問題への対応等の観点から、分散型電源の導入が、地球環境負荷を高める電源に偏ることのないように配慮するとともに、燃料電池や太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの開発・利用を推進すること。

七 エネルギーセキュリティの確保や地球環境保全等に配慮したベストミックスの観点から、天然ガス利用の拡大を図るとともに、ガ

ス体エネルギー確保のための積極的な資源外交に努めること。

八 電源開発基本計画の廃止に当たっては、電源立地の停滞や困難化を招来することのないよう、電源開発の円滑化のため引き続き必要となる地元合意形成の促進や関係省庁における許可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずること。

九 電源開発株式会社については、民間会社としての経営基盤を早期に確立して同社を効果的かつ積極的に活用するため、指定会社による財務基盤の強化のための措置を確実に達成するとともに、完全民営化の趣旨にかんがみ、資本、人事の面において一層自主的かつ責任ある経営体制の確立が図られるように努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○平沼国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○村田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○平沼国務大臣 まず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

化学物質は、現代の国民生活に欠かせない基礎的資材であります。その中には固有の性状として有害性を示すものもあるため、化学物質の適正な管理には万全を期する必要があります。

このため、我が国においては、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、本法律に基づき審査、規制を行つてまいりました。

一方、化学物質の管理に係る政策に関してさまざまな取り組みが進捗する中で、我が国における

化学物質の審査規制制度に関し、人の健康への影響に加えて動植物への影響の観点も含めるとともに、化学物質の環境中への放出可能性に応じた対応を行うことが国内外から求められております。

このような状況を踏まえ、本法律に基づく審査規制制度において、動植物への影響に着目した制度を導入するとともに、より効果的かつ効率的な審査、規制を行い、化学物質による環境汚染をより確実に防止するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、新規化学物質の事前審査において、動植物の生息または生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについても新たに審査を行うこととしております。また、審査の結果、これに該当し、環境中で分解しにくいものとされた化学物質について製造・輸入数量の届け出の義務づけ等の措置を講ずるほか、その有する性状等に応じて所要の規制を行うこととしております。

第二に、環境中で分解しにくく、生物の体内に蓄積しやすい既存化学物質について、製造・輸入数量の届け出の義務づけ等の措置を講ずることとしております。

第三に、新規化学物質のうち、環境の汚染を生ずるおそれがないこと等につき主務大臣の確認を受けたものについては、これを製造し、または輸入することができるよう所要の規定の整備を行うこととしております。

第四に、化学物質の製造・輸入事業者が化学物質に関する有害性情報を取得した場合には、その内容を国に報告することを義務づけることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

揮発油、軽油、灯油といった消費者との関連が深い燃料については、消費者保護等の観点から、揮発油等品質確保法に基づき、適正な品質規格を定め、それに適合しないものについては販売を禁止することによって安全の確保を図ってきたところであります。

しかしながら、近年、揮発油にアルコールを大量に混合させた高濃度アルコール含有燃料が自動車用燃料として販売され、この燃料を使用することに伴う車両火災等の事故が発生しております。

そのため、今般、消費者保護のため、このような混合燃料についても揮発油等品質確保法による安全規制の対象とするための措置を講じることとしております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

揮発油等とその他の物の混合物であつて揮発油等と同じ性状を有するものを同法による品質確保措置の対象とするため、揮発油等の定義改正を行うこととしております。なお、これを踏まえて、揮発油の品質規格を改正し、既販の自動車の安全を前提に、アルコールの混入許容値を規格化することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○村田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○村田委員長 次に、中山義活君外三名提出、中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。中津川博郷君。

中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中津川議員 ただいま議題となりました民主党提案の中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

銀行の中小企業者に対する融資の現状については、かねてからさまざまな問題点が指摘されてまいりました。

まず、銀行から中小企業者及び保証人に対する事前説明が十分なされないまま、返済能力を超えた過剰融資及びこれに伴う過剰な担保の要求が行われてきたという事実がございます。その結果、多くの中小企業者や保証人は、債務の履行や担保権の実行の名のもとに、応分の負担を超えた、生存権を脅かしかねない過重なリスクを負わされている現状がございます。

また、中小企業者が一度でも返済を滞らせるや、担保至上主義に陥っている銀行は、当該中小企業者の事業の将来性や再建の可能性を度外視して、担保不足を理由に一転して貸しはがしを行い、これにより中小企業者の倒産が増加しているという事態も多々見られます。このような事態は、銀行の業務の公共性、倫理道徳性にかんがみて望ましい事態とは言えず、早急な是正が望まれます。

しかしながら、銀行貸し付けをめぐるルールは、主に当事者同士の契約条項、すなわち約款に基づいて行われてきたわけで、貸金業に見られるような法律の形をとった規制は、これまで一切されてきませんでした。この当事者同士の約款も必ずしもフェアなものとは言えずに、実際には銀行側の権利のみを定めていて、消費者・顧客である借り手側の権利を定めない、ないしは民法上当然認められてしかるべき従前の権利を制限する内容の条項が多かったというのが実情であります。したがって、本法案は、もしこれが成立すれば、銀行業の貸し付け方法を規制すると同時に借り手の保護の観点から条項を定める初めての法律ということになります。

以上が、銀行と中小企業者及び保証人の間の契約締結過程及び契約内容の適正化を図るために、本法律案を議員立法としてまとめ、提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を申し上げます。

第一に、対象となる金融機関は、銀行及び長期信用銀行であります。

第二に、対象となる貸付契約及び保証契約は、中小企業者に対する銀行等の資金の貸し付け及び保証契約を指します。

第三に、銀行等が中小企業者に対し貸付契約及び貸付契約に係る保証契約を締結しようとするときは、貸し付け条件及び保証条件について資金の借り手及びその保証人に対し説明をしなければならぬとするものであります。特に保証人に対しては、その保証責任の範囲、期間等を明確にする義務があるものといたします。

第四に、銀行等が中小企業者に対し貸付契約及び貸付契約に係る保証契約を締結したときは、遅滞なくその契約内容を明らかにする書面を交付しなければならぬとするものであります。

第五に、銀行等は、貸付契約等の締結に関する方針を定め、公表しなければならぬこととしております。その方針においては、貸し付け条件を定めるに当たり、中小企業者の経営状況並びにその事業の性質及び成長発展の可能性に照らし配慮すべき事項、また財産を担保として提供させるに当たっては、その使用形態に照らし配慮すべき事項、さらには保証期間、保証金額及び保証の範囲を定めるに当たっては、保証人となろうとする者の経済状況その他の事情に照らし配慮すべき事項、及びその他貸付契約等の締結に際し配慮すべき事項について定めることとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時十三分散會

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条・第五條の二）

第三章 第一種特定化学物質に関する規制等（第一條 第一種監視化学物質に関する措置（第五條の三）第五條の五）

第二節 第一種特定化学物質に関する規制（第六條―第二十二條）

第四章 第二種特定化学物質に関する規制等（第二條 第二種監視化学物質に関する措置（第二十三條―第二十五條）

第二節 第三種監視化学物質に関する措置（第二十五條の二―第二十五條の四）

第三節 第二種特定化学物質に関する規制（第二十六條―第二十八條）

第五章 雑則（第二十九條―第四十一條）

第六章 罰則（第四十二條―第四十八條）

附則

第一条中「おそれ」の下に「又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」を加える。

第二条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号口を次のように改める。

口 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じて人に該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

第二条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、「被害」の下に「又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害」を加え、同項各号を次のように改める。

一 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するものであること。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するものであること。

然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するものであること。

第二条第六項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、「指定化学物質」を「第一種監視化学物質又は第二種監視化学物質」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第四項第五項」を「第四項第七項（第四條の二第九項において準用する場合を含む。）」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「前項各号の二」を「第三項第一号」に、「同項各号の一」を「同号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 この法律において「第三種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（第二項第一号に該当するもの及び第三項第二号イに該当するもので第二種特定化学物質として指定されているものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

7 この法律において「新規化学物質」とは、次に掲げる化学物質以外の化学物質をいう。

一 第四条第四項（第四條の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質

二 第一種特定化学物質

三 第二種特定化学物質

四 第二種監視化学物質（第二十五條第二号の

規定により指定を取り消されたものを含む。)

五 第三種監視化学物質

六 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「第一種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質新規化学物質を除く。で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 第二項第一号イに該当するものであり、かつ、同号ロに該当するかどうか明らかでないものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

第二条に次の一項を加える。

10 経済産業大臣及び環境大臣は、第六項の規定により一の化学物質を第三種監視化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

第三条中「次に掲げる化学物質以外の化学物質（以下「新規化学物質」という。）を「新規化学物質」に改め、同条ただし書及び各号を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、この限りでない。

一 第五条の二第二項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第一項第五号に該当するものである旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき。

二 試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。

三 試薬（化学的方法による物質の検出若しくは

は定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。）として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。

四 その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じることがないものとして政令で定める場合に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認を受けたところから従つてその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

五 一の年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量。第四条の二第一項及び第四項第一号において同じ。）が政令で定める数量以下の場合であつて、既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでない旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を当該年度において製造し、又は輸入するとき。

第三条に次の三項を加える。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第四条の二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）を合計した数量が同号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、

次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第四号の確認を取り消さなければならない。

一 第一項第四号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第四号の確認を受けた者が、その確認を受けたところから従つてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していないと認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第一項第四号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じることがあると認めるとき。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第五号の確認を取り消さなければならない。

一 第一項第五号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第五号の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第一項第五号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二条第三項第一号に該当する疑いのあるもの（同号に該当するものを含む。第四号において同じ。）であつて、かつ、同条第六項各号に該当しないもの

第四条第一項第四号中「又は第二号」を「から第四号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第二条第二項各号」を「第二条第二項各号又は同条第六項各号のいずれにも」に、「同条第三項各号」を「同条第三項第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二条第三項第一号に該当する疑いのないものであつて、かつ、同条第六項各号のいずれかに該当するもの

四 第二条第三項第一号に該当する疑いのあるものであつて、かつ、同条第六項各号のいずれかに該当するもの

第四条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「前項第四号」を「前項第六号」に、「第三号まで」を「第五号まで」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「及び第二項」を「又は第二項」に、「前条」を「前条第一項」に、「第二条第三項各号の一」に「該当する疑いのある」を「第一項第二号又は第四号に該当する」に、「同条第四項」を「第二条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第三号又は第四号に該当するものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該化学物質につき第二条第六項の規定による指定をするものとする。

第四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前条」を「前条第一項」に、「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「遅滞なく」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の判定を行うために必要があると認めるときは、前条第一項の届出をした者に対し、当該届出に係る新規化学物質の性状に関する第七項に規定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める資料の提出を求めることができる。

第四条の次に次の一条を加える。

（製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等）

第四条の二 第三条第一項の届出をしようとする

者で、一の年度におけるその届出に係る新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が第四項第一号の政令で定める数量以下であるものは、その届出に際し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その新規化学物質が前条第一項第六号に該当する場合においてはそれが次の各号のいずれかに該当するかどうかの判定を行うよう申し出ることができ

一 イ及びロに該当する化学物質であること。
イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものでないこと。

ロ 前条第一項第二号から第四号までに該当するかどうか明らかでないものであること。

二 当該新規化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む）が前号に該当するものであること。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の届出があつた場合において、前条第一項の規定に際してその届出に係る新規化学物質が同項第六号に該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、第三条第一項の届出を受理した日から三月以内に、前条第一項第六号に該当する旨の判定を行うことに代えて、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果を前項の届出をした者に通知しなければならぬ。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 前項各号のいずれかに該当するもの
二 前項各号に該当しないもの
三 前項各号のいずれかに該当するかどうか明らかでないもの

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の届出に係る新規化学物質が前条第三号に該当すると判定したときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならぬ。

4 第二項又は前項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、毎年度、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その通知に係る新規化学物質の製造又は輸入が次の各号に該当する旨の確認を受けることができる。

一 届出に係る年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が政令で定める数量以下であること。
二 既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでないこと。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第三条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）を合計した数量が前項第一号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同項の確認をしてはならない。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四項の確認を取り消さなければならない。

一 第四項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。
二 第四項の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質

を製造し、又は輸入していると認めるとき。
三 前号に掲げる場合のほか、第四項の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

7 第二項又は第三項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、必要があると認めるときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知に係る新規化学物質に関して次項の判定を行うよう申し出ることができる。

8 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二項若しくは第三項の規定により第一項の届出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当するものである旨の通知を行ったとき、第四項の届出に係る新規化学物質の製造若しくは輸入が同項各号に該当する旨の確認を行わなかつたとき、同項の確認を取り消したとき、又は前項の届出があつたときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が第四条第一項第一号から第五号までのいずれに該当するかを判定し、その結果をその新規化学物質について第一項の届出をした者に通知しなければならない。

9 前条第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は前項の判定に準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項」とあるのは、「第四条の二第八項」と読み替えるものとする。

第五条中「第三条の二」を「第三条第一項の二」、「前条第一項又は第二項」を「第四条第一項若しくは第二項又は前条第八項」に、「同条第三項又は第四項」を「第四条第四項から第六項まで（前条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入が第三項第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入について前条第四項の規定による確認を受けた場合（同条第六項の規定によりその確認が取り消された場合を除く。）において、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

「第三章 第一種特定化学物質に関する規制」を「第三章 第一種特定化学物質に関する規制等」に改める。

第一節 第一種監視化学物質に関する措置

（製造数量等の届出）

第五条の三 第一種監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の第一種監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

（第一種監視化学物質に係る有害性の調査）
第五条の四 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第一種監視化

学物質につき、第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第一種監視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該第一種監視化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第一種監視化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該第一種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

第十三条第一項中「もの」の下に「（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）」を加える。
第二十二条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があるとき、必要限度において、その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対し、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要限度において、当該各号に定める者に対し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第七条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者
- 三 第十三条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者
- 四 第十四条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者

「第一節 指定化学物質に関する措置」を「第一節 第二種監視化学物質に関する措置」に改める。

第二十三条中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に改める。

第二十四条の見出しを「（第二種監視化学物質に係る有害性の調査）」に改め、同条第一項中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「第二項第五項」を「第二条第八項」に、「同条第三項各号の一」を「同条第三項第一号」に、「同項各号の一」を「同条第二項中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「第二項第三項各号の一」を「第二条第三項第一号」に改める。

第二十五条の見出し中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に改め、同条中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「一」を「一」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されたとき（当該第二種監視化学物質が同項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該第二種監視化学物質が同項第一号に該当すると認めるに至つたときを含む。）

第二十五条第二号中「第二項各号」を「第二項第三項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「この条及び第四十二条において」を削り、同条第四項中「被害」の下に「又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害」を加える。

第四章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 第三種監視化学物質に関する措置

（製造数量等の届出）
第二十五条の二 第三種監視化学物質（第二十五条の四第二項の規定により経済産業大臣及び環

境大臣が公示したものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、第三種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第三種監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第三種監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の第三種監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

（第三種監視化学物質に係る有害性の調査）

第二十五条の三 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第二種監視化学物質につき、第四条第七項（第四条の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する試験の試験成績その他当該第三種監視化学物質に関して得られている知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第三種監視化学物質が第二項第三項第二号に該当するものであるとすれば、当該第三種監視化学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第三種監視化学物質について同号に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（継続的に当該化学物質が摂取され、又はこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息又は生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告す

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第一種監視化学物質が第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の關係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があるとき、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

（第一種監視化学物質の指定の取消し）

第五条の五 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種監視化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
一 第一種特定化学物質に指定されたとき。
二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二条第二項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

べきことを指示することができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第三種監視化学物質が第二項第三号に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の關係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

(第三種監視化学物質の指定の取消し等)

第二十五条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、第三種監視化学物質が第二項第三号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されたとき(当該第三種監視化学物質が同項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該第三種監視化学物質が同項第二号に該当すると認められるに至つたときを含む。)は、第三種監視化学物質の指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第三種監視化学物質が第二項第三号に該当しないと認められるに至つたときは、遅滞なく、その第三種監視化学物質の名称を公示しなければならない。

第三十条中「指定化学物質」を「第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質(以下「監視化学物質」と総称する。)」に、「当該指定化学物質」を「当該監視化学物質」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(有害性情報の報告等)

第三十一条の二 監視化学物質、第二種特定化学物質、第四項第四号(第四号の二第九項において読み替へて準用する場合及び第五号の二第二

項において準用する場合を含む。)の規定により公示された化学物質、第三項第一項第五号若しくは第四号の二第四項の規定に係る新規化学物質又は附則第二項第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質(以下「報告対象物質」という。)の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造又は輸入した報告対象物質について、第四号第七項に規定する試験の項目又は第五号の四第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条の三第一項に規定する有害性の調査の項目に係る試験を行つた場合(当該試験を行つたと同等の知見(公然と知られていないものに限り。)が得られた場合を含む。)であつて、報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、

厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第五号の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合において、これらの規定によりその内容を報告するときは、この限りでない。

一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであること。

二 生物の体内に蓄積されやすいものであること。

三 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

四 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

五 報告対象物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が前各号のいずれかに該当するものであること。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質が第二項第二号各号、第三項各号、第四項各号若しくは第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認められるに至つたときは、遅滞なく、第一種特定化学物質の指定その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三項第一項第四号若しくは第五号又は第四号の二第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

第三十三条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 機構は、前項の指示に従つて第五項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

8 第五項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

項を加える。

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三項第一項第四号若しくは第五号又は第四号の二第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(機構に対する命令)

第三十三条の二 経済産業大臣は、前条第五項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(機構の収去についての審査請求)

第三十三条の三 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第三十九条第一項第一号中「第三十二條第一項」を「第三十二條第二項」に、「第三十三條第一項」を「第三十三條第二項」に改め、同項第二号中「及び助言」の下に「(第三種監視化学物質に係るものを除く。)」を加え、「第三十二條第二項」を「第三十二條第三項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四三

「及び第三十条の規定を、」を、「第三十条並びに第三十一条の二第一項の規定を、」に改め、「については第十四条、第十五条第一項の下に、「第二十二條第三項」を加える。

第四十一条中「第四條第一項若しくは第二項の判定、第二十四條第一項の指示、同條第二項の判定又は第二十六條第四項の認定をしようとするとき」を「次に掲げる場合に」に改め、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の各号を加える。

一 第二條第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四條第一項若しくは第二項、第四條の二第八項又は第五條の四第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二條第三項、第十三條第一項、第十四條若しくは第二十六條第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二 第二條第四項又は第五項の指定をしようとするとき（第四條第一項若しくは第二項又は第四條の二第八項の判定に基づきその指定をしようとする場合を除く。）。

三 第四條第一項若しくは第二項、第四條の二第二項、第三項若しくは第八項、第五條の四第二項又は第二十四條第二項の判定をしようとするとき。

四 第五條の四第一項又は第二十四條第一項の指示をしようとするとき。

五 第二十六條第四項の認定をしようとするとき。

第四十一条に次の一項を加える。
2 経済産業大臣及び環境大臣は、第二條第六項の指定をしようとするとき（第四條第一項若しくは第二項又は第四條の二第八項の判定に基づきその指定をしようとする場合を除く。）、又は第二十五條の三第一項の指示若しくは同條第二項の判定をしようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

第四十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第二十二條第三項の規定による命令に違反した者

第四十三条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條第一号中「第三條」を「第三條第一項」に改め、同條第三号中「第二十四條第一項」を「第五條の四第一項、第二十四條第一項又は第二十五條の三第一項」に改める。

第四十四条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第三号中「第二十二條」を「第二十二條第一項若しくは第二項」に改める。

第四十五条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同條第二号中「第二十三條第一項」を「第五條の三第一項、第二十三條第一項、第二十五條の二第一項」に改め、同條第四号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十六条中「第四十二條から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人」を「に」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十二條 一億円以下の罰金刑
二 第四十三條第一号、第二号又は第四号 五十万円以下の罰金刑
三 第四十三條第三号、第四十四條又は前条 各本条の罰金刑

第四十七條を次のように改める。
第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第一項又は第二十六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第三十一條の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
本則に次の一條を加える。

第四十八条 第三十三條の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則 第四條中「第三條第二号」を「第二條第七項第二号」に改め、「掲げる化学物質」の下に「同項第三号に掲げる化学物質にあつては、同條第三項第一号に該当するものに限る。」を加え、「第四條第五項」を「第四條第七項」に、「第二條第五項」を「第二條第八項」に改める。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（確認に関する経過措置）
第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三條ただし書の政令で定める場合に該当することにより同条の届出をしないので新規化学物質を製造し、又は輸入している者のうち政令で定める者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から六月を経過する日までこの間は、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「新法」という。）第三條第一項の規定にかかわらず、同項の届出をしないので、引き続き当該新規化学物質を製造し、又は輸入することができる。（準備行為）

第三條 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、施行日前においても、新法第三條第一項第五号の規定の例により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）
第五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

（検討）
第六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）
第七條 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
第十一條第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三條第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

理由
化学物質の管理の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、新規化学物質の審査及び規制をより効果的かつ効率的に行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するため、難分解性を有し、かつ、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質等を新たに規制の対象とするともに、新規化学物質の審査について、その製造又は輸入の数量、取扱いの方法等に応じた措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一

部を改正する法律

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「灯油、軽油及び重油」を「軽油及び灯油」に改め、「炭化水素油」の下に「炭化水素その他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。」を加え、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「灯油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十五パーセント留出温度が二百七十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のもの（第二項に規定する揮発油を除く。）をいう。

第二条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「軽油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十五パーセント留出温度が三百六十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下で、かつ、温度十五度における比重が〇・八七五七以下のもの（温度十五度における比重が〇・八三以上で経済産業省令で定める試験方法による十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のもの、第二項に規定する揮発油及び第七項に規定する灯油を除く。）をいう。

第二条第二項中「揮発油」の下に「揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「揮発油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による減失量加算九十パーセント留出温度が百八十度を超えない範囲内で経済産業省

令で定める温度以下のものをいう。
第四条第一項第二号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十三条中「揮発油」の下に「揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。」を加える。

第十七条の四第四項中「揮発油輸入業者は、」の下に「自動車の燃料として販売又は消費するために」を加え、「その用途に応じ」を削り、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、「用途その他の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定は、揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして販売又は消費するために揮発油を輸入した場合において、輸入後に当該揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときに準用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとする。

第十七条の八第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第十七条の十第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、「灯油生産業者」との下に、同条第四項及び第五項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」とを加える。

第二十七条中「二」を「一」に改め、「二十万」を「三十万」に改め、同条第二号中「第十七条の四第四項」の下に「同条第五項（第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（揮発油販売業の登録に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第四項に規定す

る揮発油販売業を行つてゐる者（この法律の施行前に同項に規定する揮発油販売業に該当する事業でこの法律による改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律第二条第三項に規定する揮発油販売業に該当しないものを行つてゐた者に限る。）は、この法律の施行の日から六十日間、新法第三条の登録を受けず、新法第二条第四項に規定する揮発油販売業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業について新法第三条の登録を申請した場合において、その登録をする旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

2 前項に規定する期間内における新法第十一条第二項、第十三条、第十四条、第十六条、第十六条の二、第十七条の二第一項、第十七条の六第一項、第十八条、第十九条第一項及び第四項並びに第二十條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第二条第一項の規定によりその事業を行うことができることとされた者を含む。）」とする。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正）
第五条 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第一条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（地価税法の一部改正）
第六条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

理由

揮発油と炭化水素以外の物との混合物が自動車用燃料として使用されることによる事故が発生している状況を踏まえ、揮発油等の炭化水素油とその他の物との混合物であつて揮発油等と同等の性状を有するものについて、その品質を確保するために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案

中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、中小企業者に対する金融の円滑を図る観点から銀行等の資金の貸付けが果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業者に対する資金の貸付けに関する銀行等の説明義務及び書面の交付義務並びに貸付方針の策定義務を定めること等により、中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営を確保し、もつて中小企業者の経営の安定及びその事業の成長発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げる者をいう。

2 この法律において「銀行等」とは、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）及び長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）をいう。

3 この法律において「貸付契約」とは、中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けに係る契約をいう。

4 この法律において「貸付契約等」とは、貸付契約又は当該貸付契約に係る保証契約をいう。

(貸付条件等の説明)

第三条 銀行等は、貸付契約を締結しようとするときは、その契約の相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項について説明をしなければならない。

- 一 貸付けの利率及び遅延損害金の割合
- 二 返済期間及び返済回数
- 三 担保
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 銀行等は、貸付契約に係る保証契約を締結しようとするときは、その契約の相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項について説明をしなければならない。

- 一 保証期間
- 二 保証金額
- 三 保証の範囲
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(書面の交付)

第四条 銀行等は、貸付契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその契約の相手方に交付しなければならない。

- 一 契約年月日
 - 二 貸付金額
 - 三 貸付けの利率及び遅延損害金の割合
 - 四 返済期間及び返済回数
 - 五 担保があるときは、その内容
 - 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 銀行等は、貸付契約に係る保証契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその契約の相手方に交付しなければならない。
- 一 保証期間
 - 二 保証金額

三 保証の範囲

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 銀行等は、貸付契約に係る保証契約を締結したときは、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項について当該貸付契約の内容を明らかにする書面を当該保証契約の相手方に交付しなければならない。銀行等が、貸付契約で保証契約に係るものを締結したときにおいても、同様とする。

(貸付契約等の締結に際しての配慮)

第五条 銀行等は、貸付契約等の締結をするに際し、中小企業者の経営の安定及びその事業の成長発展に資するよう配慮しなければならない。

(貸付方針の策定等)

第六条 銀行等は、貸付契約等の締結に関する方針（以下「貸付方針」という。）を定めなければならない。

2 貸付方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 貸付けの利率、遅延損害金の割合、返済期間、返済回数その他の貸付条件を定めるに当たっては、中小企業者の経営状況並びにその事業の性質及び成長発展の可能性に照らし配慮すべき事項
 - 二 土地、建物その他の財産を担保として提供させるに当たっては、その使用形態に照らし配慮すべき事項
 - 三 保証期間、保証金額及び保証の範囲を定めるに当たっては、保証人となろうとする者の経済状況その他の事情に照らし配慮すべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、貸付契約等の締結に際し配慮すべき事項
- 3 銀行等は、貸付方針を定めたときは、内閣府令で定める方法により、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 附則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第四条第一項、第二項及び第三項前段の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する貸付契約等について適用し、施行日前に締結した貸付契約等については、なお従前の例による。

2 第四条第三項後段の規定は、施行日以後に締結する貸付契約で保証契約に係るものについて適用し、施行日前に締結した貸付契約で保証契約に係るものについては、なお従前の例による。

理由

中小企業者に対する金融の円滑を図る観点から銀行等の資金の貸付けが果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営を確保するため、中小企業者に対する資金の貸付けに関する銀行等の説明義務及び書面の交付義務並びに貸付方針の策定義務を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年六月二日印刷

平成十五年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F